

高等学校教育の現状について

令和元年 8月30日

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）

目次

1. 高等学校・高校生の現状について..... 2

高等学校の現状

- ・高等学校の学校数..... 3
- ・高等学校の生徒数..... 9
- ・高等学校の教職員数..... 14
- ・高等学校等への進学率..... 15

高校生の現状

- ・高校生の学習意欲・学習時間等の実態..... 16
- ・高等学校における中途退学者数..... 27
- ・高校生の卒業後の進路状況..... 28
- ・定時制・通信制課程の生徒の就業状況等..... 30

2. 高等学校改革の動向について..... 32

これまでの主な施策

- ・高等学校に関する近年の主な制度改革..... 33
- ・高大接続改革の推進..... 34
- ・学習指導要領の改訂..... 36
- ・基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築..... 43
- ・高等学校通信教育の質の確保・向上..... 45
- ・Society5.0に向けた人材育成..... 49

政府の基本方針・計画等

- ・教育再生実行会議第11次提言..... 54
- ・経済財政運営と改革の基本方針2019..... 55
- ・まち・ひと・しごと創生基本方針2019..... 56

(参考) 高等学校教育に関する制度・政策等について..... 57

関連する諸制度・取組事例等

- ・高等学校制度の概要..... 58
- ・公立高等学校の教職員定数..... 62
- ・教員免許制度の概要..... 64
- ・学校運営協議会制度の概要..... 65
- ・SC・SSW等の配置状況..... 67
- ・部活動関係..... 72
- ・高等学校教育部会審議まとめ概要..... 76
- ・多様な高等学校教育の取組事例..... 79

関連する支援事業等

- ・WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業..... 83
- ・地域との協働による高等学校教育改革推進事業..... 84
- ・スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 85
- ・スーパーグローバルハイスクール (SGH) 86
- ・スーパープロフェッショナルハイスクール (SPH) 87
- ・高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業..... 88
- ・高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業..... 89
- ・学校を核とした地域力強化プラン..... 90
- ・広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業..... 93

1. 高等学校・高校生の現状について

高等学校の学校数（平成30年度）

- 高等学校の学校数（平成30年度）について、全日制高校は4,730校（全体の84.1%）、定時制高校は639校（全体の11.4%）、通信制高校は252校（全体の4.5%）。

（全日制・定時制課程）

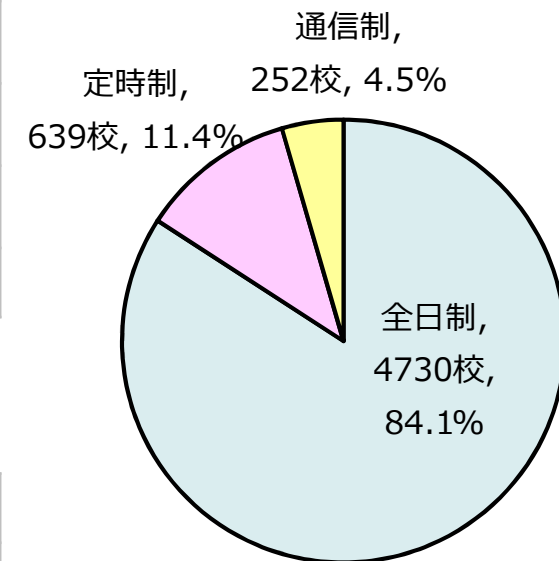
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2,947	1,296	4,258
定時制	—	163	4	167
全定併設	—	449	23	472
総計	15	3,559	1,323	4,897

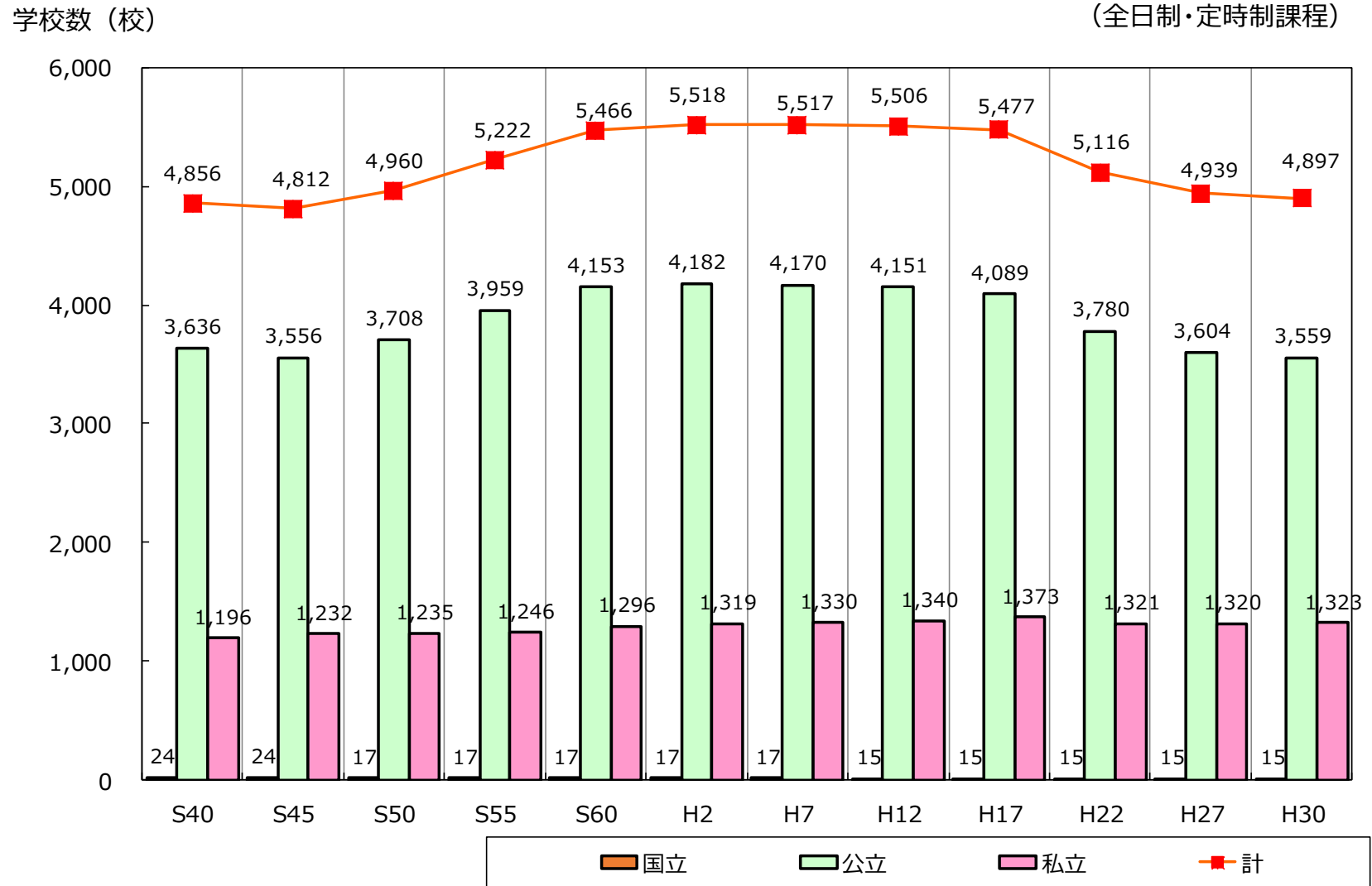
（通信制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	7	103	110
併置校	—	71	71	142
総計	—	78	174	252



高等学校の学校数（国公立別・推移）



（出典）文部科学省「学校基本統計」

高等学校の学校数（学科別・平成30年度）

(校)

	国立 (全日制)	公立			2,469	私立			1,275	合計			割合		
		全日制	定時制	全定併設		全日制	定時制	全定併設		全日制	定時制	全定併設			
普通	11	2,044	164	261	2,469	1,256	3	16	1,275	3,311	167	277	3,755	56.2%	
専門教育を主とする学科	農業		280	11	9	300	3		3	283	11	9	303	4.5%	
	工業	1	330	15	92	437	90	2	92	421	15	94	530	7.9%	
	商業		399	29	37	465	148	3	2	153	547	32	39	618	9.2%
	水産		41			41				41			41	0.6%	
	家庭		163	11		174	97	3		100	260	14		274	4.1%
	看護		29	1		30	63	2	1	66	92	3	1	96	1.4%
	情報		19	1		20	6			6	25	1		26	0.4%
	福祉		59			59	40			40	99			99	1.5%
	その他 (※)	1	441	2	1	444	123			123	565	2	1	568	8.5%
総合学科	2	312	28	9	349	22	2		24	336	30	9	375	5.6%	

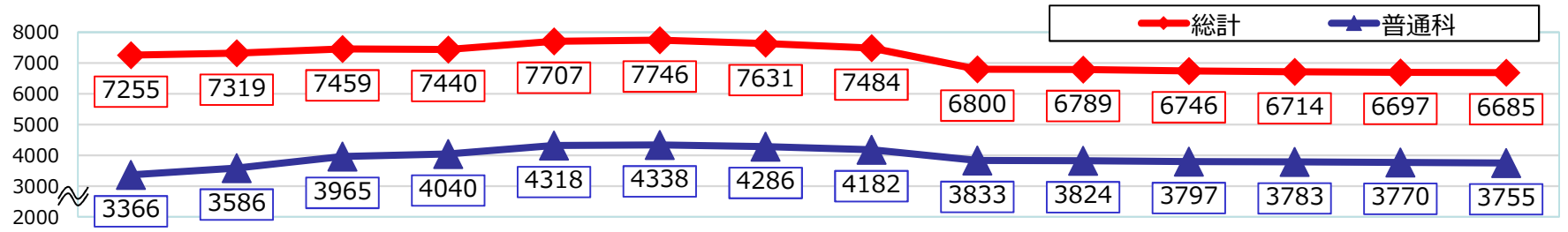
※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計
 ※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

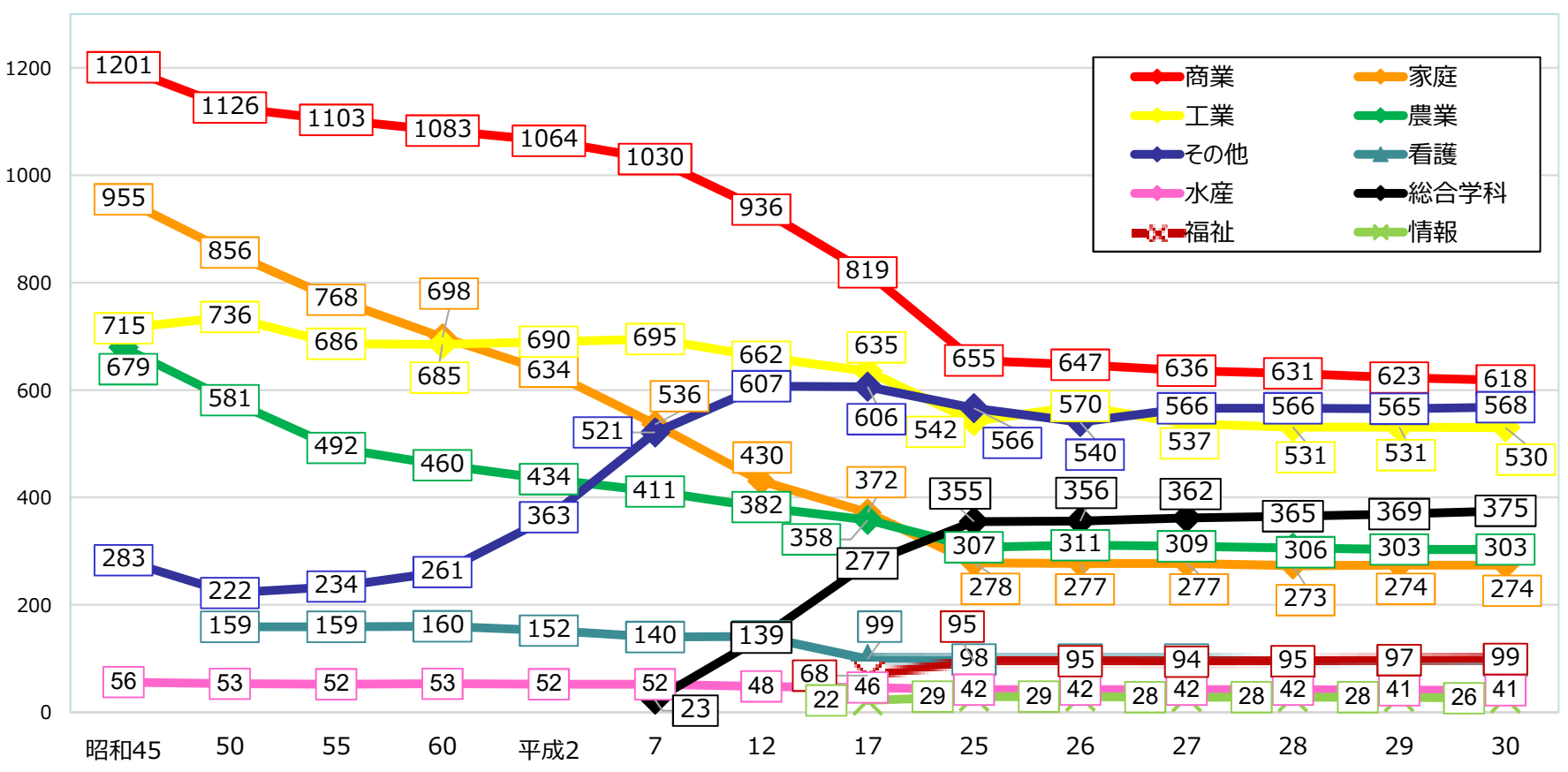
高等学校の学校数（学科別・推移）

（全日制・定時制課程）

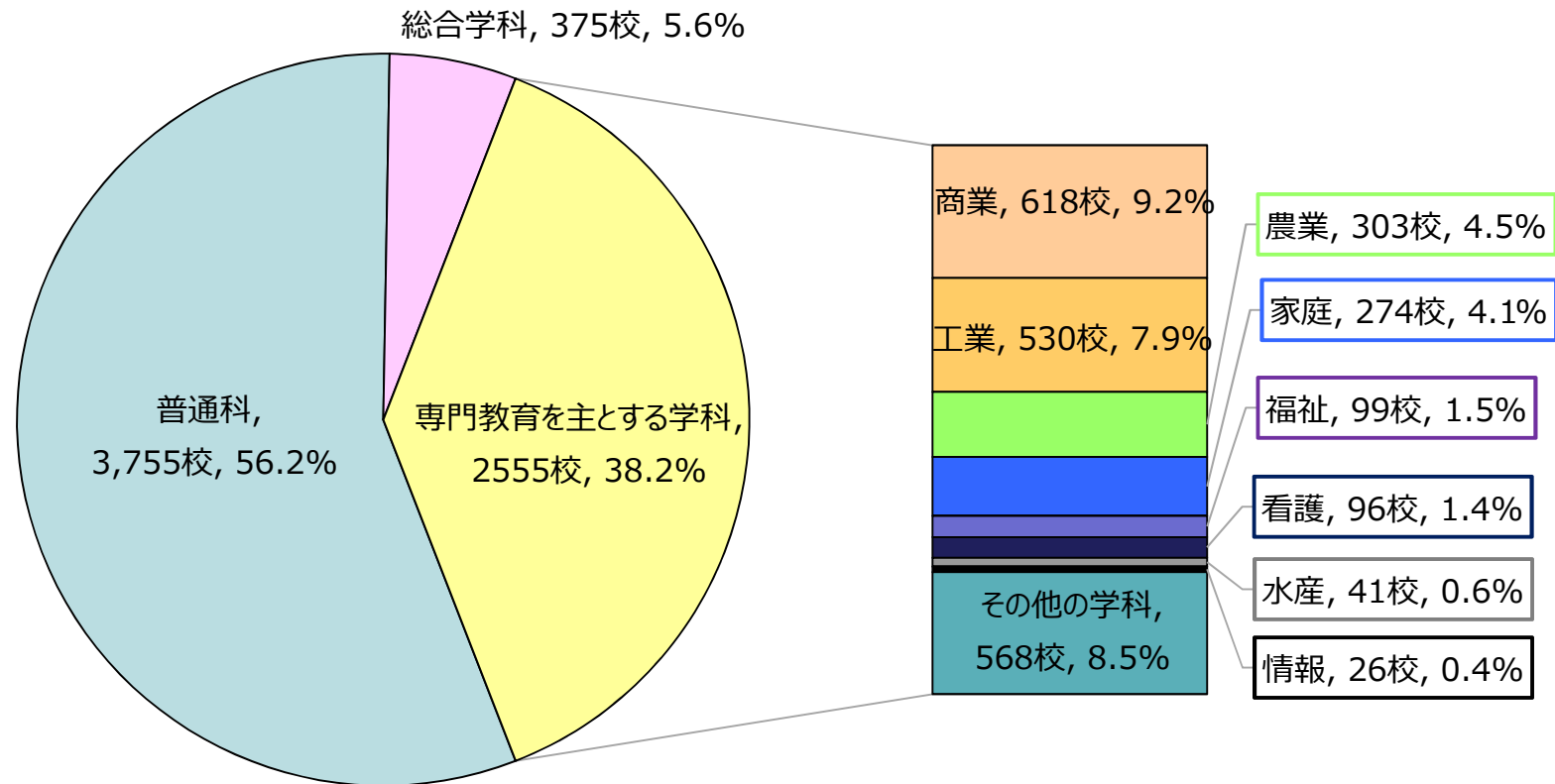
総計・普通科



専門学科・総合学科



高等学校の学校数（学科別・構成割合）



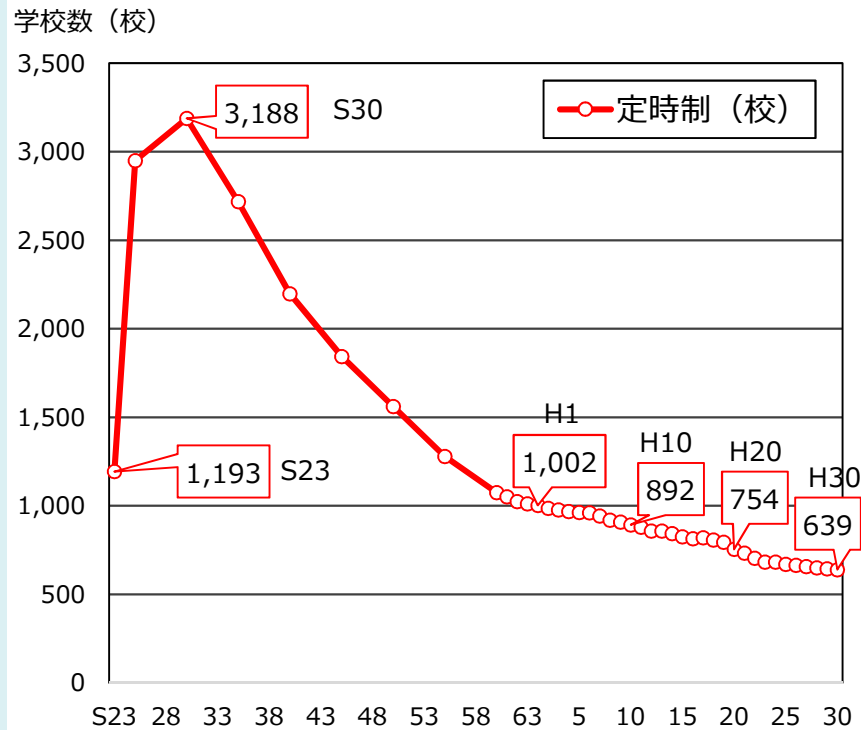
※全日制・定時制課程を置く学校数の計。

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

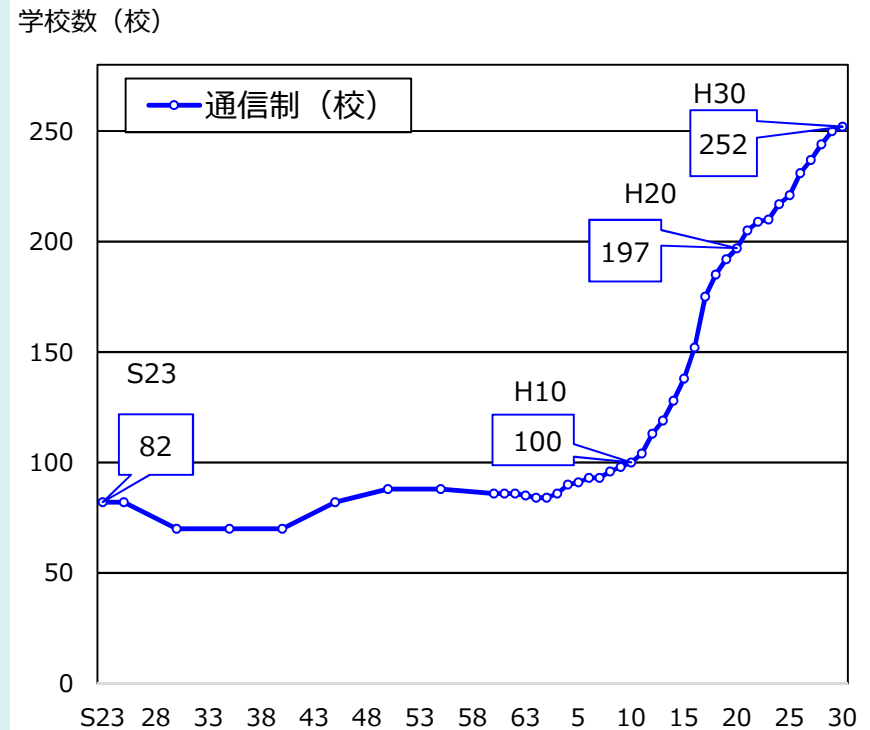
※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計。

高等学校の学校数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程を置く学校数の推移



通信制課程を置く学校数の推移

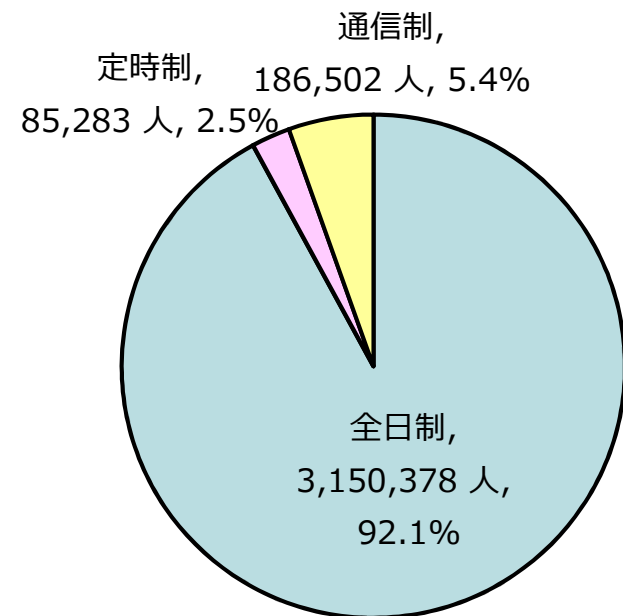


高等学校の生徒数（平成30年度）

- 高等学校の生徒数（平成30年度）について、全日制高校は3,150,378人（全体の92.1%）、定時制高校は85,283人（全体の2.5%）、通信制高校は186,502人（全体の5.4%）。

	(人)			
	国立	公立	私立	総数
全日制	8,579	2,102,316	1,039,483	3,150,378
定時制	—	82,604	2,679	85,283
通信制	—	57,285	129,217	186,502
総計	8,579	2,242,205	1,171,379	3,422,163

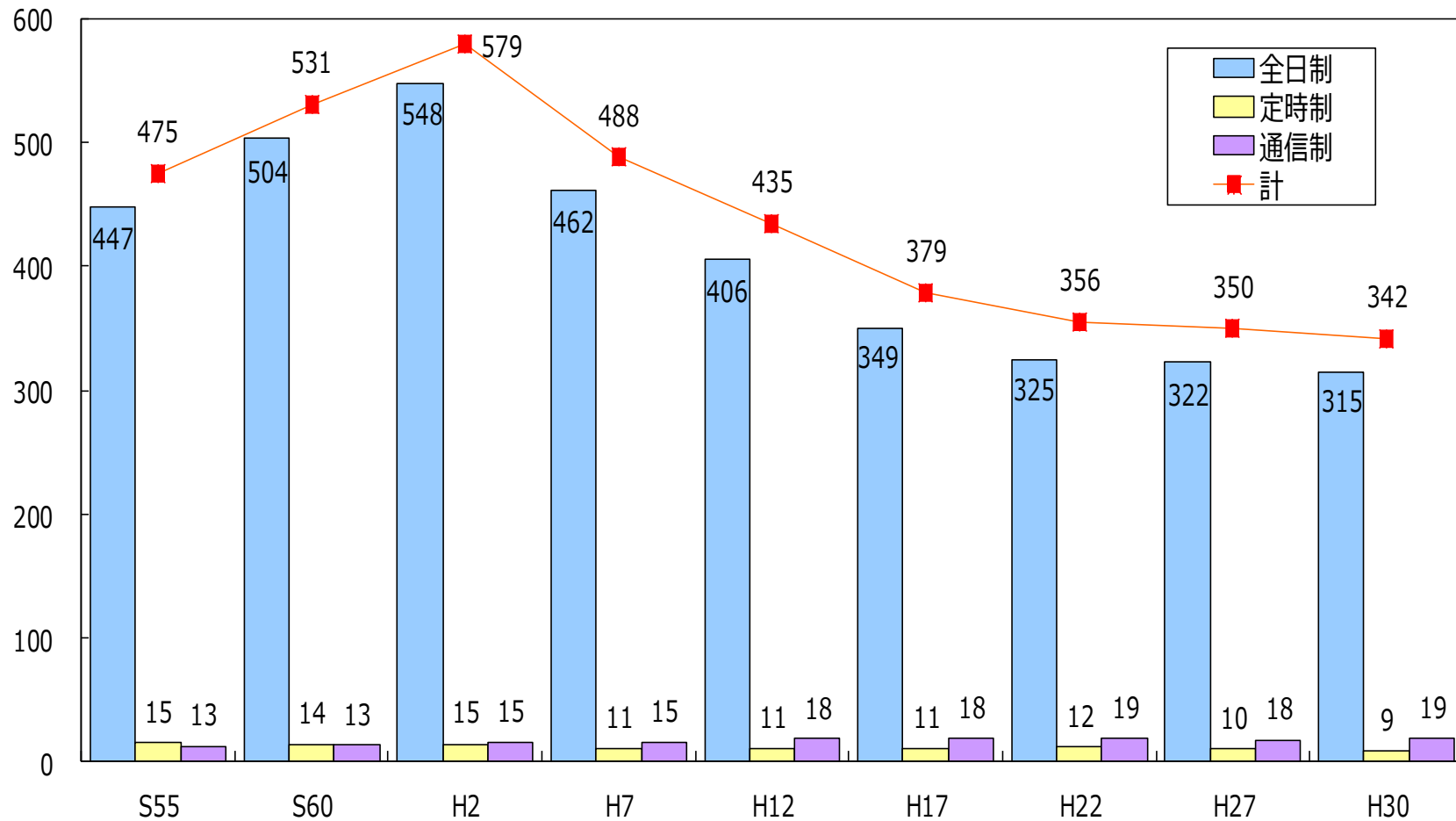
※専攻科・別科に属する生徒数を含む。



高等学校の生徒数（課程別・推移）

生徒数（万人）

（国公立の高等学校）



（出典）文部科学省「学校基本統計」

高等学校の生徒数（学科別・平成30年度）

(人)

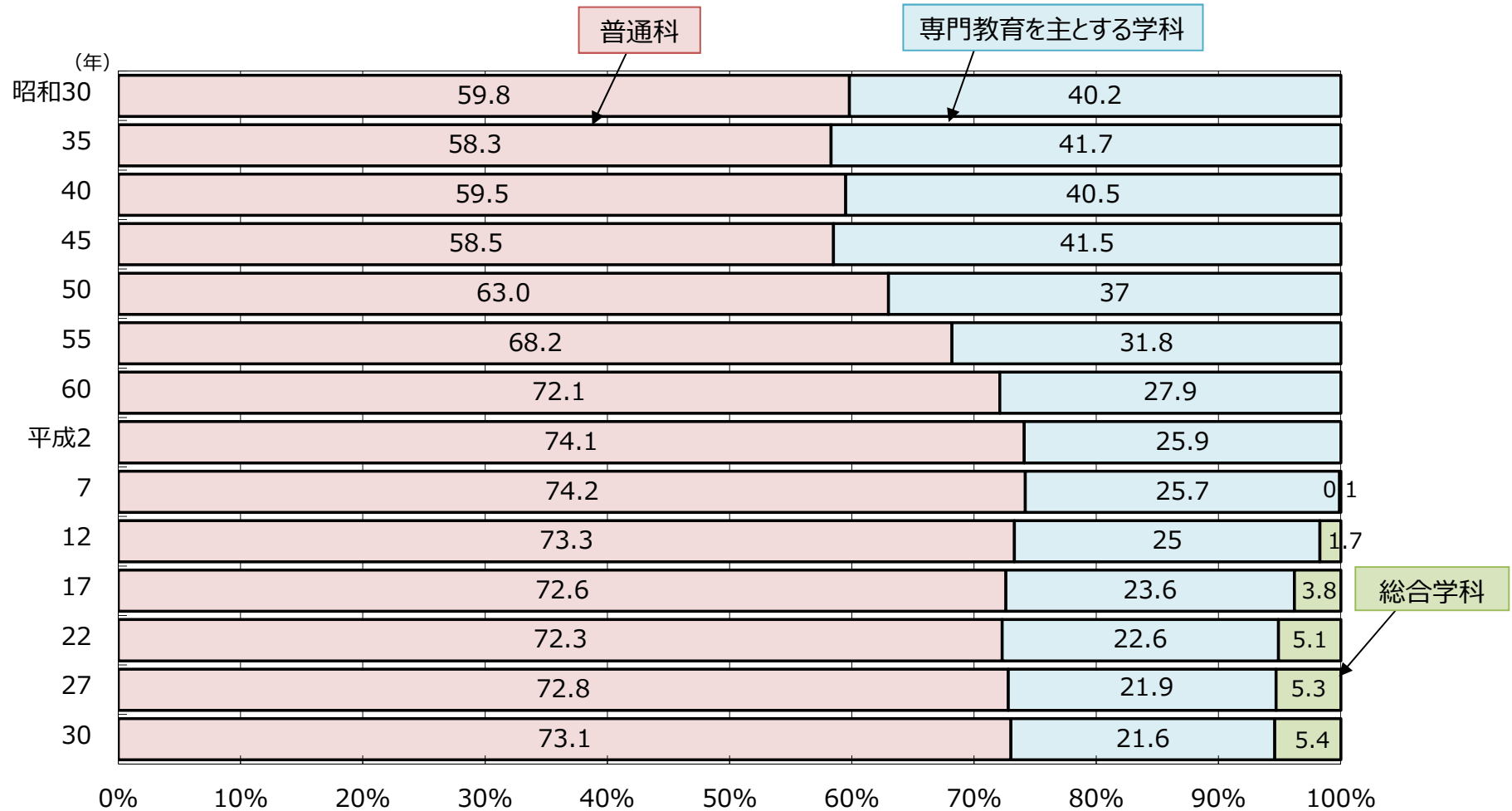
	国立 (全日制)	公立			私立			合計		割合		
		全日制	定時制		全日制	定時制		全日制	定時制			
普通	7,012	1,379,454	57,348	1,436,802	911,648	1,917	913,565	2,298,114	59,265	2,357,379	73.1%	
専門教育を主とする学科	農業		78,023	1,335	79,358	258		258	78,281	1,335	79,616	2.5%
	工業	591	205,493	8,606	214,099	31,288		31,288	237,372	8,606	245,978	7.6%
	商業		158,750	3,774	162,524	28,151		28,151	186,901	3,774	190,675	5.9%
	水産		8,834		8,834			0	8,834		8,834	0.3%
	家庭		22,935	346	23,281	15,314	106	15,420	38,249	452	38,701	1.2%
	看護		3,544	1	3,545	10,219	201	10,420	13,763	202	13,965	0.4%
	情報		2,227	252	2,479	420		420	2,647	252	2,899	0.1%
	福祉		5,599		5,599	2,935		2,935	8,534		8,534	0.3%
	その他 (※)	122	83,700	499	84,199	21,792		21,792	105,614	499	106,113	3.3%
総合学科	854	150,700	10,262	160,962	11,052	455	11,507	162,606	10,717	173,323	5.4%	
総計	8,579	2,099,259	82,423	2,181,682	1,033,077	2,679	1,035,756	3,140,915	85,102	3,226,017	100%	

※本科に属する生徒数。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

高等学校の生徒数（学科別・構成割合）

○ 専門教育を主とする学科の比率は年々減少。普通科は最近30年間、ほぼ一定（約7割）で推移。



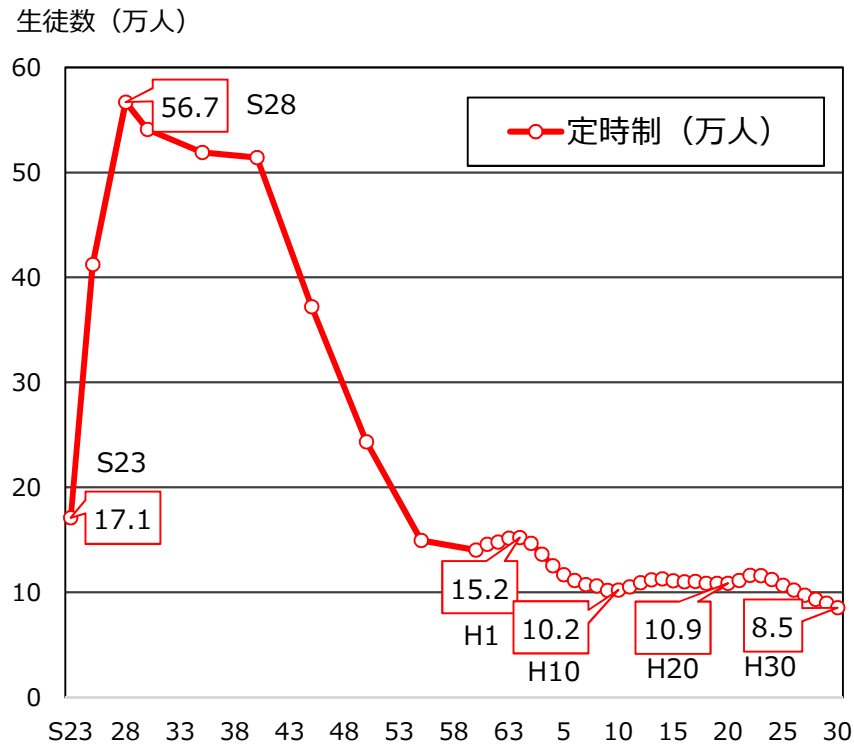
※全日制・定時制課程の生徒数の割合。

※総合学科は平成6年度より制度化。

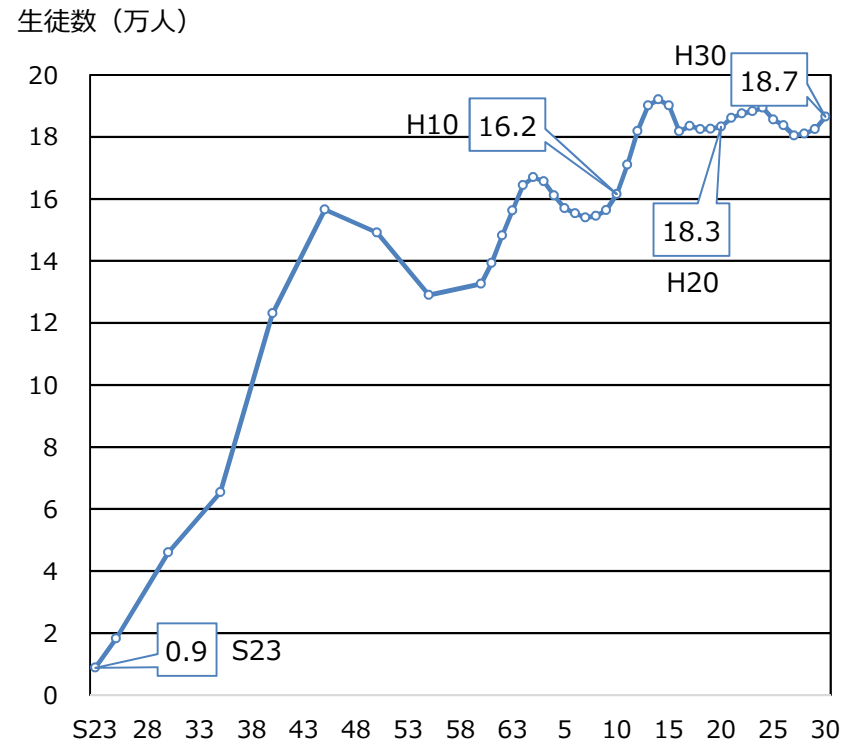
（出典）文部科学省「学校基本統計」

高等学校の生徒数（定時制・通信制課程の推移）

定時制課程の生徒数の推移



通信制課程の生徒数の推移



高等学校等の教職員数（平成30年度）

(人)

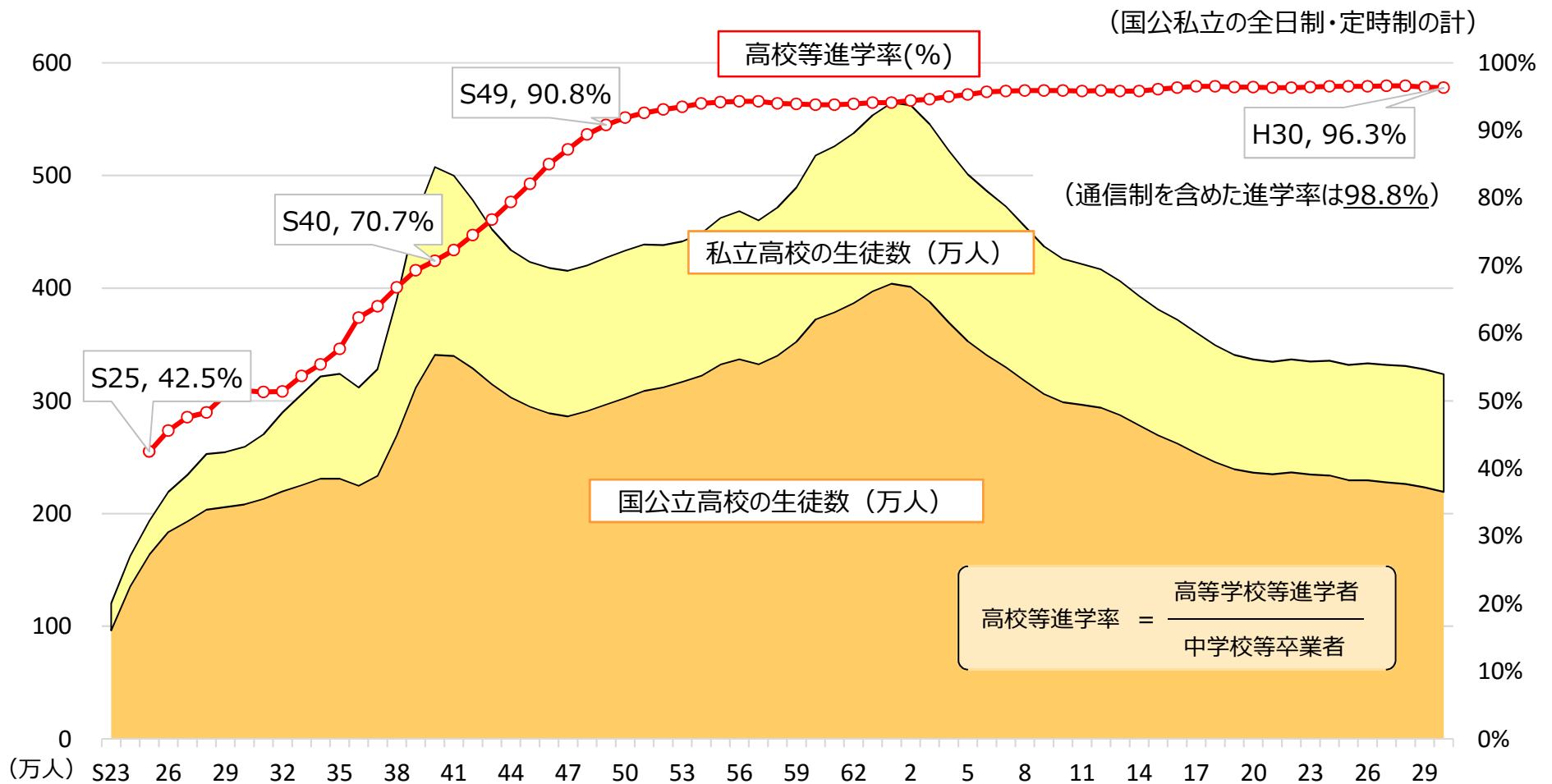
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭 助教諭 講師	養護教諭 養護助教 諭	実習助手	事務職員	総計
国立 (全日制)	2	18	27	1	510	17	8	44	627
公立	3,480	5,476	3,563	519	153,216	5,222	10,840	15,054	197,370
全日制	3,322	4,655	3,244	511	141,908	4,586	10,322	13,973	182,521
定時制	150	733	302	7	9,894	616	514	928	13,144
通信制	8	88	17	1	1,414	20	4	153	1,705
私立	1,331	2,401	611	290	59,353	1,421	766	9,389	75,562
全日制	1,237	2,132	526	258	56,610	1,353	683	8,497	71,296
定時制	3	11	3	1	152	4	1	28	203
通信制	91	258	82	31	2,591	64	82	864	4,063
総計	4,813	7,895	4,201	810	213,079	6,660	11,614	24,487	273,559
全日制	4,561	6,805	3,797	770	199,028	5,956	11,013	22,514	254,444
定時制	153	744	305	8	10,046	620	515	956	13,347
通信制	99	346	99	32	4,005	84	86	1,017	5,768

※本務者数。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

高等学校等への進学率

○ 高等学校等への進学率は、平成30年度には98.8%にのぼっている。



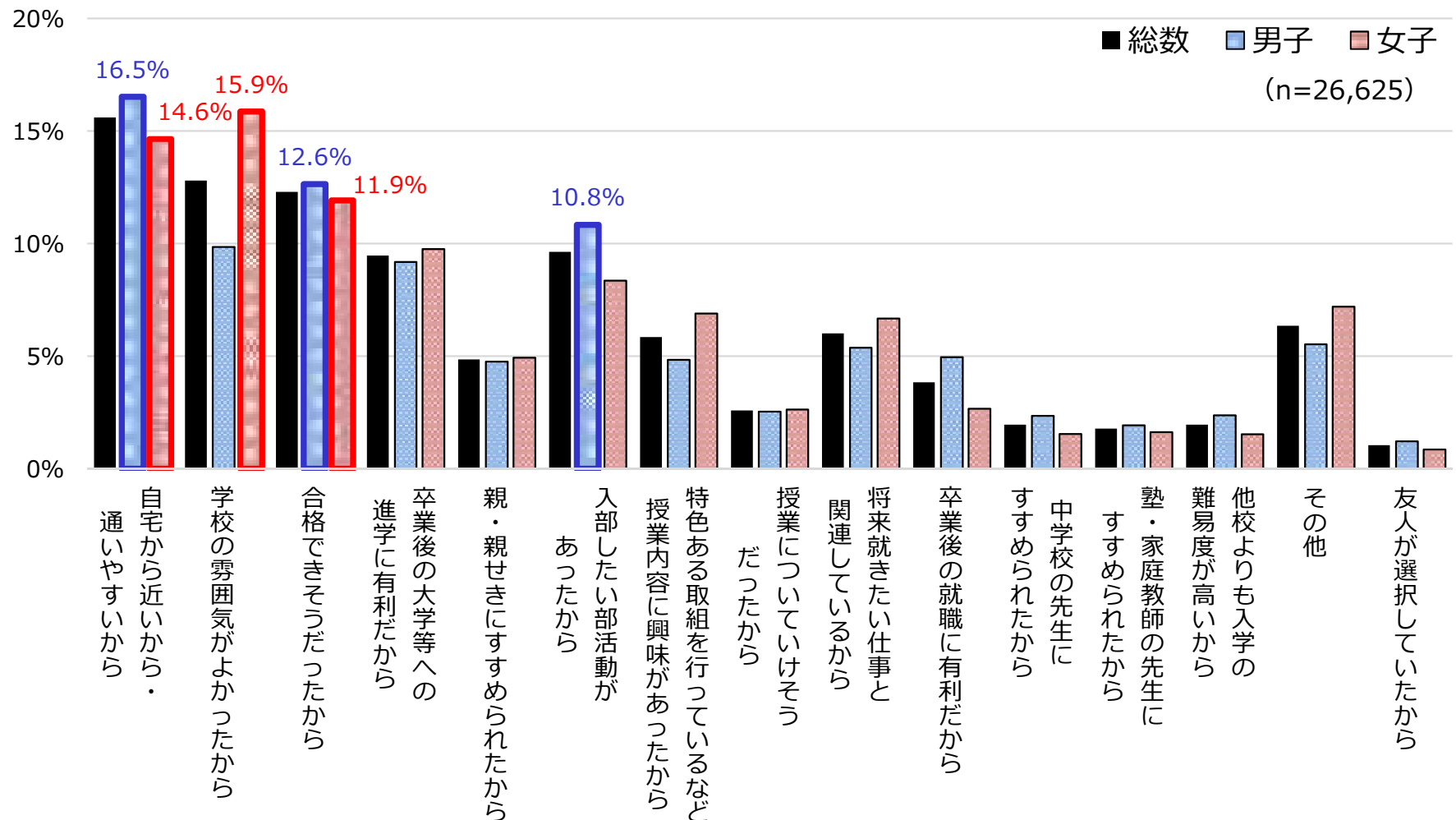
※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び高等専門学校へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

在籍する学校を選択した理由（縦断調査）

○ 学校選択の理由は、「自宅から近い・通いやすい」、「学校の雰囲気よかった」、「合格できそうだった」が上位。

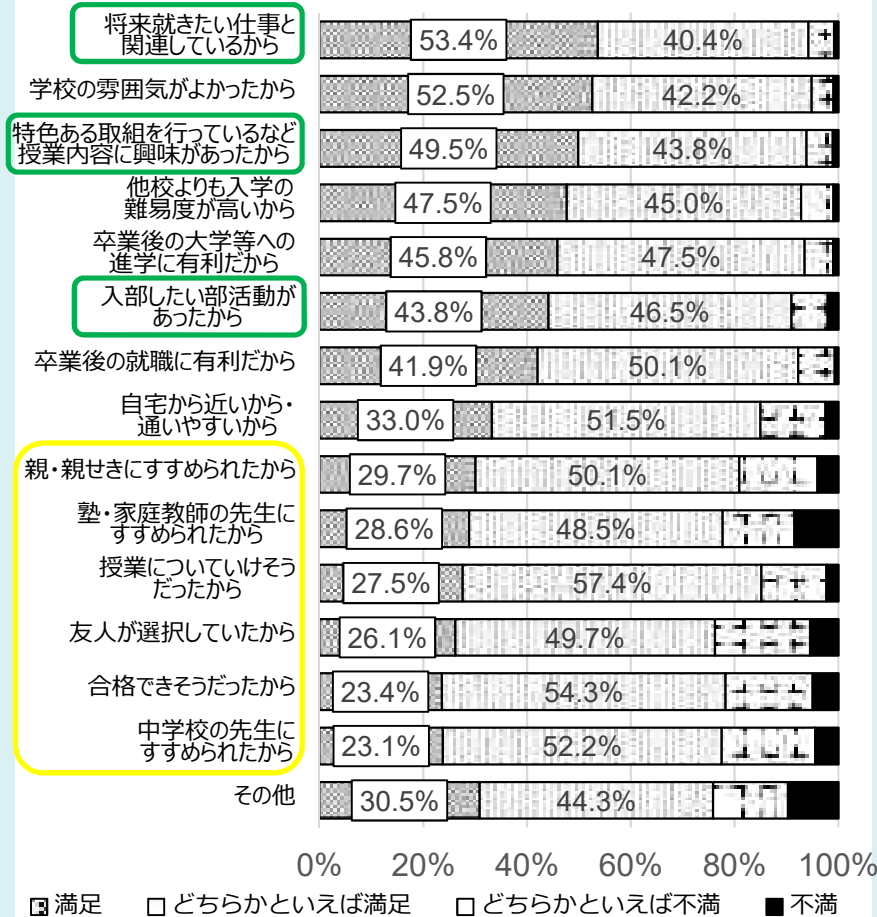
現在通っている学校を選択したのはどのような理由からですか。（特に強い理由を一つ選択）



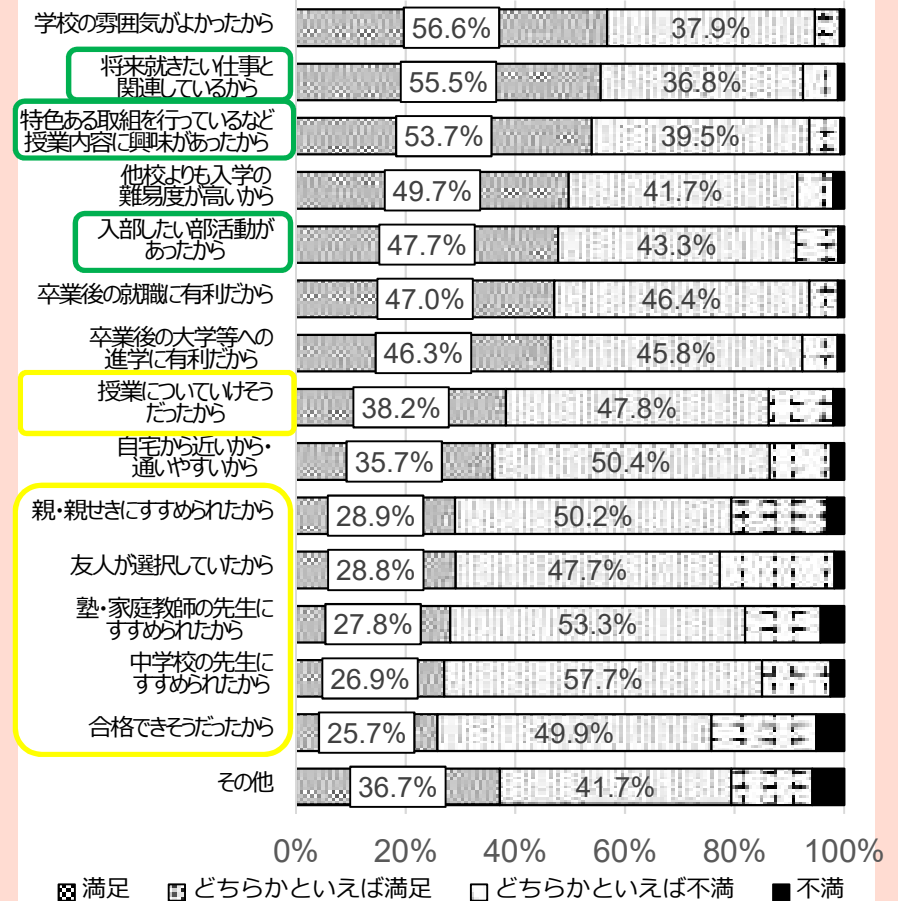
在籍する学校を選択した理由 × 進路選択の満足度（縦断調査）

○ 積極的な動機付けにより学校選択を行った者は、進路選択の満足度が高い傾向にある一方で、他者にすすめられた等、他律的な動機付けによる学校選択を行った者は、進路選択の満足度が低い傾向。

男子



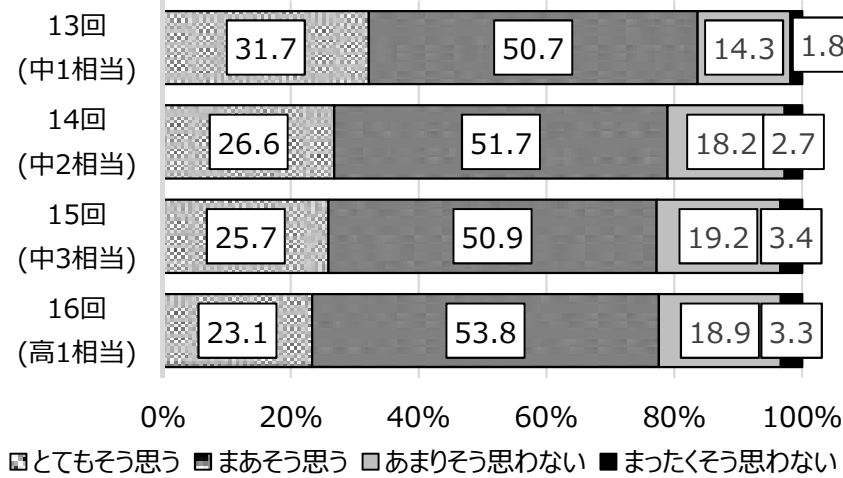
女子



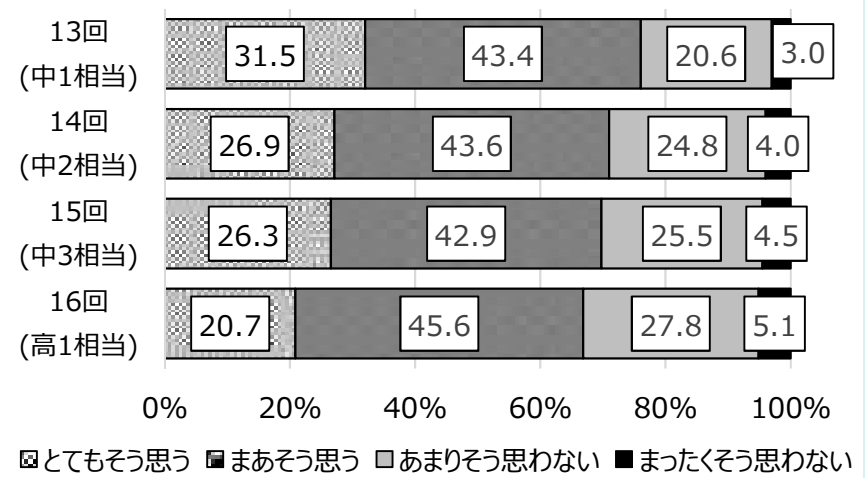
学校生活の満足度（縦断調査）

○ 学校での学び・授業の満足度・理解度について、学年が上がるとともに低下傾向。

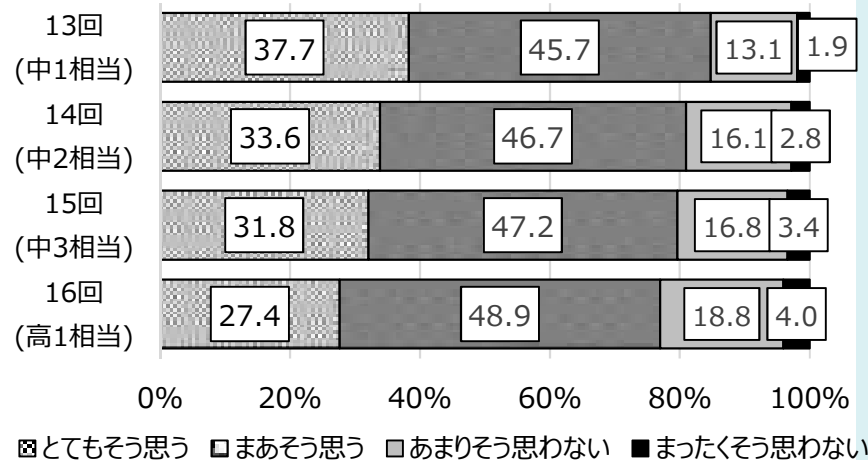
ためになると考える授業がたくさんある



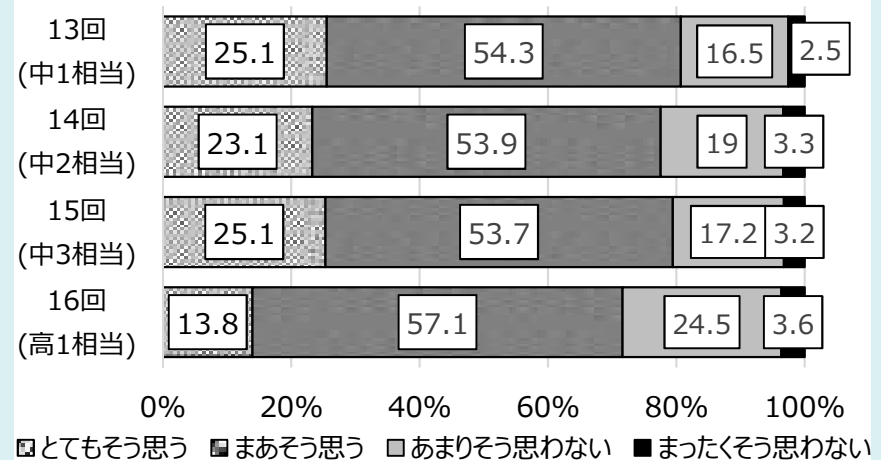
楽しいと思える授業がたくさんある



学校の勉強は将来役に立つと思う



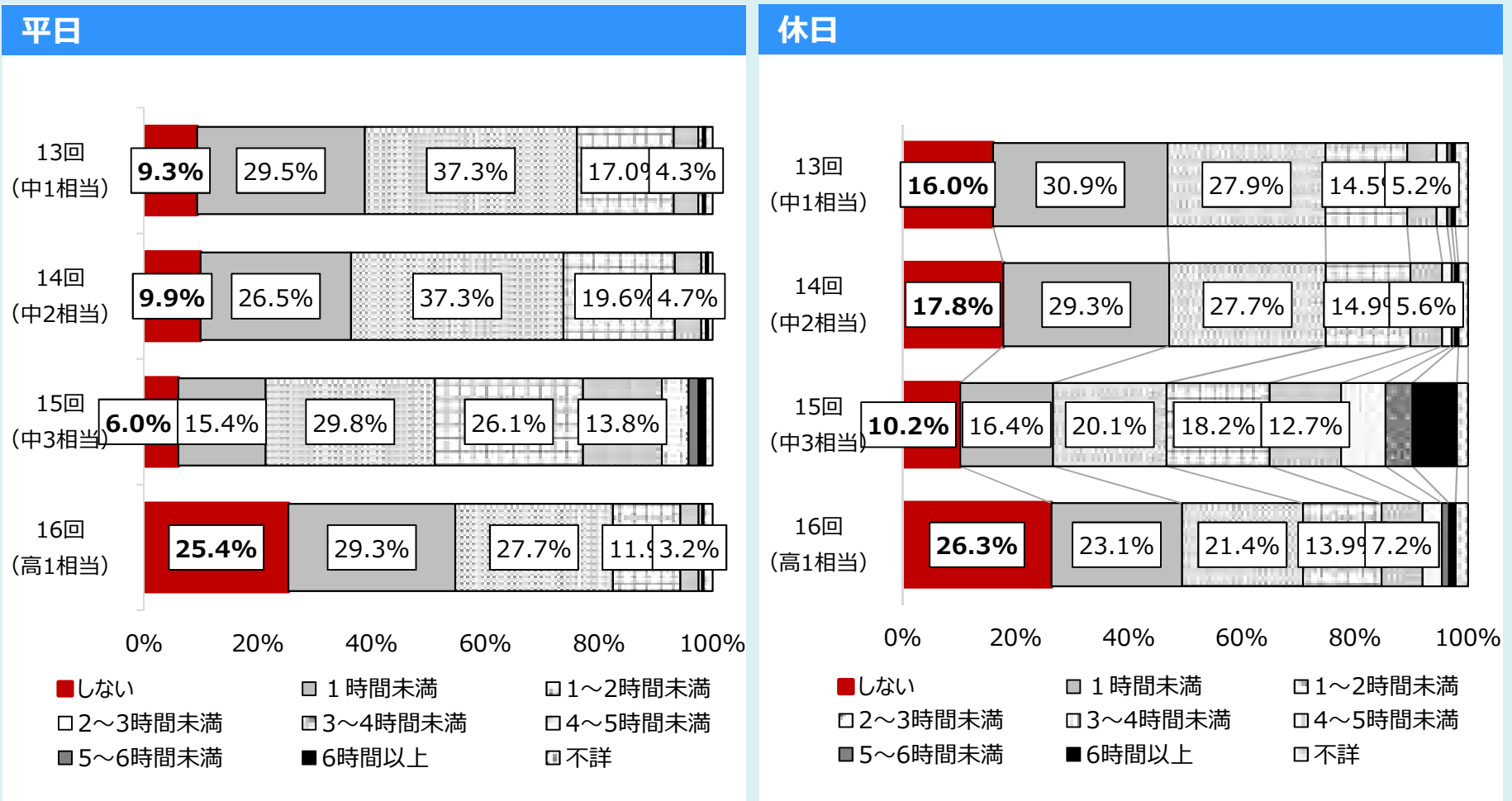
授業の内容をよく理解できている



学校外での学習時間（縦断調査）

○ 学校外での学習時間について、高1相当学年において、家や塾で学習を「しない」と回答する割合が急増。

あなたはふだん、授業の予習・復習や受験勉強を家や塾でどのくらいしていますか。

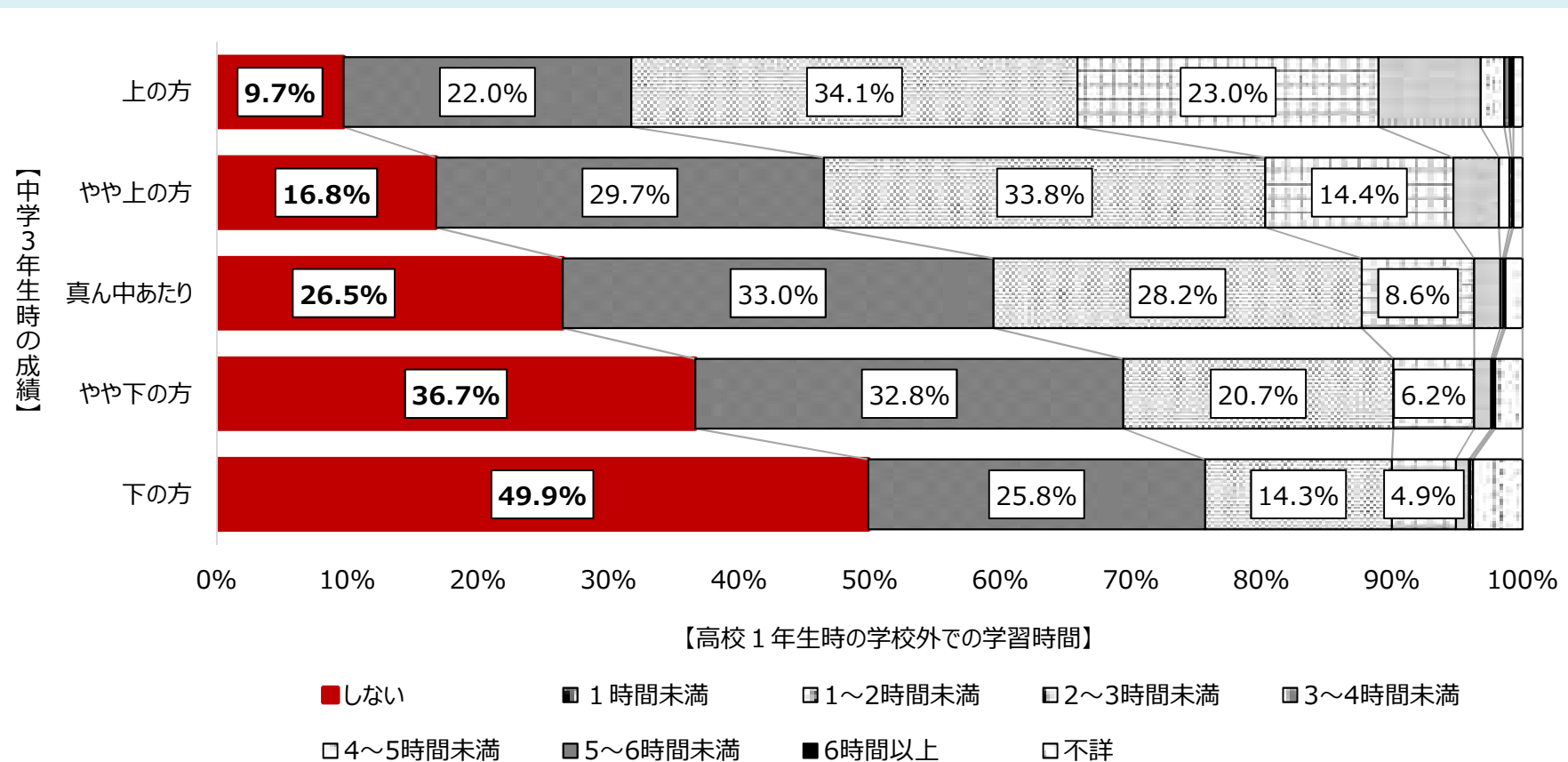


(出典) 文部科学省・厚生労働省「第16回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（平成30年9月）

高校1年生時の学校外での学習時間 × 中学3年生時の成績（縦断調査）

- 中3の成績と高1の学校外での学習時間との関係を見ると、成績が下位になるにつれ、学校外での学習時間は減少。
- 中3での成績が上位であっても、高1では学校外で学習「しない」と回答する者が一定数存在。

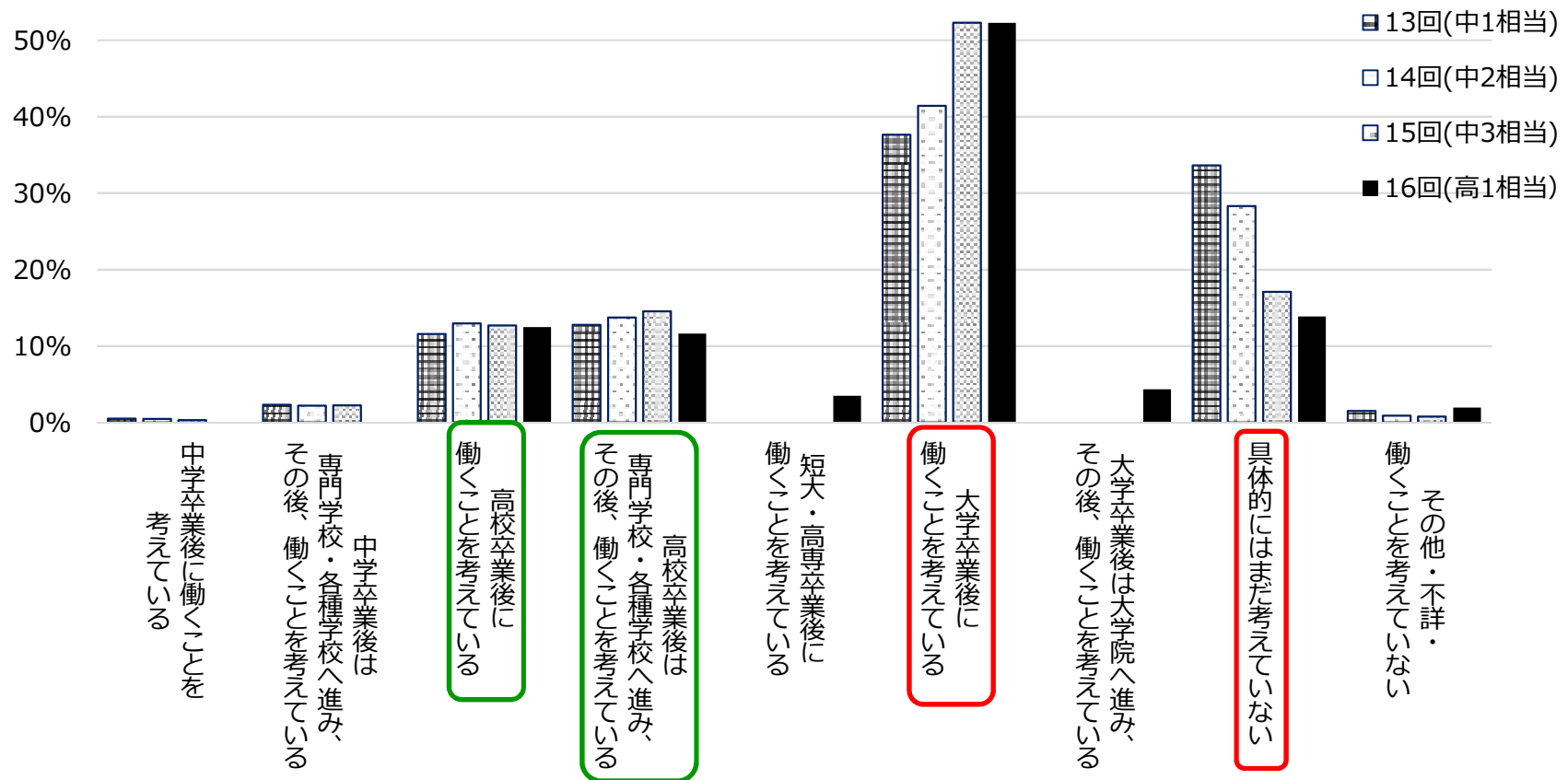
中学3年生のとき、あなたの成績は学年の中でどれくらいでしたか。（学校外での学習時間との関係）



子供自身が考える将来（進路）の変化（縦断調査）

- 大学卒業までを考える割合が最多。
- 年齢が上がるに連れ、「具体的にはまだ考えていない」が減少。
- 高校卒業後に働くことや専門学校等に進学することを考えている割合は、中1より変化がない。

あなたは現在、将来について考えていますか【進路】。（あてはまるものを1つ選択）

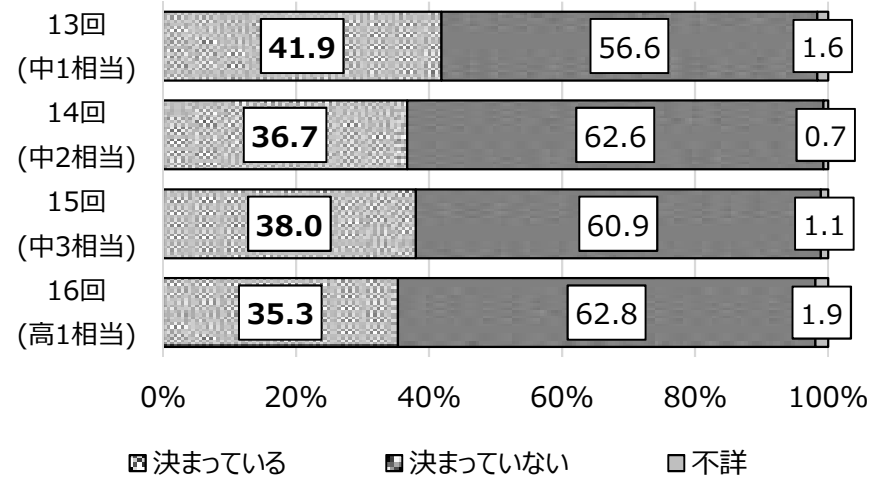


就きたい職業の決定状況の変化（縦断調査）

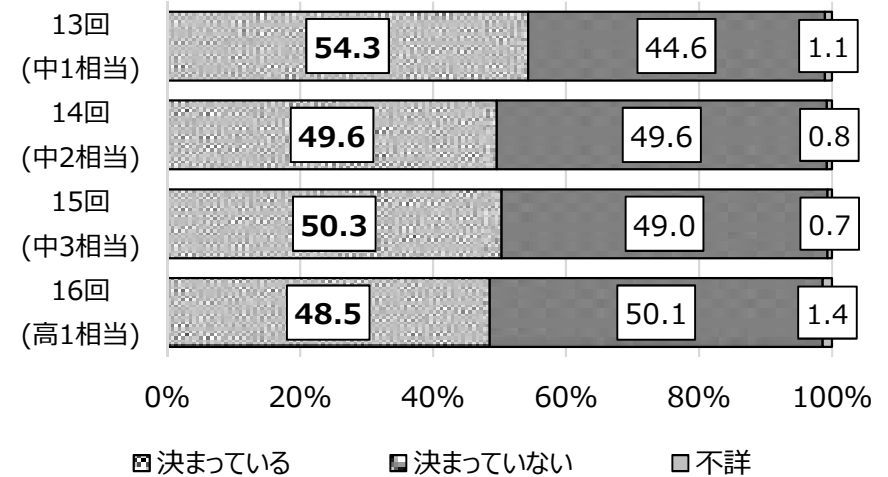
- 就きたい職業が「決まっている」者の割合は、女子の方が高い。
- また、中3相当学年での決定状況に比較して、高1相当学年ではその割合がわずかに減少している。

就きたい職業は決まっていますか。

男子



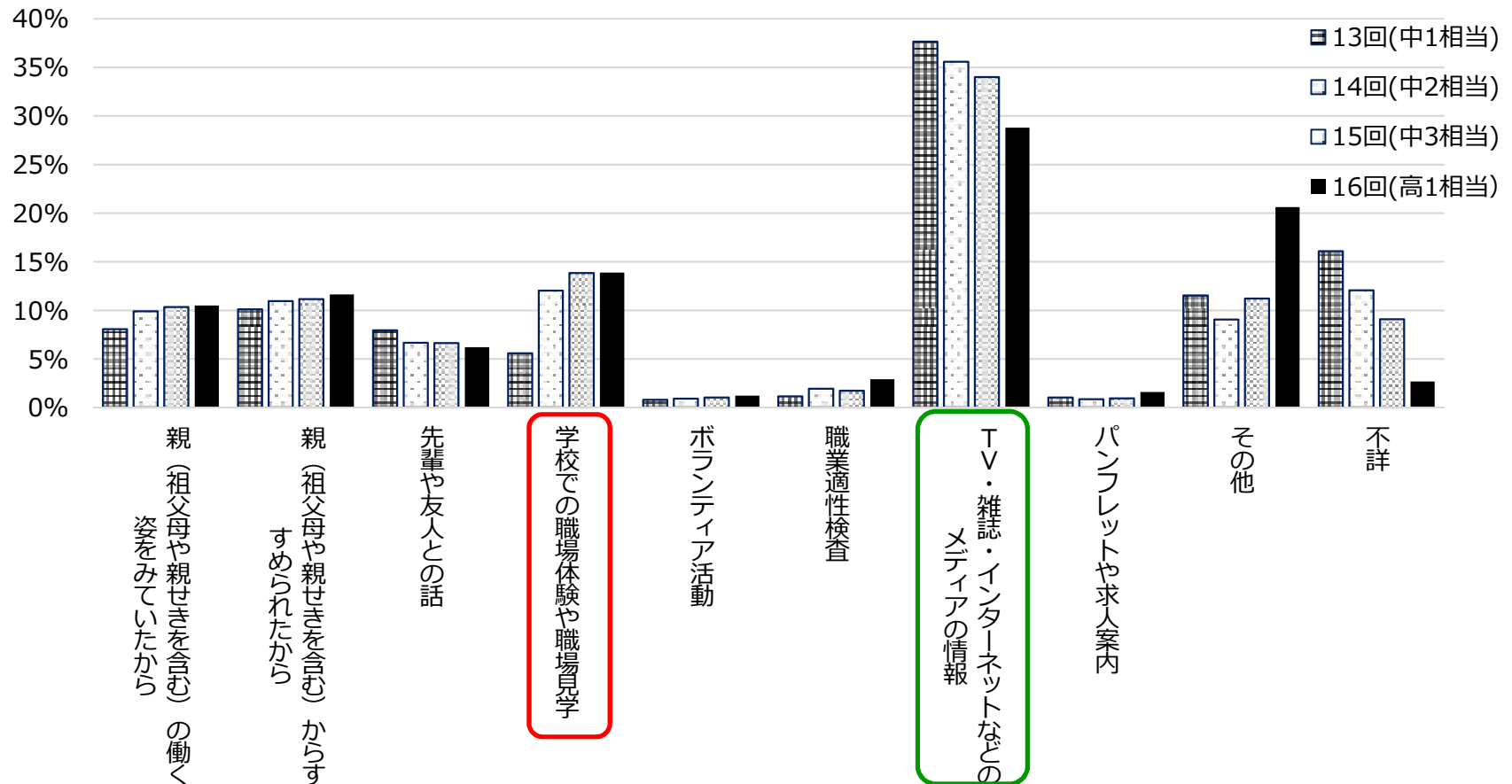
女子



職業に就きたいと思うようになったきっかけの変化（縦断調査）

- 年齢が上がるに従い、「TV・雑誌・インターネットなどのメディアの情報」が減少する一方で、「学校での職場体験や職場見学」が増加している。

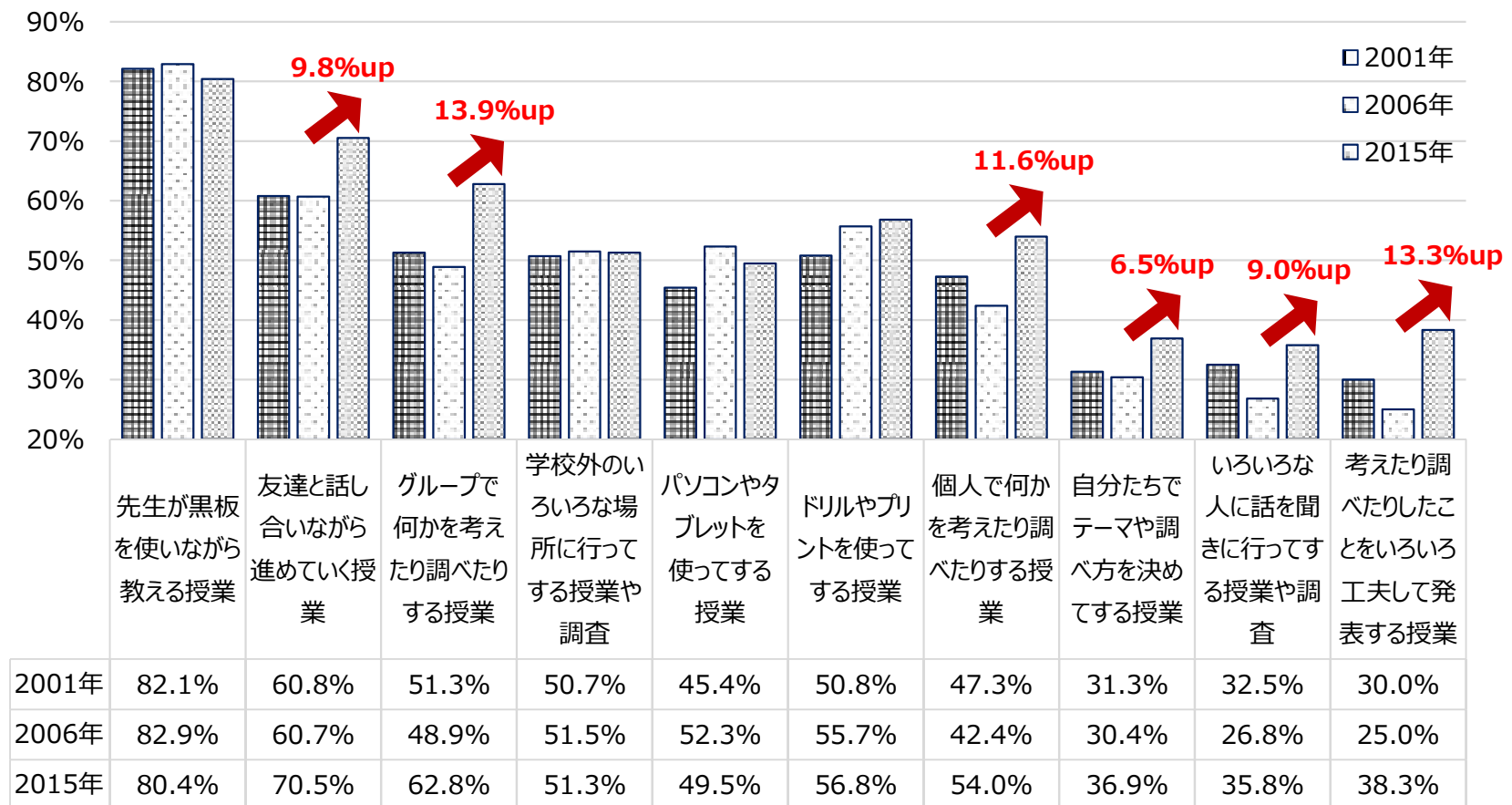
その職業に就きたいと思うようになったきっかけは何ですか。（あてはまるものを1つ選択）



授業で好きな学習方法

○ アクティブ・ラーニング型の授業を「好き」という回答が増えている。

あなたは、次にあげる学校の勉強方法が、どのくらい好きですか。（「とても好き」+「好き」の％）



平日の学校外での学習時間

○ 高校生の平日の平均学習時間は一貫して減少していたが、2015年で増加に転じた。

あなたはふだん（月曜日～金曜日）、学校での授業以外に1日にだいたい何時間くらい勉強していますか。

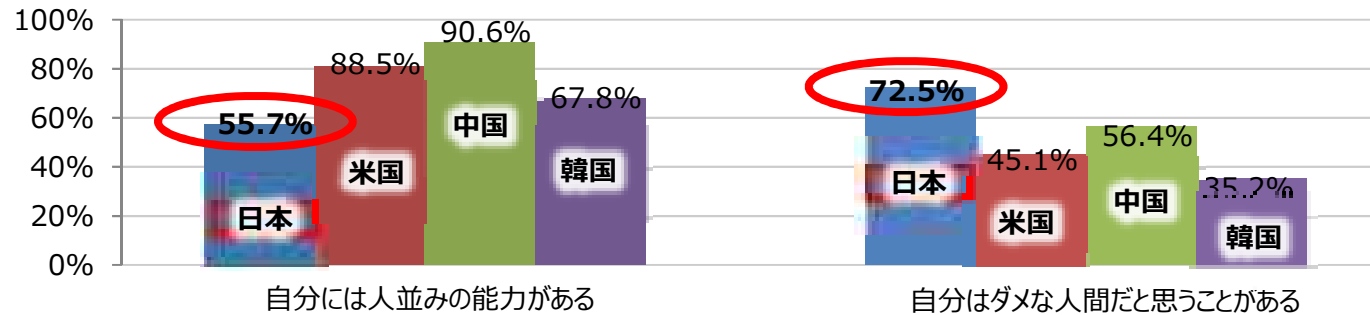
学習時間別の生徒数の割合



生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

- 米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分には人並みの能力がある」という自尊心を持っている割合が低く、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。

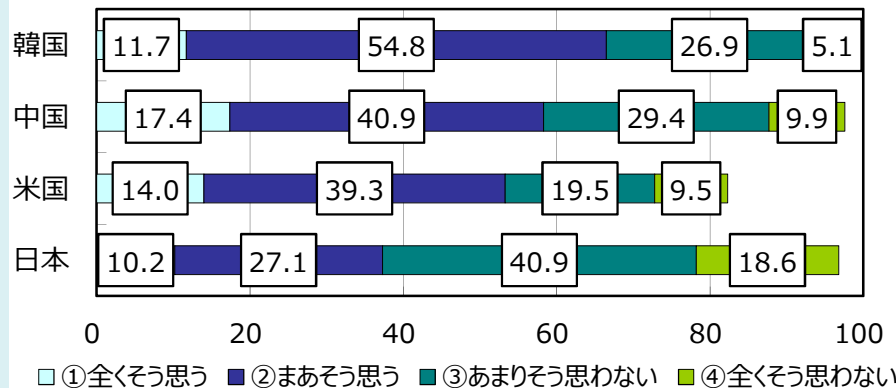
自分の性格評価（高校生）



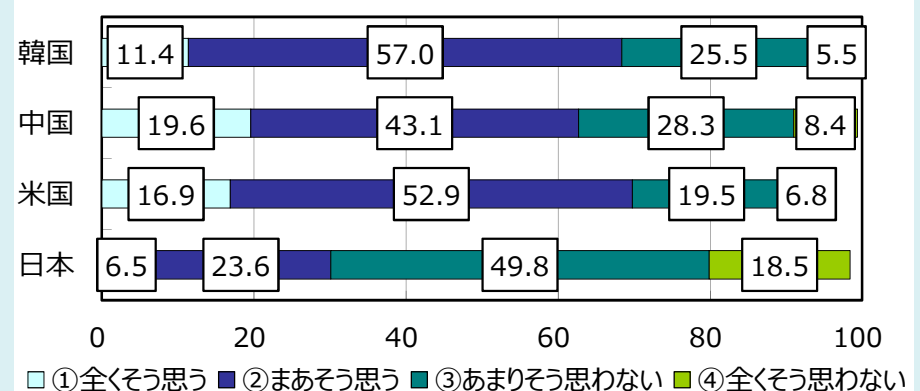
(出典) (独) 国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」(2015年8月)

【問】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない。

中学生



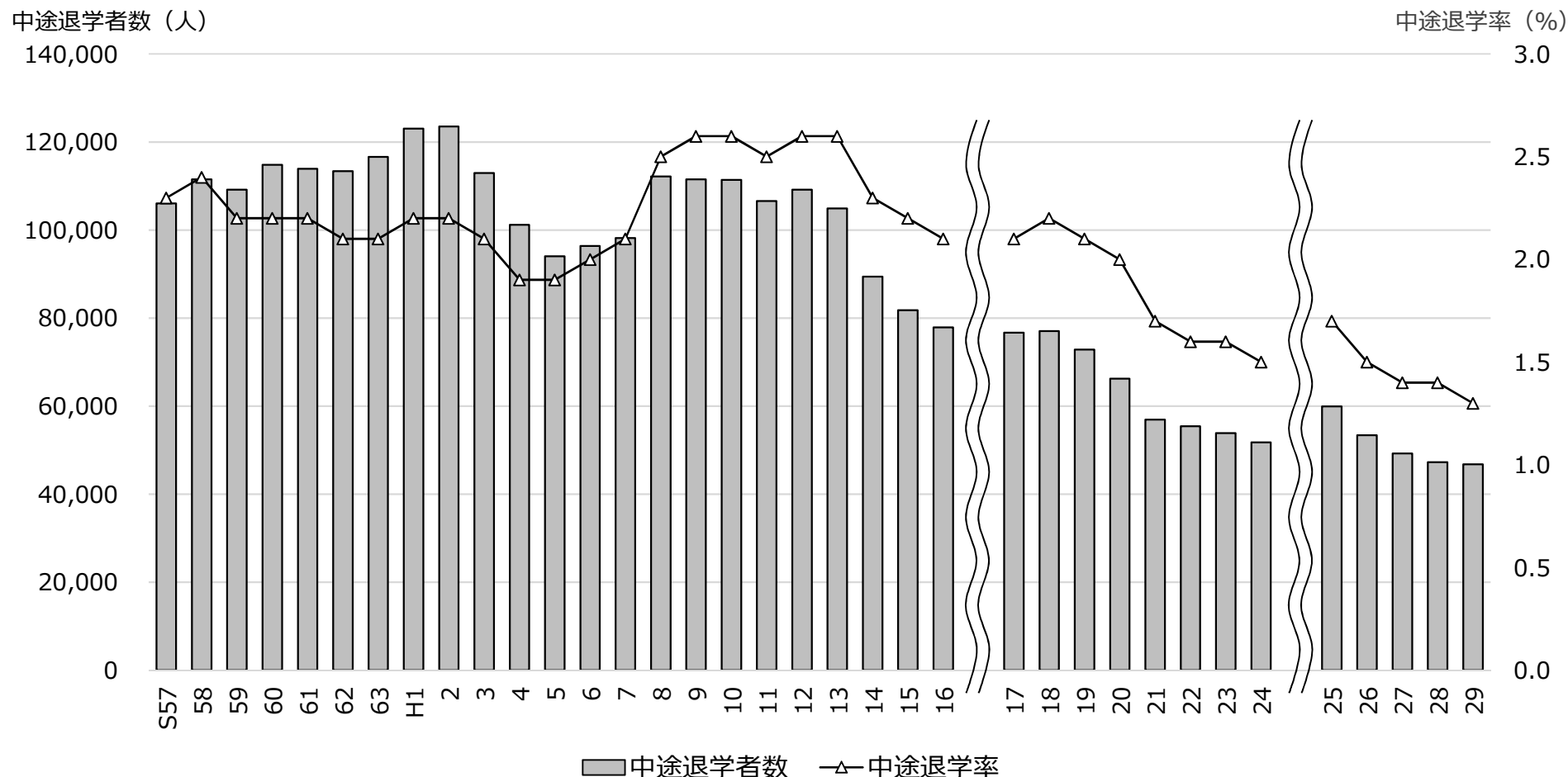
高校生



(出典) (財) 一ツ橋文芸教育振興協会, (財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 - (2009年2月)」

高等学校における中途退学者数と中途退学率の推移

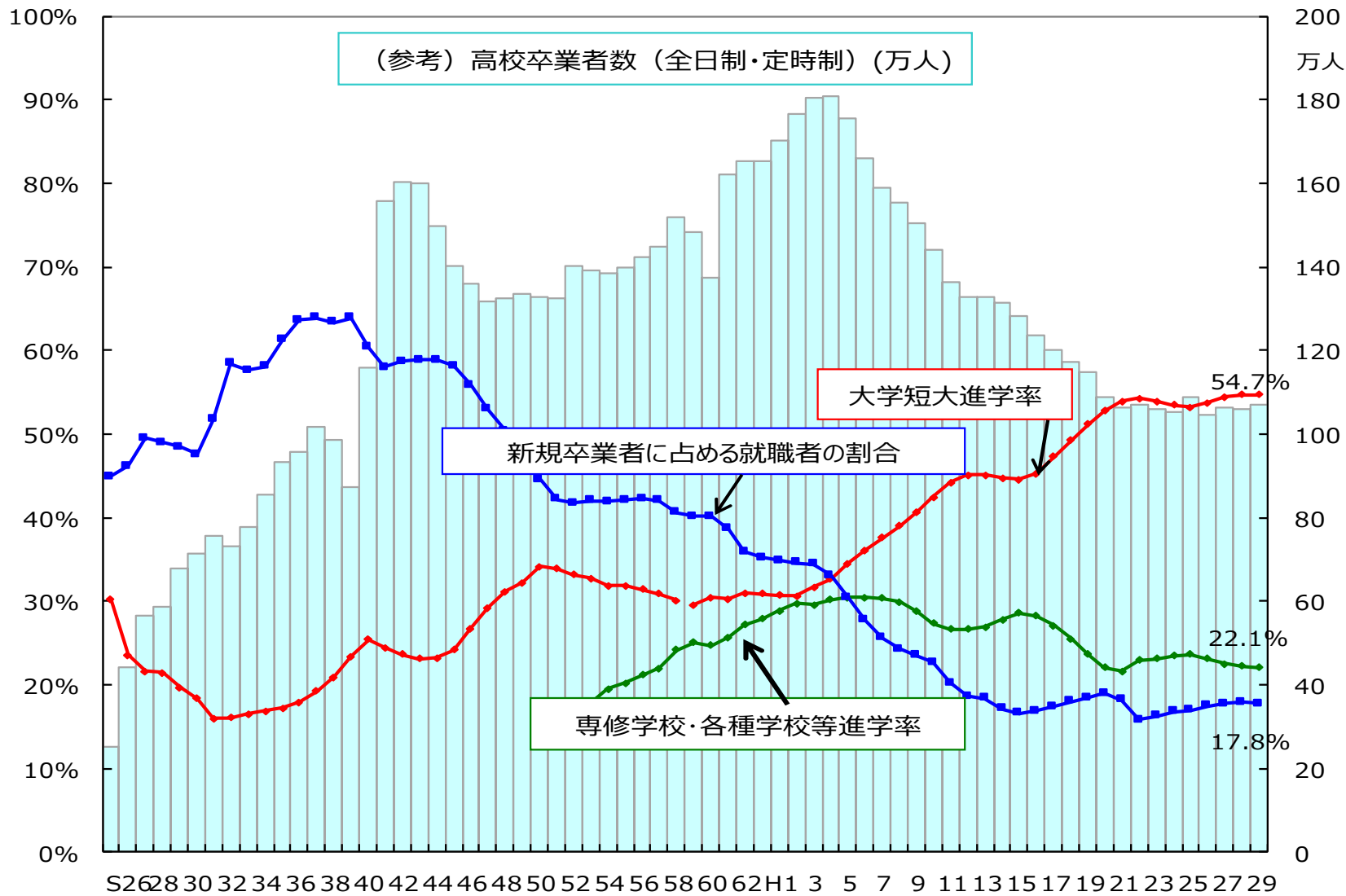
○ 平成29年度の中途退学者数は、46,802人（前年度は47,249人）（国公私）



- (注1) 平成16年度までは公私立高等学校、平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査
- (注2) 中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合
- (注3) 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

(出典) 文部科学省 平成29年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成30年10月)

高校生の卒業後の進路状況（推移）



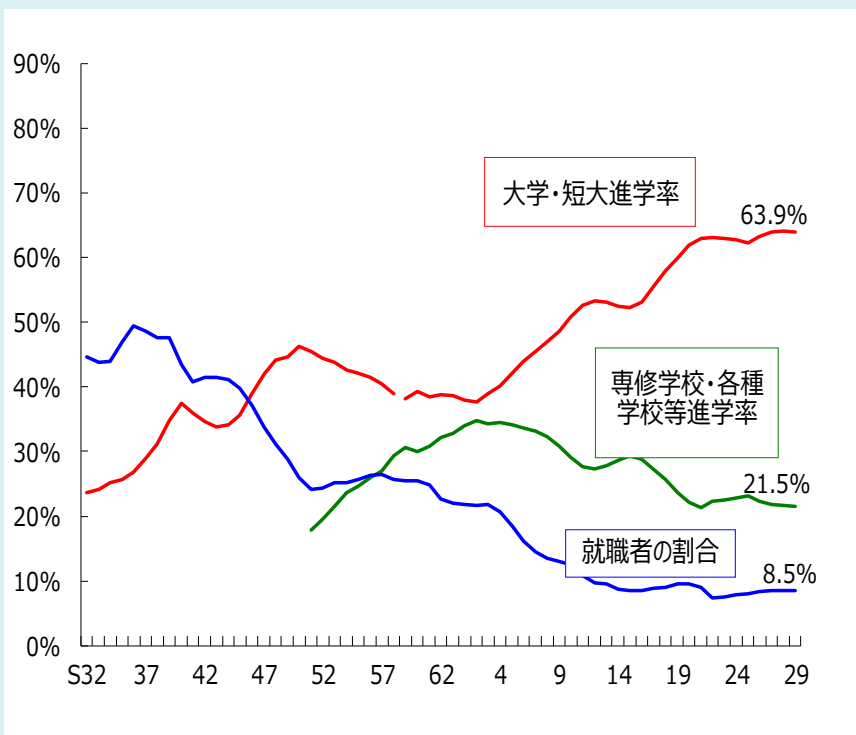
※「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

（出典）文部科学省「学校基本統計」

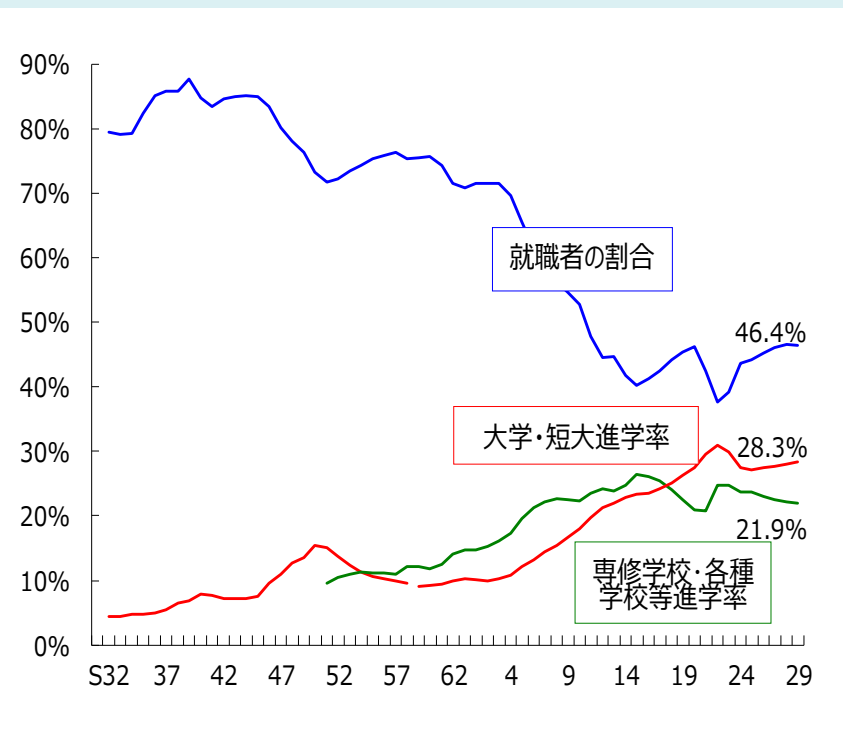
高校生の卒業後の進路状況（普通科・専門学科別）

- ここ数年の普通科卒業生の傾向を見ると、大学・短大進学率は約60%、就職者の割合は約10%で推移。
- 一方、専門学校・各種学校等進学率は低下。
- 専門学科卒業生は、就職する者が最も多く、就職者の割合、大学・短大進学率ともに上昇傾向。

普通科



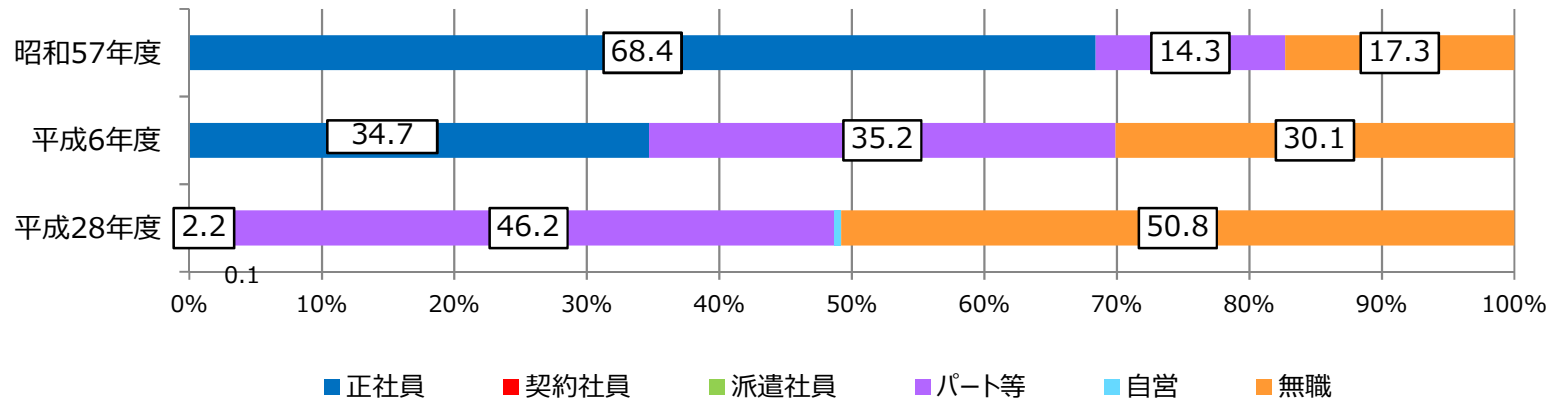
専門学科



※ 大学短大進学率には、昭和58年以前は通信制大学短大への進学を除いているが、昭和59年以降はこれを含んでいる。

定時制課程の生徒の就業状況等

定時制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



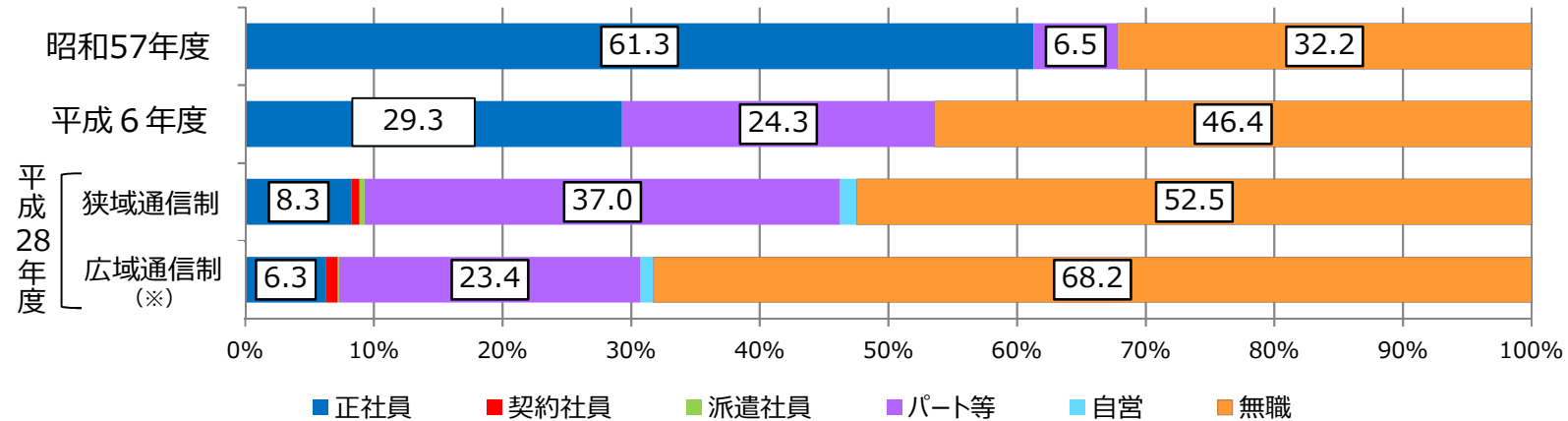
定時制高校に在籍する生徒の就業状況の変化

	定時制
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	39.1%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	6.6%
ひとり親家庭の生徒	36.9%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	7.7%
特別な支援を必要とする生徒	20.1%
心療内科等に通院歴のある生徒	9.2%

（出典）「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

通信制課程の生徒の就業状況等

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化

	狭域通信制	広域通信制 (※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある（外国籍・日本語を母語としない）生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験（刑法犯罪等）を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

(※) 広域通信制とは3以上の都道府県において生徒募集を行うものを指す。

(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

2. 高等学校改革の動向について

高等学校に関する近年の主な制度改革

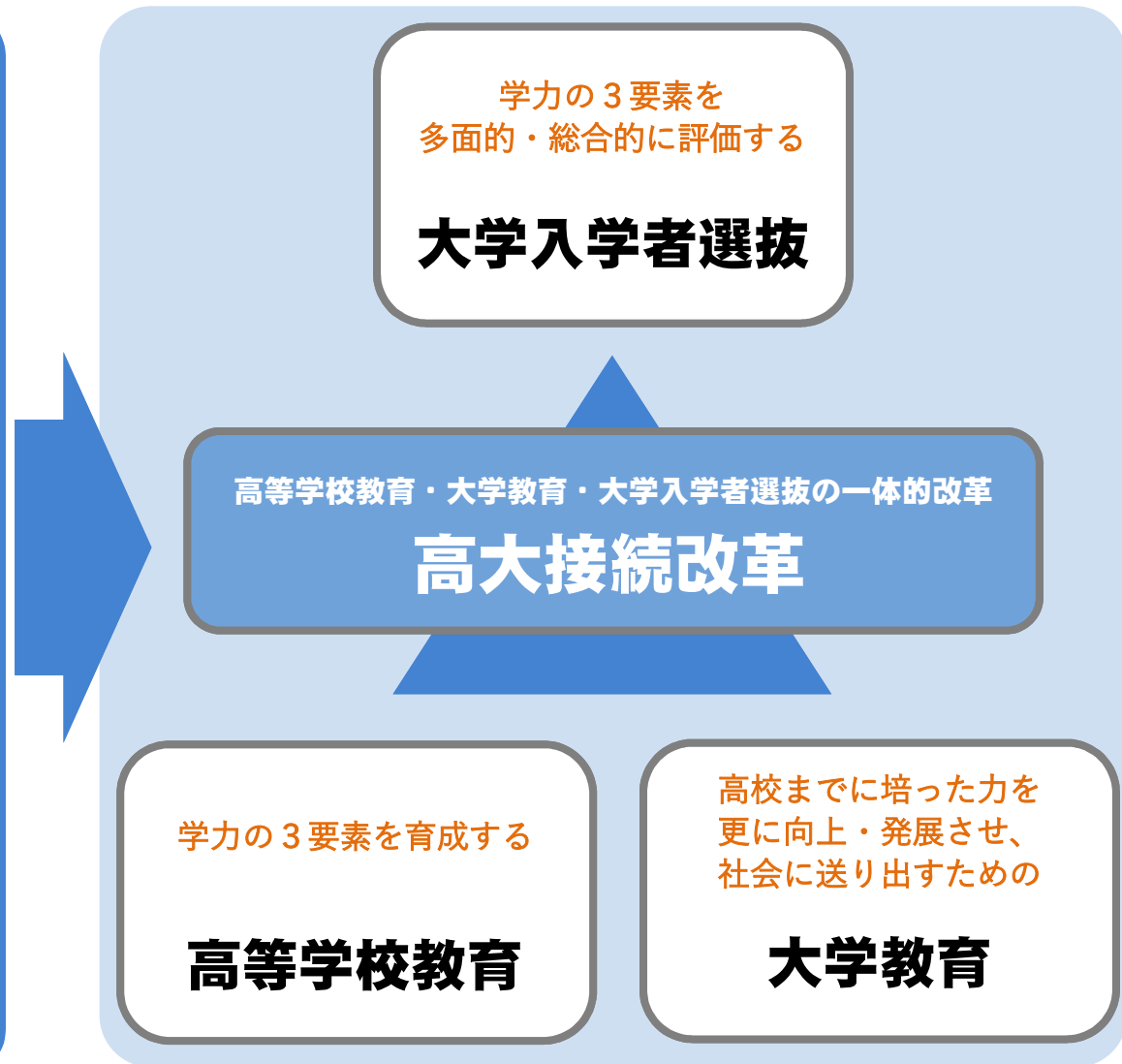
年	概要
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化（4年以上 → 3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、学校外学修（専修学校、技能審査）の単位認定の導入
6年	総合学科（普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大（大学、高専、ボランティア等）
11年	中高一貫教育制度の導入（中等教育学校の創設等）
16年	高等学校設置基準の全部改正
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大（30→36単位）
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 （中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階（普通科）における「学校設定教科・科目」の単位数上限の緩和（20→36単位まで））
26年	指定都市立高等学校の設置認可の廃止（事前届出制）
27年	全日制・定時制課程の高等学校における遠隔教育の制度化
27年	高等学校専攻科修了者の大学への編入学制度の創設
29年	通信制高校の面接指導等実施を学則必須記載事項に追加

「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展
↓
社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② （①を基にした）
思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度



「高大接続改革」の進捗状況

高等学校教育改革

《「学力の3要素」の確実な育成》

✓教育課程の見直し

- 2016年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 高等学校学習指導要領を改訂（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）（2018年3月）

✓学習・指導方法の改善と教師の指導力の向上

- 高等学校学習指導要領を改訂（「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善の推進）（2018年3月）
- 2015（平成27）年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教育公務員特例法、教育職員免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（2016（平成28）年11月）

✓多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準を策定し、この基準により測定ツールを認定・公表（2018年12月）
- 「キャリア・パスポート」導入に向けた調査研究を実施（2017～2018年度）
- 2019年1月中教審教育課程部会報告「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」
※報告を踏まえ、学習評価及び指導要録の改善等に係る通知発出（2019年3月）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定（2017年10月）

大学教育改革

《「学力の3要素」の更なる伸長》

✓「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（2017年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✓認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、2018年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

大学入学者選抜改革

《「学力の3要素」の多面的・総合的評価》

✓「大学入学共通テスト」の実施

- ◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視
- 「大学入学共通テスト」の実施方針を決定（2017年7月）
- 試行調査（プレテスト）の実施（2017年11月、2018年2月、2018年11月）
- 「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト実施大綱」（2019年6月）
- 「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト出題教科・科目の出題方法等及び大学入学共通テスト問題作成方針」をセンターが決定（2019年6月）

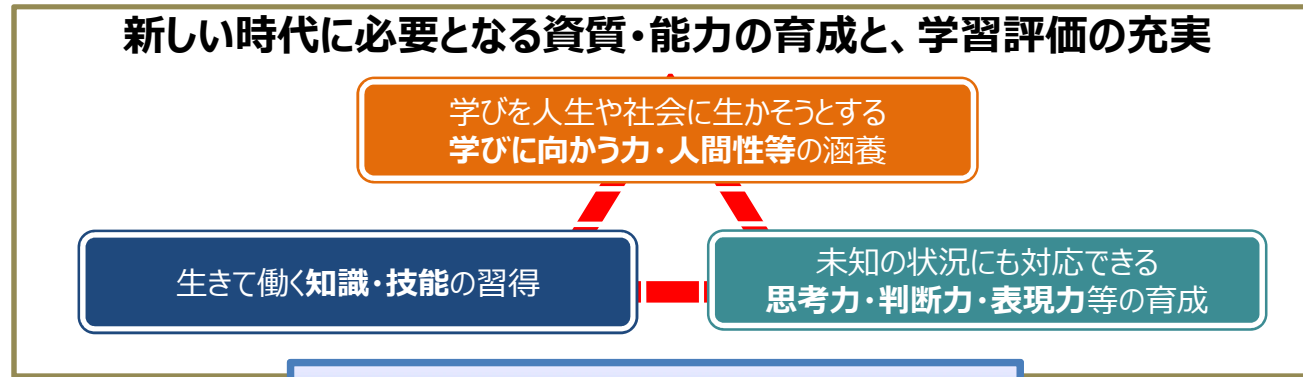
✓「大学入試英語成績提供システム」の構築

- ◎ 「読む」「聞く」「話す」「書く」の4技能評価のため英語資格・検定試験を活用
- システムへの参加要件を満たす英語資格・検定試験について大学入試センターが公表（2018年3月）
- 「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入試英語成績提供システム運営大綱」を決定（2019年6月）

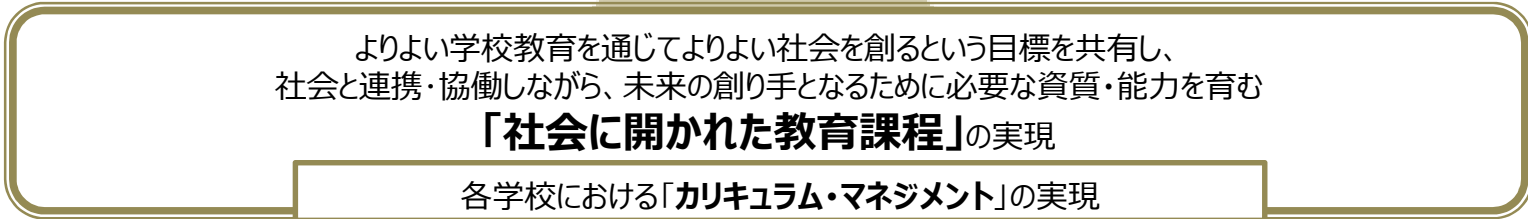
✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
- 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定（2017年7月）
 - ▶ 入学者選抜に関する新たなルールの設定
 - ▶ 調査書・提出書類の改善
- JAPAN e-Portfolio（主体性等の評価に活用できるポータルサイト）の運営方針及び運用許可要件を策定し、要件を満たした外部機関により運営を開始（2019年度～）
- 調査書の電子化に向けた調査研究を実施（2019年度～）

学習指導要領改訂の考え方



何ができるようになるか



何を学ぶか

**新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し**

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

高等学校学習指導要領の改訂のポイント

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

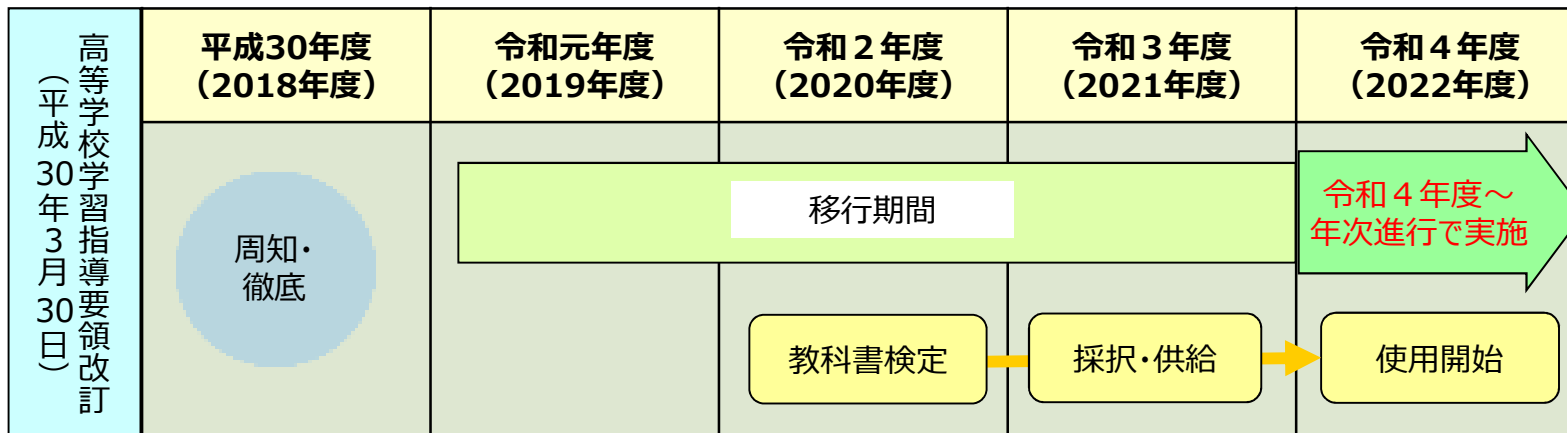
3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

（国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」）、地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、など）



各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科等	科目	標準単位数	教科等	科目	標準単位数
国 語	現代の国語	2	理 科	科学と人間生活	2
	言語文化	2		物理基礎	2
	論理国語	4		物理	4
	文学国語	4		化学基礎	2
	国語表現	4		化学	4
古典探究	4	生物基礎		2	
地理歴史	地理総合	2		生物	4
	地理探究	3		地学基礎	2
	歴史総合	2		地学	4
	日本史探究	3		外 国 語	英語コミュニケーションⅠ
	世界史探究	3	英語コミュニケーションⅡ		4
公 民	公共	2	英語コミュニケーションⅢ		4
	倫理	2	論理・表現Ⅰ		2
	政治・経済	2	論理・表現Ⅱ		2
数 学	数学Ⅰ 数学Ⅱ 数学Ⅲ 数学A 数学B 数学C	3 4 3 2 2 2	保 健 体 育	体育	7～8
				保健	2
			家 庭	家庭基礎	2
				家庭総合	4
			情 報	情報Ⅰ	2
				情報Ⅱ	2
芸 術	音楽Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 美術Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 工芸Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ 書道Ⅰ／Ⅱ／Ⅲ	各2 各2 各2 各2	理 数	理数探究基礎	1
				理数探究	2～5
			総合的な 探究の時間		3～6

高等学校普通科における必修修単位数等の変遷

	昭和22年改訂 (昭和26年度実施)	昭和35年改訂 (昭和38年度実施)	昭和45年改訂 (昭和48年度実施)	昭和53年改訂 (昭和57年度実施)
必修科目数	6科目	17科目	11～13科目	7～8科目
必修修単位数	38単位以上	68単位以上 (定時制男子は66単位以上)	47単位以上	32単位以上
卒業単位数	85単位以上	85単位以上	85単位以上	80単位以上

	平成元年改訂 (平成6年度実施)	平成11年改訂 (平成15年度実施)	平成21年改訂 (平成25年度実施)	平成30年改訂 (令和4年度実施)
必修科目数	11～12科目	13～14科目	13～15科目	14～15科目
必修修単位数	38単位以上	34単位以上 (※1)	38単位以上 (※1)	38単位以上 (※2)
卒業単位数	80単位以上	74単位以上 (※1)	74単位以上 (※1)	74単位以上 (※2)

(※1) 総合的な学習の時間を含む。

(※2) 総合的な探究の時間を含む。

主として専門学科に開設される教科・科目

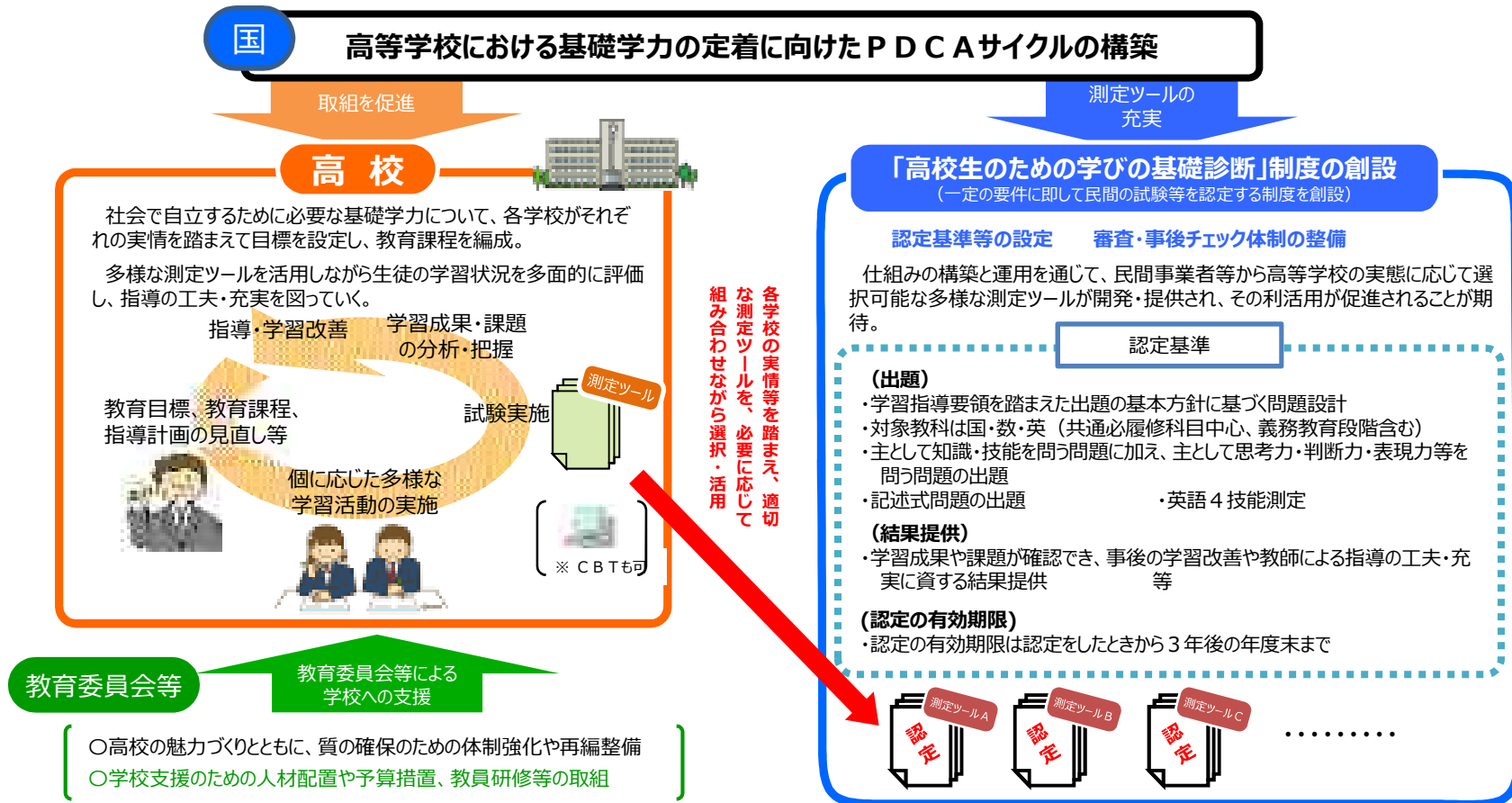
新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科	科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ

家庭	生活産業基礎, 課題研究, 生活産業情報, 消費生活, 保育基礎, 保育実践, 生活と福祉, 住生活デザイン, 服飾文化, ファッション造形基礎, ファッション造形, ファッションデザイン, 服飾手芸, フードデザイン, 食文化, 調理, 栄養, 食品, 食品衛生, 公衆衛生, 総合調理実習
看護	基礎看護, 人体の構造と機能, 疾病の成り立ちと回復の促進, 健康支援と社会保障制度, 成人看護, 老年看護, 小児看護, 母性看護, 精神看護, 在宅看護, 看護の統合と実践, 看護臨地実習, 看護情報
情報	情報産業と社会, 課題研究, 情報の表現と管理, 情報テクノロジー, 情報セキュリティ, 情報システムのプログラミング, ネットワークシステム, データベース, 情報デザイン, コンテンツの制作と発信, メディアとサービス, 情報実習
福祉	社会福祉基礎, 介護福祉基礎, コミュニケーション技術, 生活支援技術, 介護過程, 介護総合演習, 介護実習, こころとからだの理解, 福祉情報
理数	理数数学 I , 理数数学 II , 理数数学特論, 理数物理, 理数化学, 理数生物, 理数地学
体育	スポーツ概論, スポーツ I , スポーツ II , スポーツ III , スポーツ IV , スポーツ V , スポーツ VI , スポーツ総合演習
音楽	音楽理論, 音楽史, 演奏研究, ソルフェージュ, 声楽, 器楽, 作曲, 鑑賞研究
美術	美術概論, 美術史, 鑑賞研究, 素描, 構成, 絵画, 版画, 彫刻, ビジュアルデザイン, クラフトデザイン, 情報メディアデザイン, 映像表現, 環境造形
英語	総合英語 I , 総合英語 II , 総合英語 III , ディベート・ディスカッション I , ディベート・ディスカッション II , エッセイライティング I , エッセイライティング II

「高校生のための学びの基礎診断」制度

- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年12月に初めて測定ツールの認定を行い、平成31年度から本格的に利活用開始。
 (※) 学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。



「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール一覧

H30年度申請分（認定期間2022年末まで）

対象教科	団体名	測定ツールの名称	基本 ※1	標準 ※2
国語	日本漢字能力検定協会	文章読解・作成能力検定 4級	●	
		文章読解・作成能力検定 3級		●
		文章読解・作成能力検定 準2級		●
	ベネッセコーポレーション	Literas 論理言語力検定 3級	●	
		Literas 論理言語力検定 2級		●
数学	日本数学検定協会	実用数学技能検定 3級	●	
		実用数学技能検定 準2級		●
		数検スコア基礎診断 数I・数A (項目別診断)		●
		数検スコア総合診断 数I・数A		●
	ベネッセコーポレーション	ベネッセ数学理解力検定		●
英語	教育測定研究所	英検IBA TEST C 4技能版	●	
	ケンブリッジ大学英語検定機構	ケンブリッジ英語検定 A2 Key for Schools (PB/ CB)		●
		ケンブリッジ英語検定 4技能CBT (Linguaskill)		●
	Z会ソリューションズ	英語CAN-DOテスト レベル2	●	
		英語CAN-DOテスト レベル3		●
	ブリティッシュ・カウンシル	Aptis for Teens (中高生向けAptis)		●
	ベネッセコーポレーション	GTEC Advancedタイプ・Basicタイプ・Coreタイプ	● Core	● Basic Advanced

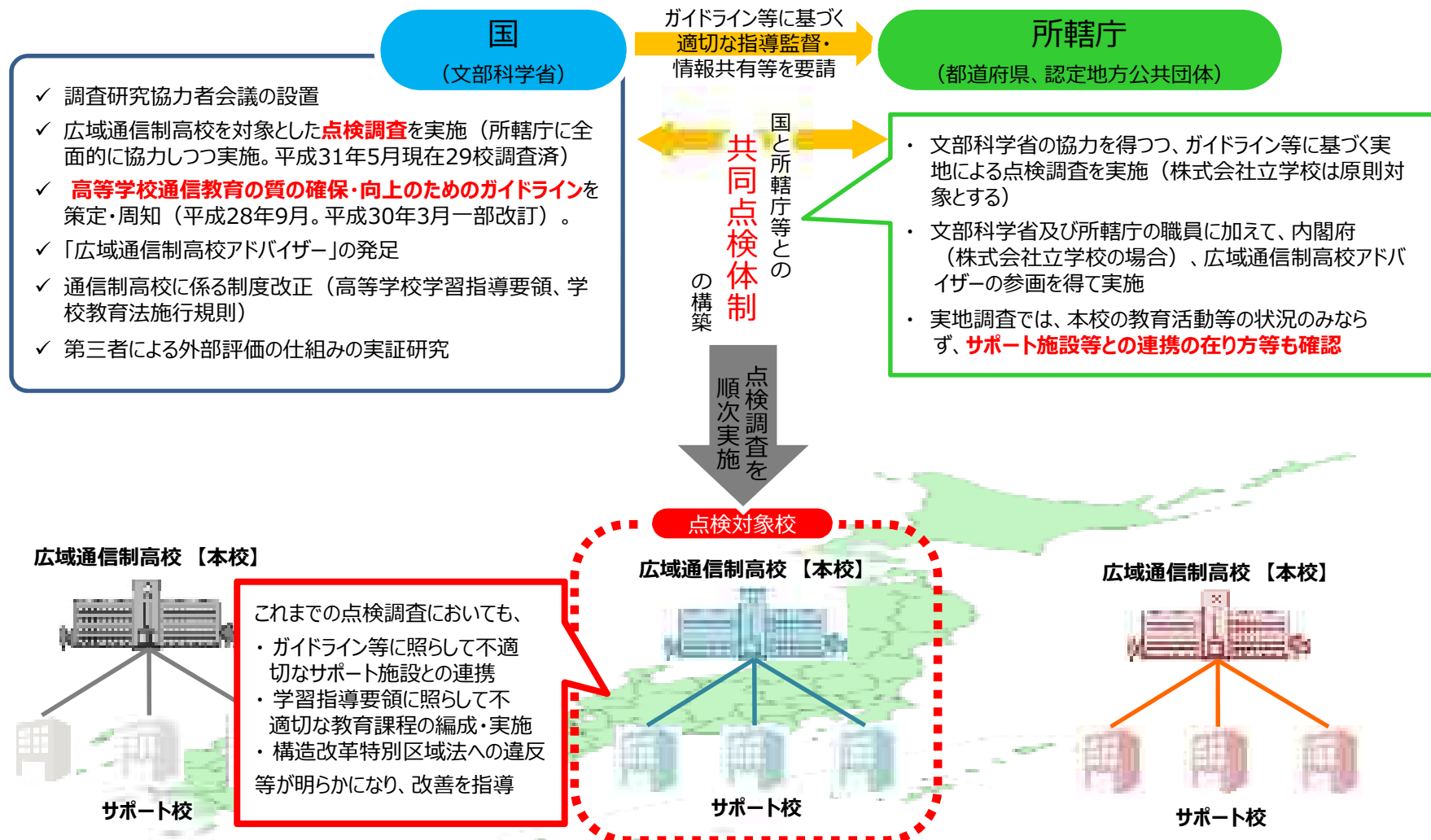
対象教科	団体名	測定ツールの名称	基本 ※1	標準 ※2
3教科	学研アソシエ	基礎力測定診断 ベーシックコース	●	
	ベネッセコーポレーション	進路マップ 基礎力診断テスト	●	
		進路マップ 実力診断テスト		●
		スタディーサポート αタイプ、βタイプ、θタイプ		●
		スタディープログラム		●
		ベネッセ 総合学力テスト		●
	リクルートマーケティングパートナーズ	スタディサプリ 学びの活用力診断～ベーシック～	●	
		スタディサプリ 高1・高2 学びの活用力診断～スタンダード～		●

※1：義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

※2：高等学校段階の共通必修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

広域通信制高校の質の確保・向上方策の全体像

- 通信制高校は、不登校や中途退学経験者等への学び直しの機会の提供など、多様な学びのニーズへの受け皿としての役割が期待される一方で、一部の広域通信制高校において、民間教育施設との不適切な連携や学習指導要領に基づかない教育など、様々な問題が生じている。
- 文部科学省においては、ウィッツ青山学園高等学校において違法・不適切な学校運営等が発覚した事案を受けて、「**高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン**」の策定や**点検調査の実施**等、広域通信制高等学校の質の確保・向上のための施策を推進している。



広域通信制高等学校に対する点検調査について

1. 調査の概要

平成28年3月に義家副大臣を座長とするタスクフォースで取りまとめた「広域通信制高校に関する集中改革プログラム」において、平成30年度までの約2年間で「広域通信制高校の質確保・向上に向けた集中点検期間」と位置付けたところ。

また、同年9月には「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という）を策定。これらを踏まえ、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、広域通信制高校に対して、ガイドラインに基づき、実地による点検調査を実施し、高等学校通信教育に係る施策の検討に活かす。

（1）調査体制

文部科学省及び広域通信制高等学校の所轄庁（都道府県又は認定地方公共団体）の職員に加え、内閣府（株式会社立学校の場合）、広域通信制高校アドバイザー（※）の参画を得て実施。

（※）高校通信教育に関し専門的な知識・経験を有する者、会計の専門家等に対して委嘱。

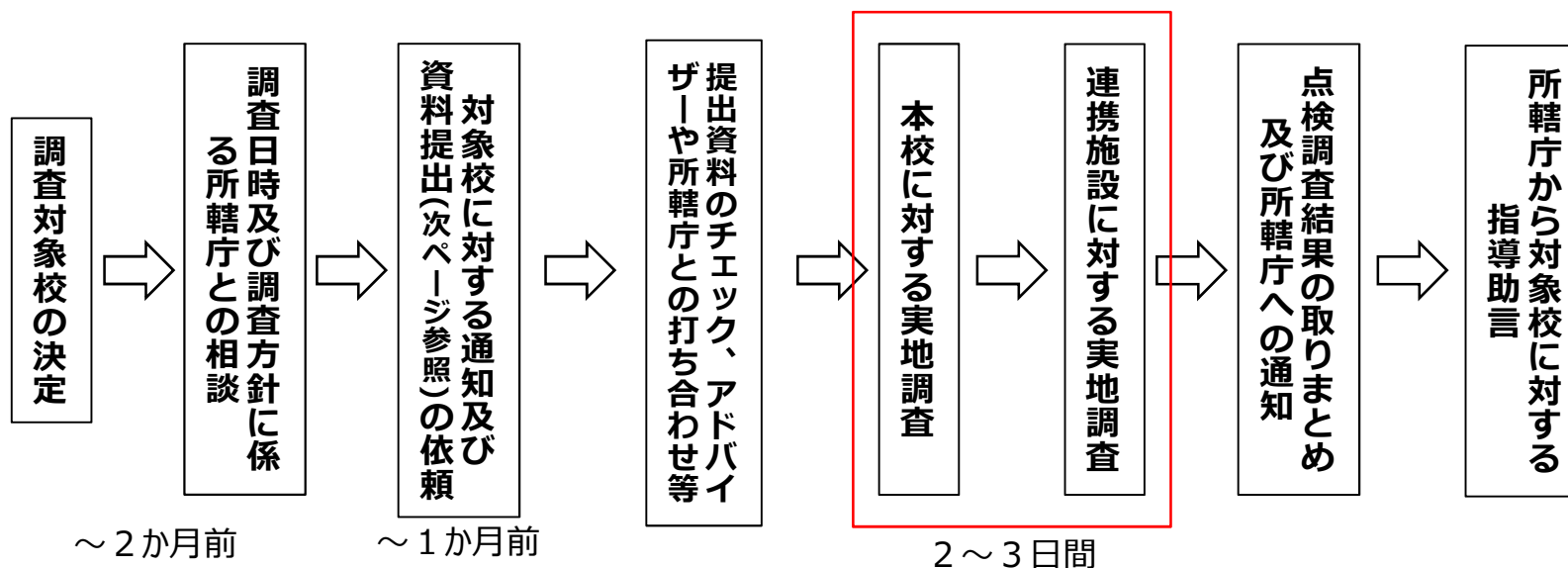
（2）調査対象

書面調査（平成28年度実施）の結果等を踏まえ、**平成30年度までに30校程度**を想定（株式会社立学校は原則対象とし、内閣府と連携して実施。）

※調査の円滑な実施の観点から、個別の学校名を明らかにした形での結果の公表は行わないこととする。

※調査実績（令和元年9月24日現在） **34校**

(3) 調査の流れ・スケジュール



(4) 調査内容

関係法令やガイドラインの各項目に基づき適切な学校運営がなされているか等について調査。

具体的には、

- ①書面実態調査の結果（平成28年9月とりまとめ）及び事前提出資料を基に、法令違反や不適切な学校運営等が行われていないかの確認、実地調査で確認を要する事項の検討
- ②管理職、教職員からのヒアリング、施設・設備の確認等（連携施設を含む。）

(5) 調査結果に基づく指導

法令違反に該当する事項、ガイドラインや所轄庁の設置認可基準等に照らして不適切・改善を要する事項等について整理。文部科学省から所轄庁に対して点検調査結果を通知し、点検調査の結果を踏まえて学校運営の改善を図るよう学校に対する指導助言を行うことを依頼。所轄庁からの指導通知発出後3か月を目途として改善状況の報告を求める。

「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」策定

平成28年9月策定
平成30年3月一部改訂

背景・目的

ウィッツ青山学園高等学校における違法・不適切な学校運営等を踏まえ、協力者会議における検討を経て、本ガイドラインは、高等学校通信教育の質の確保・向上を図るため、通信制の課程を置く高等学校（以下「実施校」という。）における**主体的な学校運営改善のための取り組みや、所轄庁における実施校に対する指導監督の際に参照すべき指針として策定**するもの

主な内容

1. 学校の管理運営に関する事項

- ①教職員の配置等
 - ・添削指導等は、教員免許状を有している教員により行うよう、教員配置を行うこと
- ②連携施設との適切な協力・連携関係の確保等
 - ・添削指導等は実施校の教職員が行うこと（連携施設の職員等、実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させない）
 - ・連携施設の設置者とあらかじめ文書による取決めを行うこと
 - ・実施校と連携施設の関係について、生徒・保護者に十分な説明を行うこと
 - ・連携施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること
- ③学校評価
 - ・運営状況について、自己評価を実施・公表すること、学校関係者評価の実施に努めること
- ④その他
 - ・編入学の受け入れについては、法令上、編入学が認められるかどうかを確認し、適切に処理すること
 - ・高等学校等就学支援金の代理受給等の事務を適正かつ確実に執行すること

3. 施設及び設備に関する事項

- ・通信教育規程に規定する校舎に備えるべき施設等の確保、環境づくりに努めること
- ・添削指導等を行う連携施設についても、適切な環境が確保されること

4. 積極的な情報公開の推進

- ・生徒・保護者等が教育環境や運営状況に関して適切かつ十分な情報を得られるよう、実施校・設置者は積極的な情報公開に努めること

2. 教育課程等に関する事項

- ①教育課程及びそれに基づく指導と評価
 - ・学習指導要領等の教育課程に関する法令に従い、適切な教育課程を編成すること
- ②添削指導及びその評価
 - ・添削指導の回数を十分確保すること
 - ・択一式のみの課題は不適切であること。また、正誤のみの記載ではなく、生徒の学習状況に応じた解説・自学自習に必要なアドバイス等を付すこと
- ③面接指導及びその評価
 - ・各教科・科目の面接指導の単位時間数を十分確保すること
 - ・一人一人の生徒の実態を十分把握し、年間指導計画に基づき、計画的、体系的に指導すること
 - ・連携施設における面接指導は、その他教育活動と区別されるものであり、指導要領等に基づき実施すること。実施校は生徒の履修状況を把握すること
- ④多様なメディアを利用した学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免
 - ・報告課題の作成等により、その成果が満足できるものであるかを確認すること
 - ・面接指導時間を大幅に減免できるのは、生徒の実態等を考慮して特に必要のある場合（自宅療養、登校困難、仕事・海外生活、教育効果の確保可能等）であること
 - ・メディア学習は計画的かつ継続的に取り入れなければならないこと等
- ⑤試験及びその評価
 - ・実施校の教職員の監督下で適切に実施すること
- ⑥学校設定教科・科目、総合的な学習の時間の実施
 - ・年間指導計画に基づき、教員が指導要領等に則り適切に実施し、教育水準の確保等に十分配慮すること
- ⑦その他
 - ・在籍しながら履修しない等の生徒への適切な指導・支援、特別支援教育コーディネーターの指名、スクールカウンセラーの配置など、きめ細かな支援に努めること

Society5.0時代の到来

Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

※狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱。



Society 5.0の社会像・求められる人材像、学びの在り方 (Society 5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会の議論を踏まえて)

Society5.0に向けた人材育成～社会が変わる、学びが変わる～

(平成30年6月5日Society5.0に向けた人材育成に係る大臣懇談会 新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォース)

Society 5.0の社会像

A I 技術の発達 ⇒定型的業務や数値的に表現可能な業務は、A I 技術により代替が可能に
⇒産業の変化、働き方の変化

日本の課題

A I に関する研究開発に人材が不足、少子高齢化、
つながりの希薄化、自然体験の機会の減少

人間の強み

現実世界を理解し意味づけできる感性、倫理観、
板挟みや想定外と向き合い調整する力、責任をもって遂行する力

Society 5.0における学びの在り方、求められる人材像

A I 等の先端技術が教育にもたらすもの ⇒**学びの在り方の変革**へ

(例) ・スタディ・ログ等の把握・分析による学習計画や学習コンテンツの提示

・スタディ・ログ蓄積によって精度を高めた学習支援（学習状況に応じたコンテンツ提供、学習環境マッチング等）

学校が変わる。学びが変わる。⇒Society5.0における学校（「学び」の時代）へ

- ・一斉一律授業の学校 →読解力など基盤的な学力を確実に習得させつつ、個人の進度や能力、関心に応じた学びの場へ
- ・同一学年集団の学習 →同一学年に加え、学習到達度や学習課題等に応じた異年齢・異学年集団での協働学習の拡大
- ・学校の教室での学習 →大学、研究機関、企業、N P O、教育文化スポーツ施設等も活用した多様な学習プログラム

共通して求められる力：文章や情報を正確に読み解き対話する力

科学的に思考・吟味し活用する力

価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力

新たな社会を牽引する人材：技術革新や価値創造の源となる飛躍知を発見・創造する人材

技術革新と社会課題をつなげ、プラットフォームを創造する人材

様々な分野においてA I やデータの力を最大限活用し展開できる人材 等

Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

（新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理）

〔 求められる人材像
学びの在り方 〕

〔 現状・課題等 〕

〔 取り組むべき政策の方向性 〕

**学びの在り方の
変革**

共通して求めら
れる力の育成

新たな社会を
牽引する人材
の育成

【すべての学びの段階】

- ・基盤的な学力を確実に定着させながら、他者と協働しつつ自ら考
え抜く自立した学びが不十分。

【小・中学校】

- ・OECD/PISAでも高い到達水準。
- ・他方で、家庭環境、情報環境の変化のなかで、文章や情報の
意味を理解し思考する読解力に課題との指摘。
- ・貧困の連鎖を断ち切り、すべての子供達にSociety5.0時代に
求められる基礎的な力を確実に習得させる必要。

【高等学校】

- ・普通科7割（80万人）・専門学科等3割（30万人）。
- ・普通科は文系7割（50万人）といった実態があり、多くの生
徒は第2学年以降、文系・理系に分かれ、特定の教科につい
ては十分に学習しない傾向。
※例えば普通科全体のうち「物理」履修者は2割（14万人）
- ・学年にとらわれない多様な学び（高等教育機関や産業界等と
の連携）の可能性。

【高等学校卒業から社会人】

- ・四年制大学は、人・社系5割（30万人）、理工系2割
（12万人）、保健系1割、教育・芸術系等2割。
※諸外国は、理工系にドイツ約4割、フィンランド・韓国等約3割
- ・教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性。
※STEAM= Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics



**I 「公正に個別最適化された
学び」を実現する多様な学
習の機会と場の提供**

**II 基礎的読解力、数学的
思考力などの基盤的な学
力や情報活用能力をすべ
ての児童生徒が習得**

III 文理分断からの脱却

Society 5.0に向けて取り組むべき政策の方向性

（新たな時代を豊かに生きる力の育成に関する省内タスクフォースにおける議論の整理）

Ⅲ. 文理分断からの脱却

○文理両方を学ぶ高大接続改革

- 様々な学問分野において必要となる、確率・統計や基礎的なプログラミング、理科と社会科の基礎的分野を必修とする新しい学習指導要領を確実に習得させるとともに、微分方程式や線形代数・ベイズ統計、データマイニングなど、より高度の内容を学びたい生徒のための条件整備等を行い、**文理両方を学ぶ人材**を育成する。

→WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムの創設

- AP（アドバンスト・プレースメント）も含む高度かつ多様な内容を、個人の興味・特性等に応じて履修可能とする学習プログラム/コースをWWLコンソーシアムとして創設（高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高校・高専等を拠点校として整備）
- 海外提携校等への短期・長期留学を必修化し、海外からハイレベル人材を受け入れ、留学生と一緒に英語での授業・探究活動等

- 高校における文理分断の改善、社会のニーズ及び国際トレンド等を背景に、今後多くの学生が必要とするSTEAMやデザイン思考などの教育が十分に提供できるよう、大学による教育プログラムの見直しを促進する。
：学生が共通的に学ぶ**リベラルアーツ**と学生が選択する**人社系**、**STEAM系**、保健系等の専門分野について、学部を超えて提供される構造へと変化。
- STEAM系を専攻するAIのトップ人材や専門人材を育成するとともに、文理両方を学ぶことにより必要なAIに関する素養を身に付けた人社系等を専攻する人材を育成する。また、大学のみならず高専や専門学校においてAIの専門人材を育成する。

→AI等の高度専門人材の育成

- 全学的な数理・データサイエンス教育の拡大・強化（拠点整備、標準カリキュラム等）等

→産学連携による実践的教育の実施と専門人材の育成

- 産学連携による実践的教育プログラムの開発・実施、産業界からの投資を呼び込むインセンティブ 等

○地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

- 高校と、地元の自治体、高等教育機関、産業界と連携したコースで、例えば福祉や農林水産、観光などの分野が学習できるよう環境整備等を行い、**地域人材の育成を推進**する。

→地域³ 高校※（地域キュービック高校）の創設 ※地域の、地域による、地域のための高校

- 高校と地元市町村・高等教育機関・企業・医療介護施設・農林水産業等のコンソーシアムを構築し、探究的な学び等を通じ、地域に関する産業や文化等に関する特色ある科目（例：観光学）を必ず履修させるなど、生徒が「やりたいこと」を見つけられる教育機関へ転換
- コミュニティ・スクールである都道府県立高校において、市町村長又は市町村教育長等を学校運営協議会の委員とすることを努力義務化し、都道府県と市町村の連携を促進

Society5.0に向けた高等学校改革パッケージ

Society5.0に向けたリーディングプロジェクト

新たな社会を牽引する人材の育成

共通して求められる力の育成

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

113百万円（新規）

- ◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が共同し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

✓指定校数：10校程度（10百万円程度/年・校）

【取組例】

- ・国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等を開催
- ・短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・大学教育の先取り履修を単位認定する取組など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意 等



スーパーサイエンスハイスクール ※継続 ※運営費交付金中の推計額

2,219百万円（2,219百万円）

- ◆ 将来のイノベーション創出を担う科学技術人材を育成するため、教育課程等の改善に関する研究開発を含めた先進的な理数系教育を実施している高等学校をSSHに指定し支援。

✓指定校数：H31年度新規指定 30校程度

（750～1200万円程度/年・校、指定期間5年）

【基礎枠 取組例】

<H30年度：204校>

- ・学習指導要領の枠を超え、理数を重視した教育課程を編成
- ・主体的・協動的な学びを重視
- ・研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- ・上記取組を高大連携や企業連携等により高度に実施

【重点枠 取組例】

※更に高度な取組には追加支援（500～1300万円/年・校）

<H30年度：14校>

- ・高大接続による人材育成手法の開発・実証
- ・カリキュラムや指導手法等の広域普及
- ・海外の研究機関等との連携による共同研究
- ・企業等との連携による地球規模課題の解決

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

251百万円（新規）

- ◆ 高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

✓指定校数：50校程度（1校4百万～7百万円程度）

- 学校・地域のニーズに応じた類型で実施 ●

<地域魅力化型> <普通科中心20校程度>

地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築

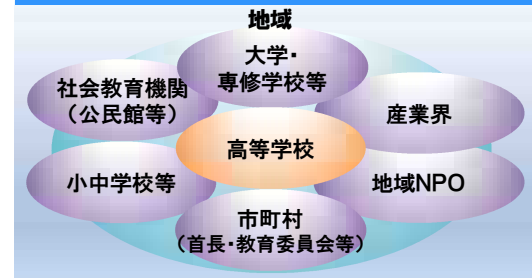
<グローバル型> <学科共通20校程度>

グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成

<プロフェSSIONAL型> <専門学科中心10校程度>

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



※スーパーグローバルハイスクール（継続指定校67校 424百万円）及びスーパー・プロフェSSIONAL・ハイスクール（継続指定校20校 85百万円）の事業成果を活用。

教育再生実行会議第11次提言概要 ※「2. 新時代に対応した高等学校改革」関係

背景

- ・ 高等学校は中学校を卒業したほぼ全ての生徒が進学。一方、高校生の能力、適性、興味・関心、進路等が多様化。高等学校が対応すべき教育上の課題は複雑化。
- ・ 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、AIやIoTなどの技術革新の急速な進展によるSociety5.0の到来など、高等学校を取り巻く状況は激変。
- ・ これからの高等学校においては、生徒一人一人が能動的に学ぶ姿勢を身につけさせるとともに、文理両方をバランスよく学ぶこと等を通じ、Society5.0をたくましく生きる力を育成。

(1) 学科の在り方

- 全ての高等学校において、生徒受入れに関する方針、教育課程編成・実施に関する方針、修了認定に関する方針を策定
- 国は、普通科の各高等学校が、教育理念に基づき選択可能な学習の方向性に基づいた類型の枠組みを提示

<類型の例>

- ・ キャリアをデザインする力の育成重視
- ・ グローバルに活躍するリーダーの素養の育成重視
- ・ サイエンスやテクノロジーの分野等におけるイノベーターとしての素養の育成重視
- ・ 地域課題の解決等を通じた探究的な学びの重視

- 類型の種類や履修・指導体制の在り方について、中央教育審議会等において専門的・実務的に検討
- 文系・理系科目をバランスよく学ぶ仕組みの構築

【参考】生徒数（平成29年度）

普通科	239万人（73%）
専門学科	71万人（22%）
総合学科	18万人（5%）

(6) 中高・高大の接続

- 文理両方を学ぶ人材の育成の観点から、文系・理系に偏った試験からの脱却を目指し、大学入学者選抜の在り方の見直し
- 入学者選抜改革やカリキュラム改善等、教育の質向上に取り組む大学の支援の充実
- 高等学校卒業者の職業選択である「一人一社制」について、よりよいルールとなるよう検討

(2) 高等学校の教育内容、教科書の在り方

- 新高等学校学習指導要領の着実な実施
- 社会の変化に対応するための学習指導要領の一部改訂の実施、標準的な授業時間の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
- 技術革新の進捗が早い分野の教科・科目に係る教科書の弾力的見直しを検討

(4) 教師の養成・研修・免許の在り方

- 校内研修の充実、ベテランから若手教師への知識技能の伝承
- 教師の資質の向上に関する指標について学校種ごとに記述
- 特別免許状の弾力的な活用等による、ポスドク、企業人材、アスリート、芸術家などの外部人材の活用
- 特色ある教育活動を推進している校長の在職期間の長期化など、人事異動の在り方の再点検

(7) 特別な配慮が必要な生徒への対応

- 不登校などの多様な課題を抱える生徒に対応するためのスクールカウンセラーなどの専門人材の配置状況の把握と、適正な配置・活用に向けた方策の検討、SNSを活用した教育相談体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実、高等学校入学者選抜における合理的配慮
- 障害のある生徒の自立と社会参加に向けた学校と関係機関等の連携
- 日本語指導が必要な帰国・外国人生徒等の受入体制の充実

(3) 定時制・通信制課程の在り方

- 定時制・通信制課程における生徒のキャリア形成に必要な社会的スキル等の育成方策について検討
- 通信制課程において「高校生のための学びの基礎診断」の活用促進等による質の確保・向上
- 広域通信制高等学校の第三者評価の実証研究結果等を踏まえた更なる質の確保・向上

(5) 地域や大学等との連携の在り方

- 高等学校と市町村、産業界、大学等が協働した地域課題の解決等を通じた学びの実現
- 高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入と地域学校協働活動の実施の推進
- 高等学校と地域をつなぐコーディネーターの役割やその在り方の検討

(8) 少子化への対応

- 離島・中山間地域等の小規模な高等学校において、ICT等の導入や高等教育機関との連携強化により学習の多様性や質の高度化を図る
- 都道府県における検討に資するよう、都道府県における高等学校の再編や小規模校の活性化の状況や事例を情報提供

主な提言事項

経済財政運営と改革の基本方針2019 ※関係部分抜粋

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

② 初等中等教育改革等

義務教育における基礎・基本の習得の上に、教育システムを複線型に転換し、多様性を追求できる仕組みづくりを進める。初等中等教育においては、児童・生徒に個別最適化された教育を効果的・効率的に実現するため、希望する全ての小・中・高等学校等で遠隔教育を活用できるよう、S I N E Tの活用モデルの提示をはじめとした教育の情報化を推進する。学校 I C T環境の整備状況に地方自治体間でばらつきが見られる中、国としてもその是正に努めつつ、個人情報取扱いに適切に配慮した上で、教育データのデジタル化・標準化を進める。また、高等学校教育においては、特色ある教育を推進するための多様化・類型化などの普通科改革、高大連携、地域人材やグローバル人材の育成などの多様な高等学校教育の構築を進める。さらに、中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する。

改革を加速するため、「第3期教育振興基本計画」や教育再生実行会議の提言に基づき、教育課程、教員養成・免許・採用・研修制度等について総合的な検討を行い、2020年度中に結論を得る。

(略)

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(略)

過度な東京一極集中を是正し、地方・東京圏の転出入均衡に向け、地方への新しい人の流れをつくるため、地域における若者等の修学・就業の促進の観点から、民間人材事業者との連携による取組を含むU I Jターンによる起業・就業者創出や「キラリと光る地方大学づくり」の推進、地域おこし協力隊の拡充に取り組む。地方への企業の本社機能移転等の加速化に向けて、地方拠点強化税制を含め、総合的かつ抜本的な方策について検討する。政府関係機関移転基本方針等に基づく取組を進める。「地域連携プラットフォーム（仮称）」を構築し、地方大学改革を推進する。地域に求められる人材育成機関としての高等学校・高等専門学校・専修学校・大学の機能を強化する。

地域課題の解決や将来的な地方移住に向けた裾野を拡大するため、定住に至らないものの、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」を増加させていくための取組を進める。二地域居住・就業を推進する。農泊や子供の農山漁村体験を体系的に促進する。地域金融機関の関与の促進など、プロフェッショナル人材事業が担っている人材マッチング機能の抜本的な拡充等をはじめ、民間企業で働く人材の地方企業・地域への人材還流等を推進する。

(略)

まち・ひと・しごと創生基本方針2019 ※関係部分抜粋

V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(6) 高等学校等における人材育成

<概要>

「キラリと光る地方大学づくり」による若者の育成の取組に加えて、高等学校等において、地域への課題意識や貢献意識を持ち、将来、地域ならではの新しい価値を創造し、地域を支えることのできる人材等を育成するため、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進する。また、その実現のため、地域と高等学校の協働によるコンソーシアムの構築や、中間支援組織に対する支援、地域と高等学校をつなぐコーディネーターの育成など、地域との協働による高等学校改革を総合的に推進する。

【具体的取組】

◎ 地域との協働による高等学校教育改革の推進

- ・高等学校が、市町村、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等を通じた探究的な学びを実現する取組を推進し、将来、地域において地域ならではの新しい価値を創造する人材や、グローバルな視点を持ってコミュニティを支える地域のリーダーとなる人材、専門的な知識・技術を身に付け地域や産業界に求められる人材等の育成を強化する。
- ・また、生徒が地域課題の解決等を通じた探究的な学びを大学等において継続するための進路実現に向けた学習支援体制の構築や、大学等への接続も見据えた一貫プログラムの開発等を推進する。
- ・高等学校は多くの場合が都道府県等により設置・運営がなされているが、地域に必要な人材を育成する観点からは市町村が学校運営の重要な意思決定に関わることが重要であるため、高等学校を核とした地方創生に取り組む高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の委員に、市町村長又は市町村教育長等の参画を促進するなど、実質的に市町村が高等学校の運営に参画できるような協働体制の構築を推進する。

◎ 地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）の設置促進

- ・高校生の地域での活動・学習機会を充実させるとともに、地域留学などの新しいひとの流れの創出など、「関係人口」を含む地域を担う次代の人材の育成を推進する観点から、「地域・高校魅力化コンソーシアム（仮称）」の設置を促進する。
- ・その際、当該コンソーシアムと高等学校の学校運営協議会（コミュニティ・スクール）や地域学校協働本部が連携・協働するなど、高等学校に関する地域の関係機関が一体となって関わる在り方について検討する。
- ・また、当該コンソーシアムの立上げ及び運営支援や職員研修、ファンドレイジングの共通基盤の構築・提供等を実施する中間支援組織に対する支援の在り方も併せて検討し、機能の充実を図る。

◎ 高等学校と地域をつなぐ人材の育成等

- ・高等学校と地域をつなぐコーディネーターの在り方について検討し、必要な資質能力や役割等を明確化するとともに、配置・活用に向けた方策について検討することにより、その育成を推進する。
- ・さらに、大学等における養成プログラムの開発を推進するとともに、大学等が実施する社会教育主事講習、教員免許更新講習などの既存の研修制度等との連携等の強化や、ICTを活用した柔軟な受講形態の設定等により、コーディネーターを志す者の受講の機会拡大を図る。

◎ グローカル人材の育成

- ・高等学校等での、地域における多様なグローバル人材の育成や外国人留学生の受入れを促進するため、官と民とが協力した海外留学支援制度（「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」等）の推進や地域における留学、受入れ、交流などのグローバル人材育成に資する取組を効果的に促進する。

(参考) 高等学校教育に関する制度・政策等について

高等学校制度の概要

1. 目的・目標

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

（学校教育法第50条）

目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

（学校教育法第51条）

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

（学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項）

2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（※）とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

（学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条）

3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

- ・**普通科**：普通教育を主とする学科
- ・**専門学科**：専門教育を主とする学科
 - ※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科
- ・**総合学科**：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

6. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

7. 卒業に必要な単位数・教育課程

- ①**全学科共通：74単位以上で各学校が定める**（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）
- ②**専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上**

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

(学校教育法施行規則第89条)

9. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学校教育法第60条)

定時制・通信制課程の概要

1. 目的

- ・高等学校における定時制課程・通信制課程は、教育の機会均等の理念に基づき、勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるために、昭和23年に発足した。
- ・広域の通信制課程は、3以上の都道府県の生徒を対象としている通信制課程であり、昭和36年に制度化された。
- ・近年では、勤労青年が減少する一方、不登校・中退経験者、特別な支援を要する生徒、経済的な困難を抱える生徒など、多様な課題を抱えた生徒が多く所属。

2. 教育課程の特色

勤労青少年に高等学校教育を受ける機会を広く与えるため、技能連携による単位認定、定時制課程及び通信制課程の併修（定通併修）による単位認定が可能。

- ・技能連携・・・定時制・通信制課程の生徒が、都道府県教育委員会が指定する技能教育施設において教育を受けている場合、卒業に必要な単位数の2分の1以内で、施設における学習を高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる制度。
- ・定通併修・・・定時制課程の生徒が、通信制課程において一部の科目の単位を修得したとき等は、その単位数を卒業に必要な単位数に加えることができる制度。

3. 通信制課程における教育方法

通信制高校における教育は、添削指導、面接指導（スクーリング）、試験により行うほか、これに加えて、インターネット等のメディアを活用した指導等の方法で行うことができる。（高等学校通信教育規程第2条）

- ・添削指導・・・生徒が提出するレポートを教師が添削し、生徒に返送して指導する。
- ・面接指導（スクーリング）・・・生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受ける。なお、テレビ放送・インターネット等を利用して学習した場合、面接指導時間の一部免除が認められている（高等学校学習指導要領第7款）。
- ・試験・・・添削指導、面接指導等の成果を測る。

公立高等学校の教職員定数

1. 高校標準法の教職員定数

○ 高校標準法は、設置者（都道府県又は市町村）ごとに置くべき高等学校の教職員の総数の標準を定めている。

対象学校種：公立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部
 対象職種：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、
 寄宿舍指導員、事務職員

○ 公立高等学校の適正な配置については、高等学校の教育の普及及び機会均等を図る観点から、都道府県はその区域内の私立の高等学校の配置状況に十分に配慮しなければならない。（高校標準法第四条）

2. 定数算定の方法

基礎定数

○ **1学級の生徒数の標準を40人**として、当該学校の**生徒の収容定員**や**学科の種類**等に基づき、学級担任や教科担任等の基礎的な教職員定数を算定。加えて、習熟度別編成のための学校規模に応じた加算^{※1}や、専門学科（農業、水産、工業、商業等）を置く学校に係る加算^{※2}等が行われている。

※1：生徒321人以上で1名、561名以上で2名以上の教員を加算など
 ※2：全日制工業科（生徒201人以上）で4名以上の教員を加算など

■ 全日制高校の算定例（上記加算を含む例） ■

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
81～120 (3)	9人	1人	-	1人	11人	12人	1人	3人	1人	17人	11人
201～240 (6)	17人	1人	1人	2人	21人	23人	1人	6人	3人	33人	14人
561～600 (15)	37人	1人	1人	4人	43人	45人	1人	8人	5人	59人	27人
921～960 (24)	55人	2人	1人	5人	63人	66人	2人	11人	5人	84人	44人

※特例的に1学級の生徒数の標準を30人とした場合の算定例

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
61～90 (3)	7人	1人	-	1人	9人	10人	1人	3人	1人	15人	11人

加配定数

学校が個々に抱える問題解決等のために、基礎定数とは別に特例的に定数を加算。

○ 指導方法工夫改善（少人数指導）	1,066人
○ 通級による指導【H30(2018)創設】	160人
○ 生徒支援（学習指導・生徒指導・進路指導等）	1,191人
○ 普通科における職業系類型コースや多様な教科・科目開設	1,083人
○ 研修等定数、養護教諭、離島	2,665人

3. これまでの改善経緯

区分	第1次 S37~41	第2次 半数県 S42~46 半数県 S44~48	第3次 S49~53	第4次 S55~H3	第5次 H5~12	第6次 H13~17
内容	学級編制及び教職員定数の標準の明定	45人学級の実施等	小規模校・通信制課程の改善等	習熟度別学級編成等	全日制の普通科等40人学級の実施及び多様な教科・科目の開設等	少人数による授業等、特色ある高校への加配、教頭・養護教諭の複数配置の拡充等
改善増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差引計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人
学級編制の標準	50人	45人			40人	

4. 公立高等学校の教職員の給与負担

- 公立高等学校の教職員給与費は設置者（都道府県又は市町村）負担。
- 国の特定財源による補助・負担金はなく、全額地方の一般財源により支出されている。具体的には、高校標準法の教職員定数（基礎定数+加配定数）を基準財政需要額に算入し、地方交付税交付金により財源措置。

地方交付税交付金は、教育費を含めた各地方団体毎の標準的な行政経費が地方団体の標準的な税収入の一定割合に満たない場合に、その差額を措置するものであり、国は交付に当たって条件をつけたり、用途を制限できない。

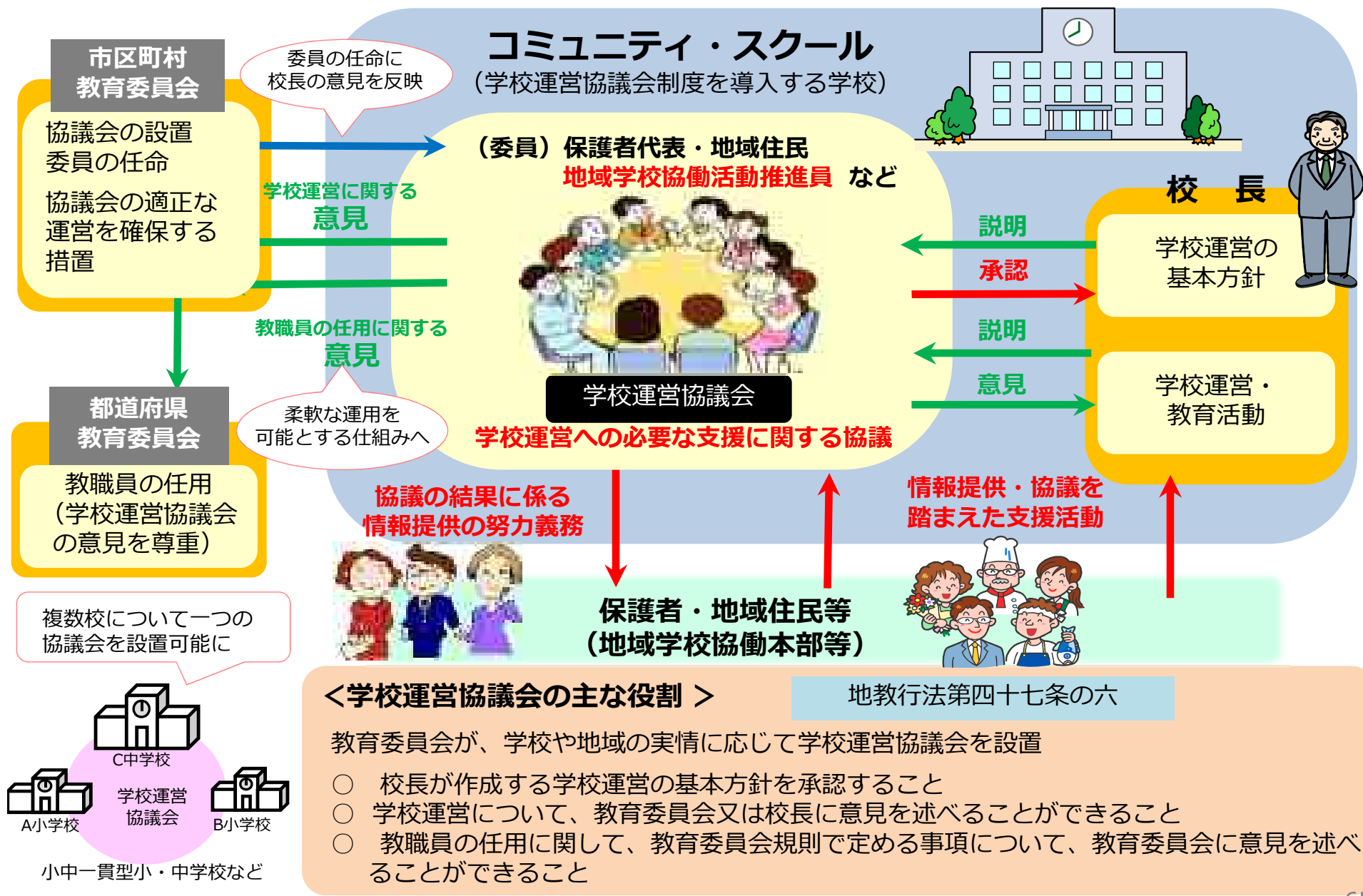
教員免許制度の概要

教員免許状の種類（教育職員免許法第4条、第5条）

- 教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与される。授与を受けるためには、①所要資格（学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施）の合格）を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定（人物・学力・実務・身体面）を経ることが必要。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 専修免許状 一種免許状 二種免許状	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状。所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与される。専修、一種、二種（高等学校は専修、一種）の区分がある。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができる。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状。社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与される。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められる。幼稚園教諭の免許状はない。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されるが、特別活動など教科外活動を担任することも可能。
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状。普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与される。 （当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができる。（教育職員免許法附則第6項））

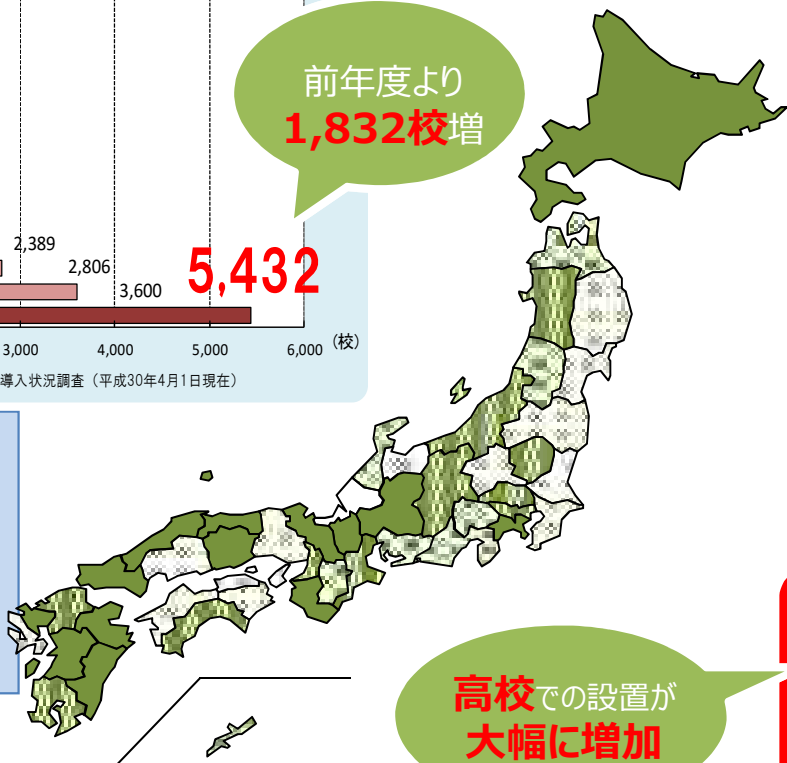
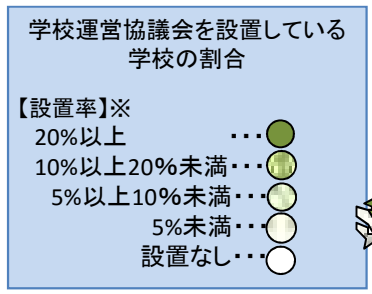
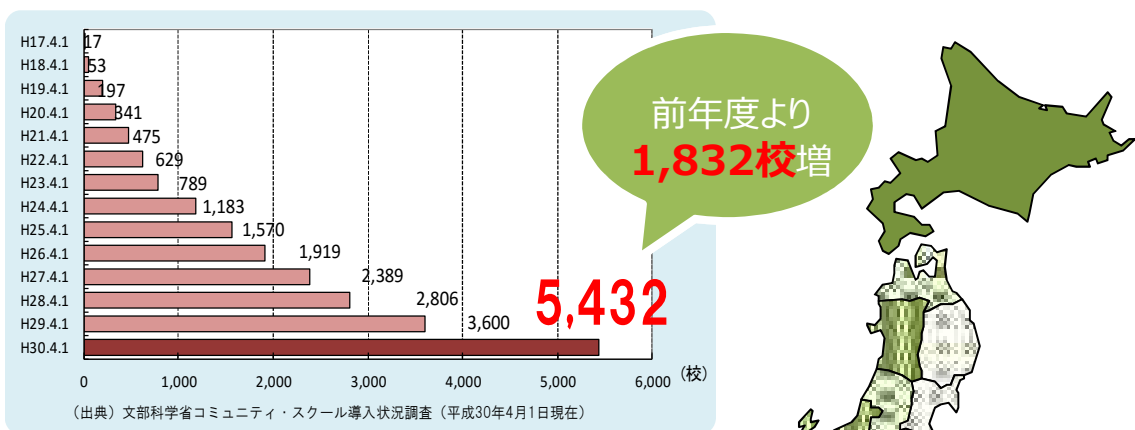
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入校数

H30年4月1日現在

学校運営協議会を設置している学校数
46都道府県内 5,432校
 （幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106）
 全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



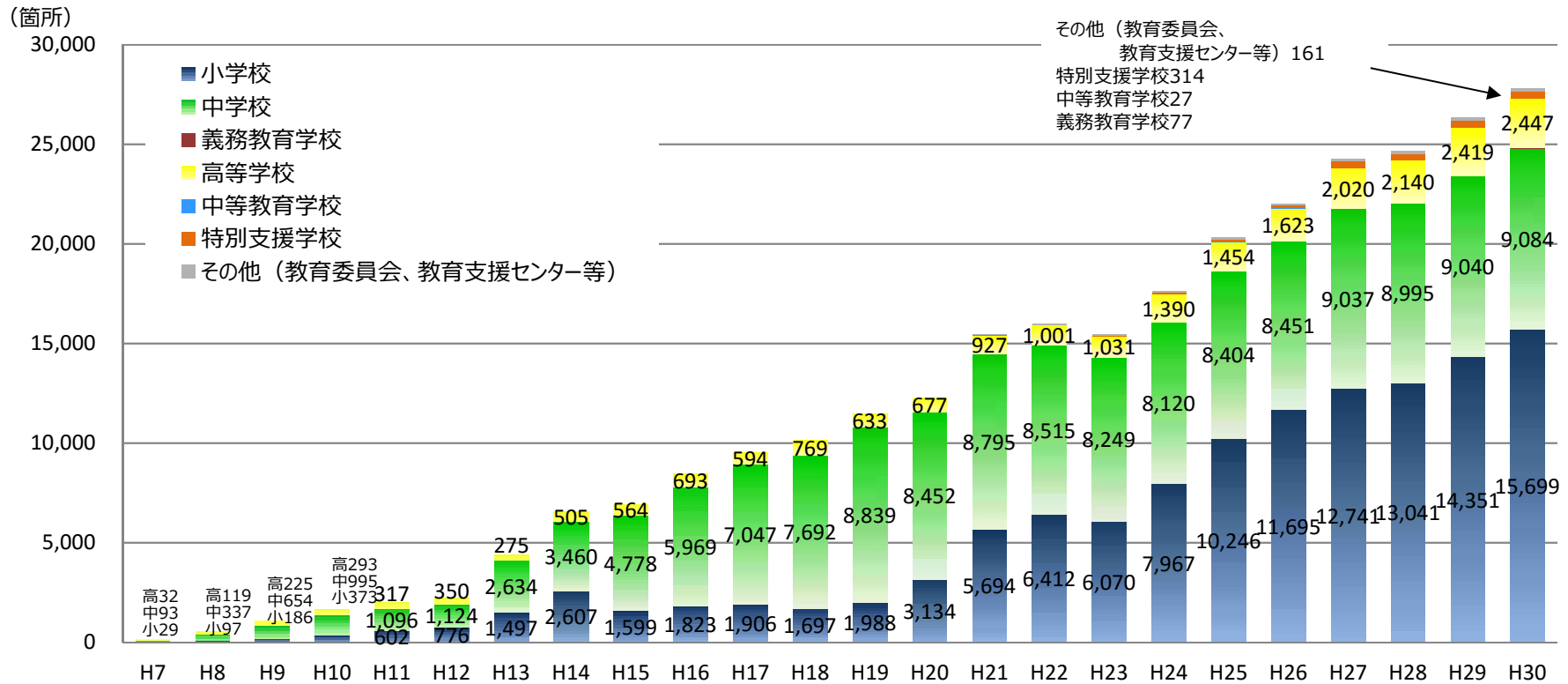
※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

◆校種別の設置状況（3年経過）



スクールカウンセラーの配置状況



- ※ H12まで調査研究事業（委託事業）、H13から補助事業。
- ※ H21から、拠点校を定めず巡回して複数の学校を併せて担当する場合における巡回対象となる学校（巡回校）必要に応じて派遣される学校（派遣校）の形態も可能としている。
- ※ H23～H26は緊急スクールカウンセラー等派遣事業の活用による配置を含んでいない。
- ※ H27は緊急スクールカウンセラー等派遣事業分（岩手県、宮城県、福島県、仙台市）を含む。
- ※ H28～H30は、緊急スクールカウンセラー等活用事業の活用による配置を含む。

（計画）

年度	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
合計	154	553	1,065	1,661	2,015	2,250	4,406	6,572	6,941	8,485	9,547	10,158
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30(計画)
合計	11,460	12,263	15,461	16,012	15,476	17,621	20,310	22,013	24,254	24,661	26,337	27,809

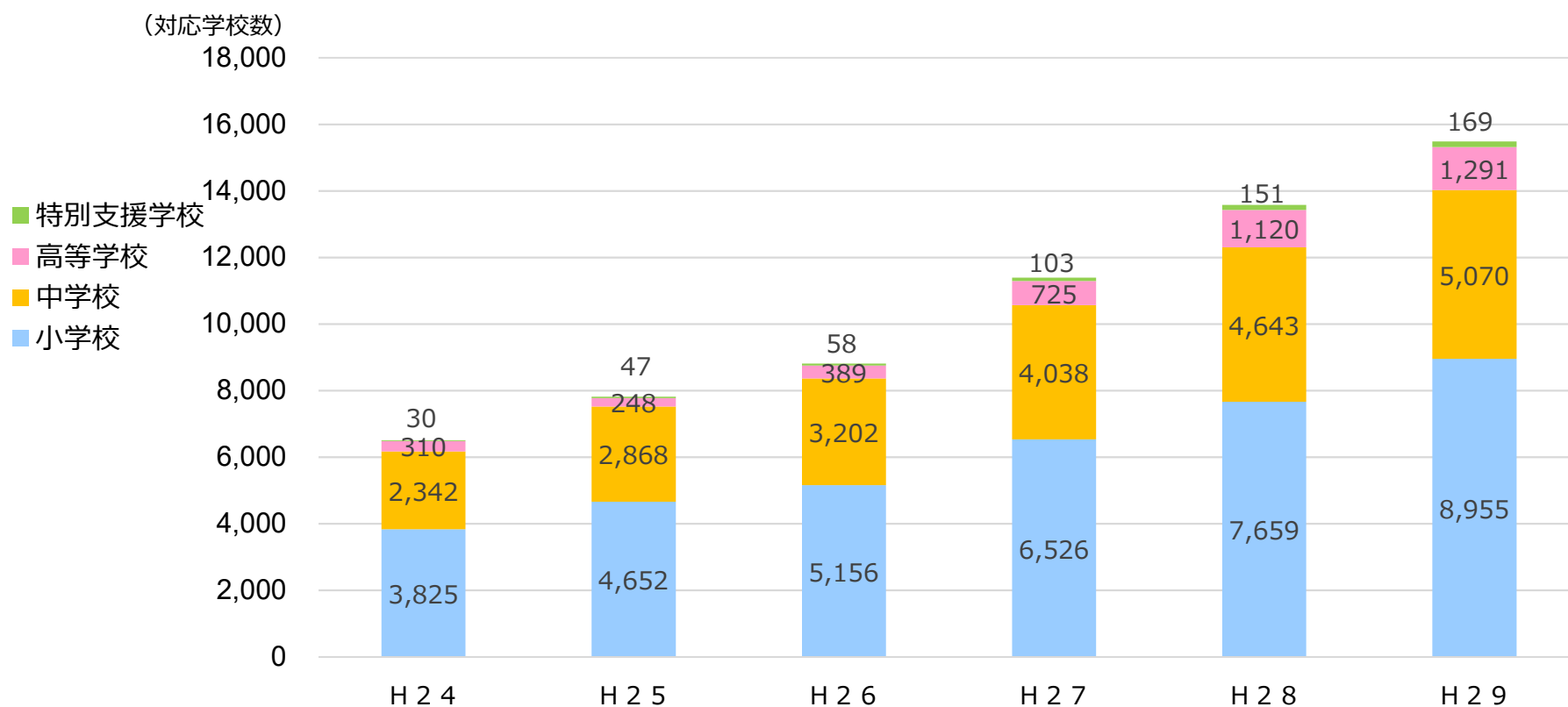
（出典）文部科学省調べ

スクールソーシャルワーカーの対応実績

区分\年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
SSW実人数	784人	1,008人	1,186人	1,399人	1,780人	2,041人
対応学校数合計	6,507	7,815	8,805	11,392	13,573	15,485

※ 平成21年度～平成24年度は、学校・家庭・地域の連携協力推進事業の一部として実施。

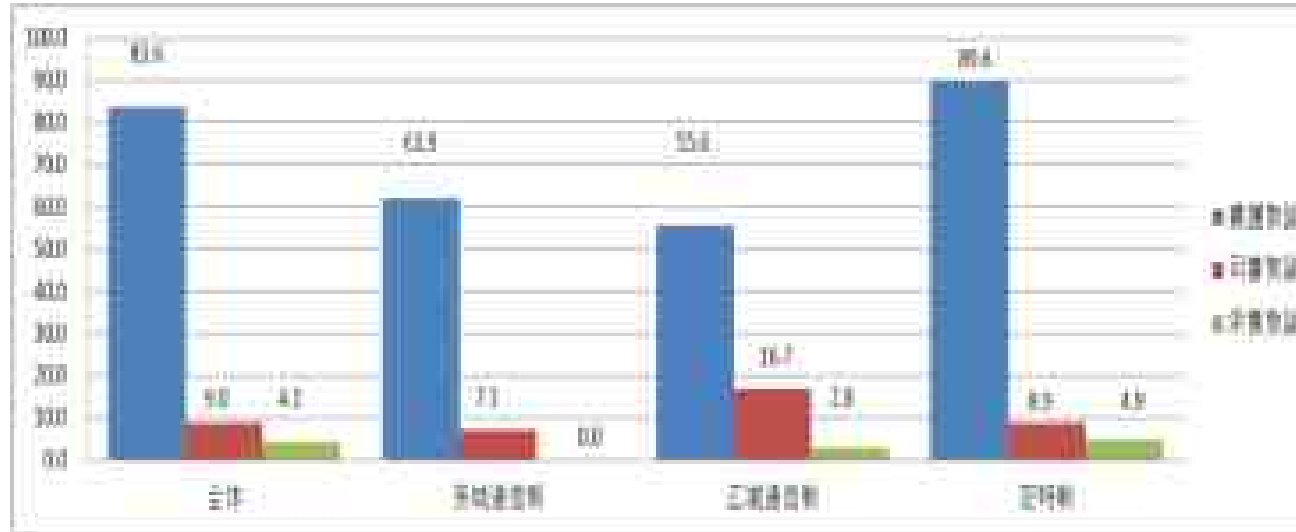
※ 平成25年度から、いじめ対策等総合推進事業の1メニューとして実施。



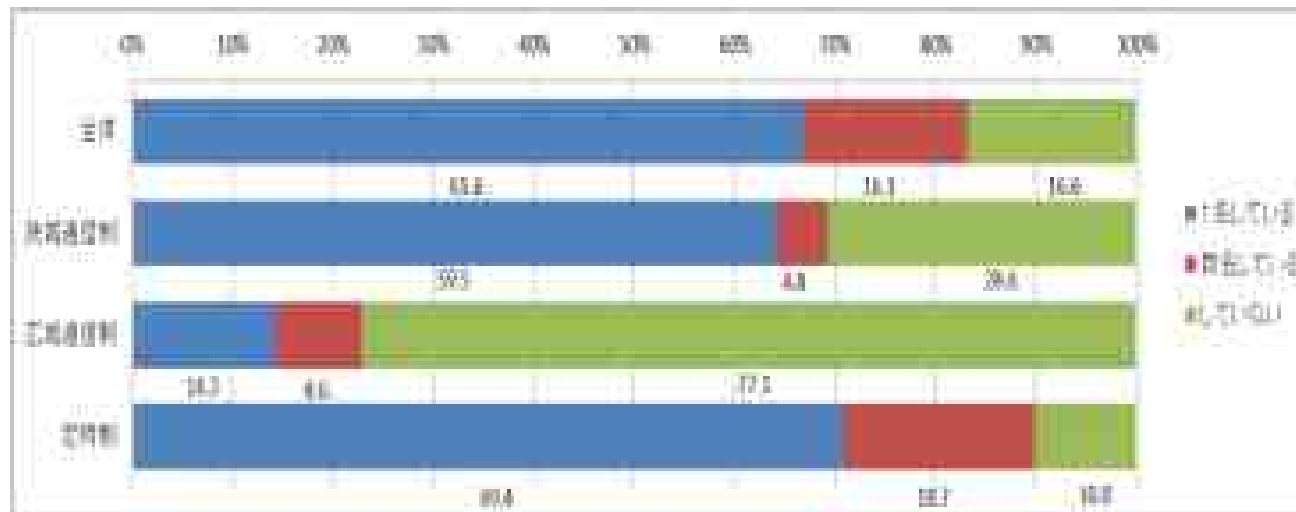
(出典) 文部科学省調べ

定時制・通信制高等学校における養護教諭等及び特別支援教育コーディネーターの状況

養護教諭、司書教諭、栄養教諭の配置状況



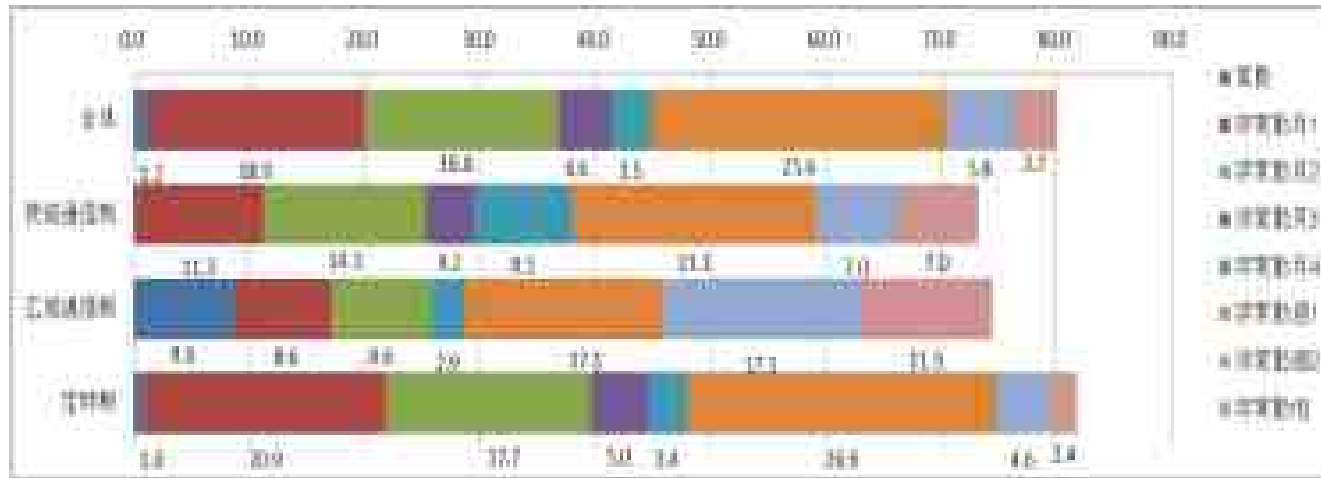
特別支援教育コーディネーターの指名状況



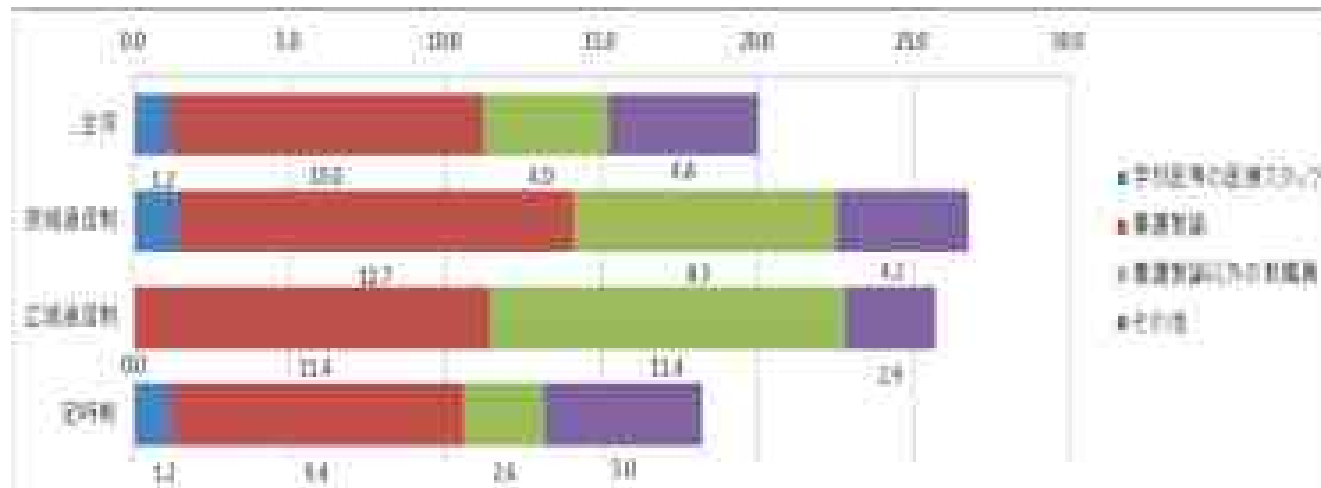
(出典)「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

定時制・通信制高等学校におけるスクールカウンセラーの状況

スクールカウンセラーの配置「あり」の場合の勤務頻度等



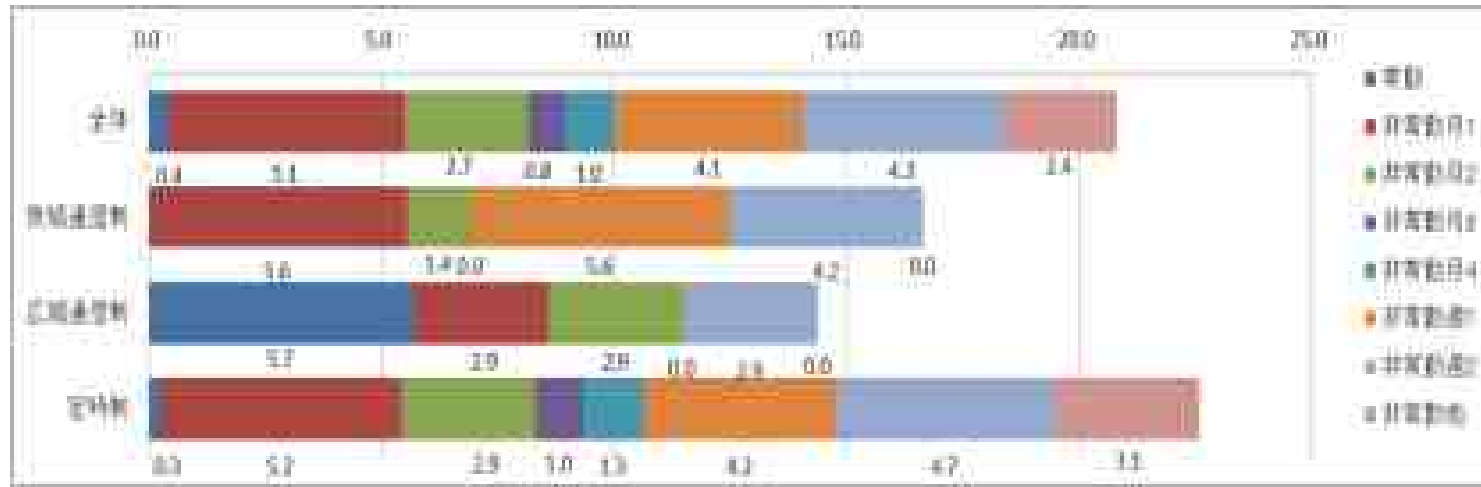
スクールカウンセラーの配置「なし」の場合の代替スタッフ



(出典) 「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

定時制・通信制高等学校におけるスクールソーシャルワーカーの状況

スクールソーシャルワーカーの配置「あり」の場合の勤務頻度等



スクールソーシャルワーカーの配置「なし」の場合の代替スタッフ



(出典)「定時制・通信制高等学校における教育の質の確保のための調査研究」報告書（平成29年度文部科学省委託事業）

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン【概要】

平成30年3月 スポーツ庁

ガイドライン策定の趣旨等

- 少子化の進展等の中、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組む。
- 生徒に望ましいスポーツ環境を構築する観点に立ち、知・徳・体の「生きる力」を育み、バランスのとれた心身の成長と学校生活等を重視し、地域・学校等に応じた多様な最適な形での実施を目指す。
- 義務教育の中学校を主な対象とし、高等学校も原則適用（多様な教育が行われている点に留意）。

1 適切な運営のための体制整備

（1）運動部活動の方針の策定等

- 都道府県は「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者は「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長は、毎年度の「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定。
- 運動部顧問は、年間及び毎月の活動計画並びに活動実績を作成。校長は、活動方針とともに公表。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正。
- 学校の設置者は、部活動指導員を積極的に任用・配置。運動部顧問及び管理職対象の研修を実施。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン（H25年5月文部科学省）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底（学校の設置者等は、支援及び指導・是正）。
- 中央競技団体は、運動部活動での効率的・効果的な科学的トレーニングの指導手引を作成・公開。
- 運動部顧問は、指導手引を活用し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施。

3 適切な休養日等の設定

- ジュニア期のスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を基準とする。
 - ・ 学期中は週当たり2日以上の休養日（平日1日、土日1日以上）
 - ・ 長期休業中は学期中に準じた扱いを行うとともに、長期休養（オフシーズン）を設ける。
 - ・ 1日の活動時間は、長とも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度。
- （右上へ続く）

➤（3の続き）

- 都道府県、学校の設置者及び校長は、基準を踏まえた休養日・活動時間等を設定し、運用を徹底。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

（1）生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- 校長は、生徒の多様なニーズに応じた活動ができる運動部を設置（季節ごとに異なるスポーツを行う活動、レクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等）。
- 地方公共団体は、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動等の取組を推進。

（2）地域との連携等

- 地方公共団体等は、学校や地域の実態に応じ、スポーツ団体、保護者及び民間事業者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境を整備。社会教育活動への学校体育施設開放を推進。
- スポーツ団体は、地方公共団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した地域のスポーツ環境の充実を推進。また、部活動指導員の任用・配置及びスポーツ指導者の質の向上に関する取組に協力。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 日本中学校体育連盟は、主催大会の参加資格や運営の在り方等を速やかに見直し。
- 都道府県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校が参加する大会の全体像を把握した上で、大会数の上限の目安等を策定。校長は、各運動部が参加する大会等を精査。

終わりに

- 地方公共団体は、長期的に、学校単位の運動部活動に代わりうる生徒のスポーツ活動の機会の確保・充実方策に係る検討が必要。

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果（概要）

- 1 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づく各団体における運動部活動の方針策定状況（既に策定済み又は策定予定であるもの）

	都道府県	指定都市	市区町村	学校法人
中学校(※1)	47 (100%)	19 (95.0%)	1,261 (73.6%)	294 (43.2%)
高等学校(※2)	46 (97.9%)	12 (63.2%)	46 (51.7%)	437 (37.0%)

- 2 国のガイドラインの基準を踏まえた休養日・活動時間の設定状況（既に設定済み又は設定予定であるもの）

		都道府県	指定都市	市区町村	学校法人
中学校	休養日	47 (100%)	20 (100.0%)	1,473 (85.9%)	347 (51.0%)
(※1)	活動時間	47 (100%)	20 (100.0%)	1,419 (82.8%)	374 (55.0%)
高等学校	休養日	33 (70.2%)	12 (63.2%)	52 (58.4%)	373 (31.6%)
(※2)	活動時間	31 (66.0%)	11 (57.9%)	48 (53.9%)	379 (32.1%)

- 3 地方公共団体における部活動指導員に係る規則の整備状況（既に整備済み又は整備予定であるもの）

都道府県	指定都市	市区町村
44 (93.6%)	20 (100.0%)	989 (57.6%)

(※1) 中学校を設置している団体を対象

(※2) 高等学校を設置している団体を対象

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果について（通知）①

（平成31年3月20日 スポーツ庁次長）

（教育委員会等教育関係機関向け）

1. 運動部活動の方針の策定等

未策定の団体における運動部活動の方針の早急に策定（高等学校や私立学校に関する方針も遺漏なく対応）

2. 適切な休養日の設定等

- ①ガイドラインに則った効果的かつ安全な活動の推進
- ②夏季休業その他長期休業中における長期の休養期間（オフシーズン）の設定等の取組の充実

3. 部活動指導員の積極的な活用

- ①部活動指導員の確保に関するきめ細かな方策を講じ、積極的に部活動指導員を活用

4. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

- ①地域でのスポーツ活動の場の確保・充実

5. 大会の見直し

- ①都道府県中学校体育連盟や高等学校体育連盟等の学校体育大会の主催者に対し、以下について主体的かつ速やかな検討・見直しを促す
 - （1）個々の大会の規模・日程
 - （2）個々の大会の参加資格（合同部活動や地域のスポーツクラブの参加を可能とする等）
 - （3）大会の種類・数の精選・統廃合
- ②各地域の生徒が運動部活動として参加する大会（都道府県中学校体育連盟や高等学校体育連盟の専門部等が関わるものを含む）の年間開催状況を把握し、公表するよう、都道府県中学校体育連盟や高等学校体育連盟等の学校体育大会の主催者に対し、要請

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」フォローアップ調査結果について（通知）②

（平成31年3月20日 スポーツ庁次長）

（体育・スポーツ団体向け）

1. 短時間で効果が得られる活動の推進＞各中央競技団体

- ①中学校及び高等学校等の運動部活動における、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うための指導手引の作成・公開等
- ②各学校における、指導手引を積極的に活用した、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に向けた協力

2. 部活動指導員の活用の促進等に向けた協力＞日本スポーツ協会及び各中央競技団体

- 学校の設置者等が実施する質の高い部活動指導員の活用に向けた取組や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組に関する協力

3. 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備＞日本スポーツ協会及び各中央競技団体

- 都道府県や学校の設置者等が進める学校と地域が協働・融合した形での運動部活動、地域のスポーツ環境の充実にに向けた取組の協力

4. 大会の見直し＞日本中学校体育連盟、全国高等学校体育連盟及び日本高等学校野球連盟

- ①主催する大会の規模・日程や参加資格（合同部活動や地域のスポーツクラブの参加等）等について、本ガイドラインの趣旨を踏まえた主体的かつ速やかな検討・見直し（関係団体が主催する大会においても同様）
- ②関係団体に対し、各地域の生徒が運動部活動として参加する大会の年間開催状況を把握し、公表するよう、要請
- ③関係団体が主催する大会においても、部活動指導員による単独引率を可能とする関連規定の整備が行われるよう要請、全国各地域の大会に係る関連規定の整備状況を調査し、公表
- ④（日本スポーツ協会及び各中央競技団体）学校体育団体が行う大会の見直しについて、適宜協力、都道府県等における学校体育団体が行う見直しに協力するよう、加盟団体に要請

高等学校教育部会審議まとめ（平成26年6月）概要

中央教育審議会 初等中等教育分科会 高等学校教育部会 審議まとめ（平成26年6月）概要

1. 高校教育をめぐる現状とこれまでの取組

<現状>

◆ 生徒を取り巻く状況の変化

- 生徒の多様化
 - ・ 高等学校等への進学率：98.4% → 能力、適性、興味・関心、進路希望等が多様化
- 基礎学力の不足と学習意欲の低さ
 - ・ 平日、学校の授業時間以外に全く又はほとんど勉強していない者：高校3年生の約4割
 - ・ 義務教育段階の学習内容を十分に身に付けていない生徒の存在
 - ・ 補習授業を実施している大学数：347校（全体の47%）
- 大学入試の選抜機能の低下
 - ・ 入学定員を充足できない私立大学の割合：40%
 - ・ 学力検査を伴う大学の一般入試による入学者の割合：56%

◆ 学校・学科や教育課程の変化

- 普通科の増加と専門学科の減少
（昭和30年代：普通科6割、専門学科4割 → 現在：普通科7割、専門学科2割）
- 少子化の進展に伴う高校再編への対応

高校教育の質の確保と多様な生徒の学習形態や進路希望への対応の要請

<これまでの取組>

◆ 高校教育の質の確保

- ・ 公的な制度・仕組み（設置基準、設置認可、学校評価、学習指導要領、単位認定・卒業認定）
- ・ 自主的な取組（地方公共団体等による学力調査、校長会による標準テストや検定試験等の活用）

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望への対応

- ・ 高校教育改革の推進（単位制高等学校の導入・拡大、総合学科の創設、中高一貫教育の制度化 等）
- ・ 不登校生徒や中退者、特別な支援を必要とする生徒への対応（教育相談の充実 等）
- ・ スーパーサイエンスハイスクールなどを通じた先進的な教育を受ける機会の提供

2. 高校教育の質の確保・向上に関する課題・基本的な考え方

～高校教育としての共通性を確保するとともに、多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応が必要～

◆ 全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力の育成 <共通性の確保>

○ 全ての生徒が身に付ける資質・能力「コア」の把握・評価の必要性

<「コア」を構成する資質・能力の重要な柱>

- ・ 社会・職業への円滑な移行に必要な力
- ・ 市民性（市民社会に関する知識理解、社会の一員として参画し貢献する意識など）

◆ 多様な学習ニーズへのきめ細やかな対応 <多様化への対応>

○ 各学科・課程等における対応

- ・ 普通科（進路意識の向上や、キャリア・職業教育など学校から社会への円滑な移行推進）
- ・ 専門学科（社会のニーズに応じた実践的な職業教育推進、高等教育との接続・連携）
- ・ 総合学科（中学校教職員・保護者の認知度向上）
- ・ 定時制・通信制課程（学び直しや教育相談、進路指導等の充実、学校外機関との連携促進）
- ・ 特別支援教育（各地域・学校の実態・ニーズに即した種々の実践・検討の推進）
- ・ 学び直しの推進（義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会の提供）

○ 経済社会の変化等への対応

- ・ キャリア教育・職業教育の一層の推進（職業観・勤労観を確立するための取組推進）
- ・ 優れた才能や個性を伸ばす学習機会の提供（ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場の提供）
- ・ グローバル人材の育成（豊かな語学力・コミュニケーション能力等を身に付けた人材の育成）
- ・ ICT教育の推進（質の高い学びを実現するための効果的な授業の在り方の検討）

3. 高校教育の質の確保・向上に向けた具体的施策

◆ 学習成果や教育活動の把握・検証

- 達成度テスト（基礎レベル）（仮称）の導入
- 幅広い資質・能力の多面的な評価
 - ・ 技能試験等の活用推進
 - ・ 育成すべき資質・能力を一層重視した高等学校の教育課程の見直し
 - ・ 様々な学習成果・活動実績の評価推進（新たな評価手法の開発・普及、指導要録の見直し）

◆ 学校から社会・職業への円滑な移行推進

- 社会を生きる上で必要な力を身に付ける教育の推進
 - ・ 学校全体での組織的な取組推進、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・ 教育委員会等における中核人材の配置や拠点校の整備推進
- 実践的な職業教育の充実
 - ・ 先進的な卓越した取組の推進・検証
 - ・ 大学、専門学校等外部機関との連携促進
 - ・ 専攻科における大学への編入学の制度化に向けた検討
- 総合学科における特色ある取組の推進
 - ・ 特色ある教育方法の事例収集・普及、魅力アピールのための取組推進

◆ 多様な生徒の学習形態や進路希望に対応した教育活動の推進

- 定時制・通信制等困難を抱える生徒等のための支援・相談の充実
 - ・ 学習支援や教育相談、外部との連携・協働を行う職員の配置促進
 - ・ 拠点校の整備推進
- 高等学校段階における特別支援教育の推進
 - ・ 研修の充実や指導体制の確保、特別の教育課程編製の検討
- 優れた才能や個性を有する生徒を支える取組推進
 - ・ 高度な内容の授業を受ける機会拡大など高大連携の推進
 - ・ 厳格な成績評価の下での早期卒業制度の創設に向けた検討
- ICT等の活用による学びの機会充実
 - ・ 全日制課程等における遠隔教育の実施に向けた検討

◆ 教員の資質向上と学校の組織運営体制の改善充実

- 指導力のある教員の養成
- 学校の組織運営体制の改善・充実

◆ 広域通信制課程の在り方の検討

- ・ ガイドラインの作成・周知
- ・ 第三者評価機関による評価の仕組み創設

多様な高等学校教育の取組事例① <理数分野における高大接続の取組>

先進的な理数系教育を通じて世界を牽引する科学技術人材の育成を図ることを趣旨・目的としたスーパーサイエンスハイスクール（SSH）では、「特に期待される研究開発テーマの例」の一つとして、「高大接続の改善に資する方策の開発」を挙げている。SSHにおける高大接続を意識した特色ある取り組みとして、例えば、以下のような事例がある。

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校における高大接続に資する取組

◆ 大学教員による学校設定教科「サイエンスリテラシー※」等への支援

- ・学校設定教科である「サイエンスリテラシー」において、講義・実習を通じて、幅広く科学者の考え方を学ぶことや主体的な探究活動を通して、論理的考察力や表現力の育成を図る。
- ・1年次の「サイエンスリテラシーⅠ」においては、大学の教員や研究所の研究者から、直接講座や課題研究の指導を受ける。多様な体験を通じて2年次の探究活動のテーマ設定や探究方法につながる考え方や知識を持つことに役立てることをねらいとする。

※課題探究型の学習であり、探究活動の基礎→サイエンス分野の実験・実習→ゼミ形式での主体的な課題研究の実施→英語によるプレゼンテーションを段階的に実施。
サイエンスリテラシーⅠ（1年次必修）、Ⅱ（2年次必修）、Ⅲ（3年次選択科目）



サイエンスリテラシーⅠ「結晶の生成と比較対照実験」において、大学教員から指導を受けている様子

◆ 横浜市立大学チャレンジプログラム

- ・横浜市立大学と横浜市教育委員会は、教育連携に関する協定の理念に基づき、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高校の第1期生から、横浜市立大学国際総合科学部理学系への特別入学枠を設定。
- ・3年次の選択科目である「サイエンスリテラシーⅢ」の取組等を総合的に評価し、合格者を決定。
- ・合格した生徒に対しては、横浜市立大学国際総合科学部理学系の卒業研究発表会に参加するなど入学前教育として継続的に指導。（平成29年度は7名が本プログラムにより入学）

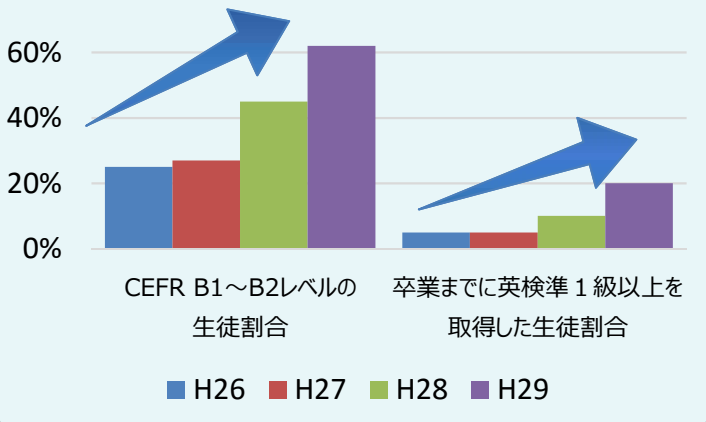
多様な高等学校教育の取組事例② <世界で活躍するグローバル人材の育成>

海外進学に向けた取組

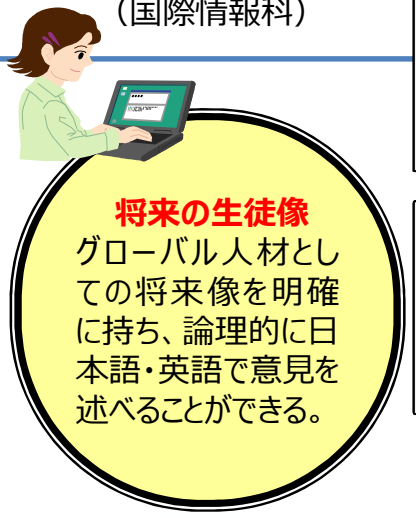
気づき、考え、行動するグローバル・リーダー育成の戦略的プログラムの実施

◆ 課題研究を通じた探究型学習
 ⇒総合的な学習の時間を中心に、(1) グローバルビジネス、(2) 国際平和貢献、(3) 世界の環境問題の3つのテーマを基に一人一人が課題研究を実施。2年次には日本語論文、3年次には英語論文を執筆。

◆ 外国語の授業でのディベート活動
 ⇒外国語（英語）の授業においては、3年間を通じてディベート活動を実施。英語力の向上とともに、自分の意見を持ち、意見を理解してもらうための手法や論理的思考力・課題分析力を身に付ける。



神奈川県立 横浜国際高校
 平成20年度に開校した単位制専門高校（国際情報科）



海外大学進学者数
 平成30年 3月卒業生 8名 (195名中)
 平成29年 3月卒業生 11名 (240名中)

◆ 高大連携による専門的授業・講演会やピアサポート*
 ⇒東京外国語大学と高大連携協定を結ぶ他、慶応義塾大学、上智大学、横浜市立大学からも指導・助言を受けながら課題研究活動を実施（英語による授業や講演を含む）。
 * 生徒ひとりひとりの課題研究について、大学院生が助言したり、大学院生が自身の研究テーマについて話したりする企画

◆ 海外研修・国内研修
 ⇒海外の大学生や留学生とのディスカッションやプレゼンテーションによる課題研究

◆ グローバル・リーダーの明確なビジョンを持つための様々な機会の提供
 ⇒国際機関（JICA等）やグローバル企業による講演、各種サマープログラム、留学生や訪問団の受け入れ、海外大学に進学した卒業生による講演会の実施 等

多様な高等学校教育の取組事例③ <地域を支える人材の養成>

長野県飯田OIDE長姫高校

※OIDE = 独創(Originality)・想像(Imagination)・工夫(Device)・努力(Effort)

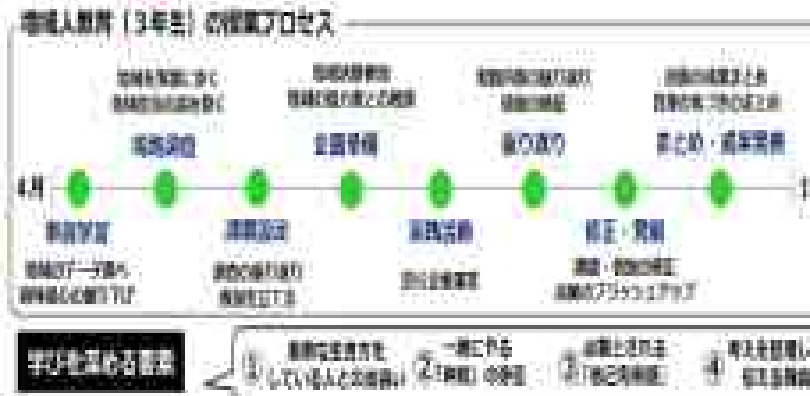
高校と飯田市と松本大学の3者がパートナーシップ協定を締結し、高校生が地域課題を主体的に考える「地域人教育」の実施を支援。

地域人教育の仕組



地域人教育のカリキュラム

学年	科目	学習内容
1 年	国・語 総合科目 (1学期・2学期)	<ul style="list-style-type: none"> 読書・演劇 作家講話による読書 フィールドスタディ (飯田市、飯田市、飯田市)
2 年	国・語 総合科目 (1学期・2学期)	<ul style="list-style-type: none"> 飯田市でイベントの運営サポート 市内でボランティアづくりのネットワークで課題 飯田市各種イベントの運営サポート インターンシップ体験活動で実践
3 年	国・語 総合科目 (1学期・2学期)	<ul style="list-style-type: none"> 飯田市で、飯田市への取り組み 地域課題発見・調査 イベント企画、運営 飯田市への取り組み (公民館との連携)



多様な高等学校教育の取組事例④ <課題を抱える生徒への支援に係る取組>

様々な課題を持つ生徒のニーズに応える学習活動を実施【東京都】

- 生徒一人一人の能力や特性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう、既設の学校の特色化や多様なタイプの都立学校の開設を推進。

みりのがわ
東京都立稔ヶ丘高等学校



小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や、長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる「チャレンジスクール」として、平成19年に開校した総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校。入学者選抜は作文と面接のみで学力検査は行わず、中学校の調査書の提出も不要。

特徴

豊富な自由選択科目の開設

- ・ 生徒一人一人の興味や関心、進路に応じた講座を選択できるよう、多様な科目を開設

(科目例)

情報・デザイン系列

情報の表現と管理、基礎デザイン、映像表現、ビジュアルデザイン、素描 等

ビジネス・コミュニケーション系列

ビジネス基礎、マーケティング、経済活動と法、簿記 等

人間・環境系列

防災技術、栽培と飼育、ｽﾍﾟｰｽ1・2、子どもの発達と保育、ﾘﾝｸﾞデザイン、日本の伝統・文化 等

多様な単位認定

- ・ 英検や漢検、ボランティアも卒業単位として認定
例：英検 3級、漢検 3級 ⇒ 1単位
35コマ時間分のボランティア活動 ⇒ 1単位

学校設定科目「コーピング」

- ・ 人間関係のスキルを高める目的で実施する科目。
<早稲田大学人間科学学術院と共同してプログラムを開発>

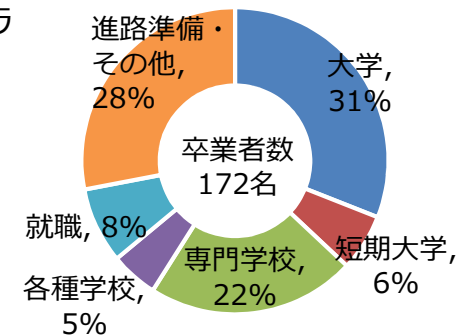
(学習例)

ストレスを和らげる考え方、リラックス法、人間関係を円滑にするコミュニケーションのスキル 等

充実した教育相談体制

- ・ 保健室やスクールカウンセラーのほか、ユースソーシャルワーカーやメンタルフレンドと呼ばれる、心理学系を専攻する大学院生による相談体制を整備。

H29 進路状況



WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

2019年度（令和元年度）予算額：113百万円（新規）

事業概要 これまでのスーパーグローバルハイスクール（SGH）事業などの取組の実績を活用

◆ 将来、イノベティブなグローバル人材を育成するため、高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等が協働し、高校生へより高度な学びを提供する仕組みを構築するとともに、テーマ等を通じた高校生国際会議の開催等や高等学校のアドバンスト・ラーニング・ネットワークの形成により、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアムにおける拠点校を目指す。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人：管理機関）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（研究開発の対象は小・中学校からも可能）
- ◆ 指定期間：原則3年（3年目の評価に応じて延長可）
- ◆ 指定校数：10校程度（幹事校1校程度）
- ◆ 支援金額：年間経費支援額は1000万円程度／件（研究開発内容や対象生徒など規模に応じて）

Society5.0に向けた人材育成

文理分断からの脱却 文理両方を学ぶ高大接続改革

大学教育の先取り履修を単位認定する取組なども含めた高度かつ多様な科目内容を、生徒個人の興味・関心・特性に応じて、履修可能とする高校生の学習プログラム/コースを「WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム」として創設する。高校生6万人あたり1か所を目安に、各都道府県で国公立高等学校等を拠点校として整備し、すべての高校生が選抜を経てオンライン・オフラインで参加可能とする。これにより、国内外のトップ大学等にも入学できるようなグローバル・イノベティブ人材を育成する。また、海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に英語での授業・探究活動等を履修することとする。

「Society 5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」
文部科学大臣懇談会報告書（2018年6月5日）より

具体的な取組（例）

- ✓ グローバルな社会課題研究（SDGs、経済、政治、教育、芸術等のテーマ）のカリキュラム開発。
- ✓ 外国語や社会科学等の複数の教科を融合し、テーマに関連した融合科目「グローバル探究」等の学校設定教科・科目の設定。
- ✓ テーマに関連した国内外の高校生が参加する「高校生国際会議」等の日本開催。
- ✓ 短期・長期留学や海外研修をカリキュラムの中に体系的に位置づけ。
- ✓ 海外からのハイレベル人材を受け入れ、日本人高校生と留学生と一緒に授業・探究活動等を履修。
- ✓ 大学教育の先取り履修を単位認定する取組（科目等履修生制度を活用）など高大接続による高度かつ多様な科目内容のプログラムを用意。
- ✓ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践。
- ✓ ICTの活用による海外との連携の強化。
- ✓ 国内外の高校とのネットワークの構築。
- ✓ 外国語によるテーマに関連した課題研究論文を作成。
- ✓ 教員研修、セミナー等の実施。



【世界高校生水会議2018年7月】

アドバンスト・ラーニング・ネットワークのイメージ



国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう高校間のネットワークを形成

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

2019年度（令和元年度）予算額：251百万円（新規）

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】
〈専門学科中心10校程度〉
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
- ・ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、地場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】
〈普通科中心20校程度〉
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

～特徴・取組例～

- ・地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
- ・衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】
〈学科共通20校程度〉
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。

～特徴・取組例～

- ・グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
- ・海外研修等をカリキュラムの中に体系的に位置づけ
- ・海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
- ・コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など



スーパーサイエンスハイスクール（SSH）支援事業

2019年度（令和元年度）予算額：2,219百万円（前年度予算額：2,219百万円）
※運営費交付金中の推計額

背景・課題

○ 将来にわたり、日本が科学技術分野で世界を牽引するためには、イノベーションの創出を担う、科学技術関係人材の育成を中等教育段階から体系的に実施することが不可欠。

「第5期科学技術基本計画」(抄)（平成28年1月22日 閣議決定）

- ・ 国は、学校における「課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）」の視点からの学習・指導方法の改善を促進するとともに、先進的な理数教育を行う高等学校等を支援する。

「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（第9次提言）」(抄)（平成28年5月20日 教育再生実行会議決定）

- ・ 国、地方公共団体、大学、高等学校等は、スーパーサイエンスハイスクール…の取組の成果を検証しつつ、効果の上がっている取組を推進するとともに、優良事例の普及を図る。

事業概要

【事業の目的・目標】

- 先進的な理数系教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し支援。
- 中等教育段階から体系的に先進的な理数系教育の実践を通じて、生徒の科学的能力を培い、将来のイノベーションの創出を担う科学技術関係人材の育成を図る。
- ・ 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料を得る。
- ✓ 平成31年度 新規指定校数：32件
- ✓ 指定期間：5年、支援額：年間 7.5～12百万円、指定校数：212校（H31現在）
- 学習指導要領の枠を超え、理数系分野を重視した教育課程を編成
- 主体的・協働的な学び（いわゆるアクティブ・ラーニング）を重視
- 研究者の講義による興味関心の喚起やフィールドワーク等による自主研究の取組
- 上記取組を高大連携や企業連携により高度に実施 等

<重点枠>

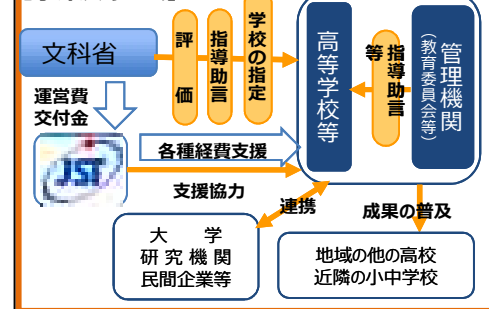
- ✓ 最長5年、支援額：年間 5～13百万円、重点枠数：18件(H31現在)
- SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠に指定
 - ・ 育成する人材像から導かれる資質能力を段階的に育成・評価する手法を大学と共同して開発・実証することにより、将来、我が国の科学技術を牽引する人材の育成を図る。【**高大接続**】
 - ・ 理数系の教育課程や指導法、ネットワーク等を都道府県レベルで広域に普及することにより、地域全体の理数系教育の質の向上を図る。【**広域連携**】
 - ・ 海外の研究機関等と定常的な連携関係を構築し、国際性の涵養を図るとともに、将来、海外の研究者と共同研究ができる人材の育成を図る。【**海外連携**】
 - ・ 地球規模の社会問題について、NPO法人や企業等との連携の下、科学的な課題研究を行うことにより、新たな価値の創造を志向する人材の育成を図る。【**地球規模の社会共創**】

【これまでの成果】

高度な課題研究

- (平成30年度SSH生徒研究発表会表彰テーマ)
- 文部科学大臣表彰：鹿児島県立国分高等学校「幸屋火砕流の影響から7300年立ち直れていない？～大隅諸島のエンマコガネと幸屋火砕流の関係～」
 - 国立研究開発法人科学技術振興機構賞
 - ・ 福島県立福島高等学校「プラズマによる流体制御の研究」
 - ・ 名古屋市立向陽高等学校「ユリの花粉管誘導Ⅱ～誘導を無視して伸びる花粉管の謎～」

【事業スキーム】



⇒ 「課題研究」（科学に関する課題を設定し、観察・実験等を通じた研究）において、大学・企業等の支援を受けながら、**主体的・協働的に学習・研究を実施**

海外連携



(学校法人立命館立命館高等学校)

- 海外20カ国・地域から高校生が集まる「Japan Super Science Fair」を開催
- 国境や文化を越えたグループで、研究発表に加えて食糧問題に関する科学アクティビティに取組む

⇒ **国際的に活躍**する意欲能力の育成

広域共同研究



(福島県立福島高等学校)

- 第30回CASTIC日本代表として参加
- 福島県内外及び海外の線量調査を実施し、結果を国内はじめ、フランス、イタリアの発表会で紹介
- 論文は英国物理学会発行の論文誌に掲載

⇒ **国や地域を越えた社会**への貢献



スーパーグローバルハイスクール

【関連する支援事業等（スーパーグローバルハイスクール（SGH））】

2019年度（令和元年度）予算額：424百万円（前年度予算額：843百万円）

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。

- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）
- ◆ 指定期間：原則5年間
- ◆ 指定校数：継続校67校（2015年度指定56校、2016年度指定11校：国8校・公39校・私20校）

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 企業や海外の高校・大学等と連携した国内外研修
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート



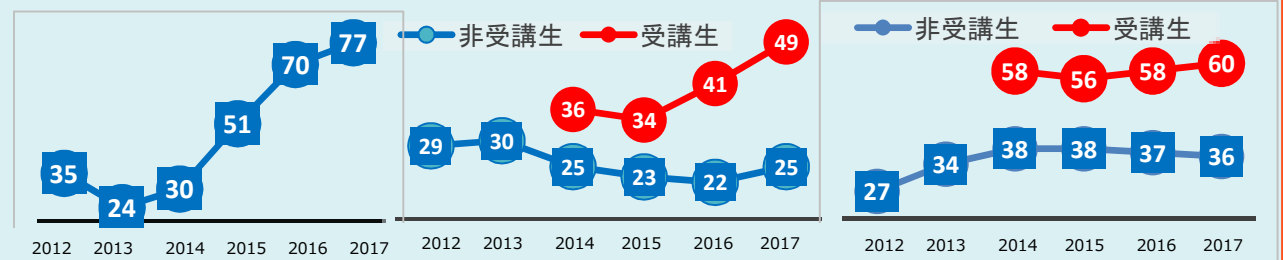
実施体制



成果

- ① 減少傾向にあった「課題研究に関する国外研修参加者数」は、SGHが開始された2014年度から着実に増加している。
- ② 「SGH受講生の卒業時のCEFR B1～B2レベル」（英検2級～準1級程度）は、SGH開始時から13ポイント向上し、非受講生との差異は、11ポイントから24ポイントへと2倍以上に拡大している。
- ③ 「将来留学や国際キャリアをめざす生徒の比率」について、SGH受講生は6割に達する（「日本企業の新入社員の海外赴任希望者の4割*（2017）」を反転する高比率）のに対し、非受講生は、4割弱でありグローバル化に逆行した漸減傾向がみられる。

* 学校法人産業能率大学（東京都世田谷区）による「第7回新入社員のグローバル意識調査」<http://www.sanno.ac.jp/research/global2017.html>



①課題研究に関する国外研修参加平均人数 ②卒業時生徒のCEFR B1～B2レベル比率（%） ③将来留学・国際キャリアをめざす比率（%）

出所：SGH事業検証に関する有識者会議中間まとめ（2018年7月25日）より

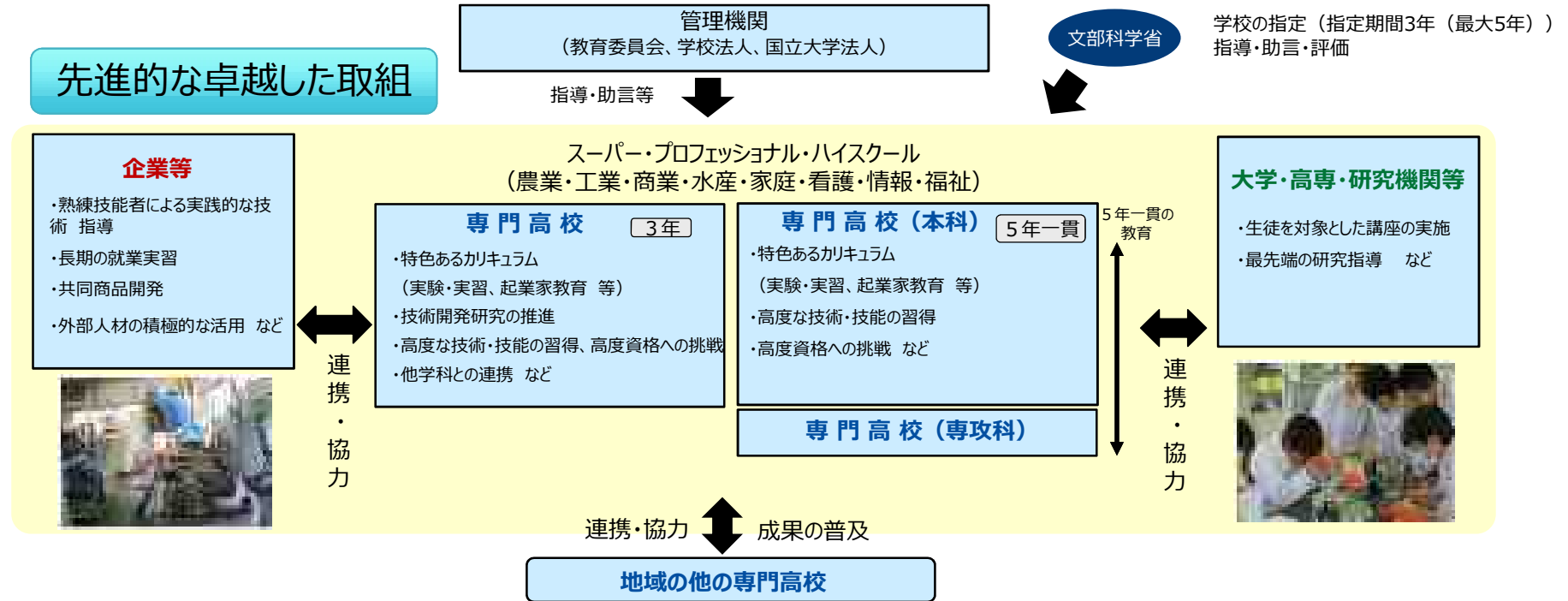
- ◆ グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、社会起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

（１）「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定

2019年度（令和元年度）予算額：85百万円（前年度予算額：149百万円）

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



- ・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
- ・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

（２）専門高校の魅力発信に関する調査研究

HACCPの実践や認証の取得の先進事例に関する調査研究を行い、その成果を広く全国に発信することで、農業高校及び水産高校におけるHACCP認証の取得等を促進し、専門高校の魅力を向上させる。

高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業

2019年度（令和元年度）予算額：59百万円（前年度予算額：72百万円）

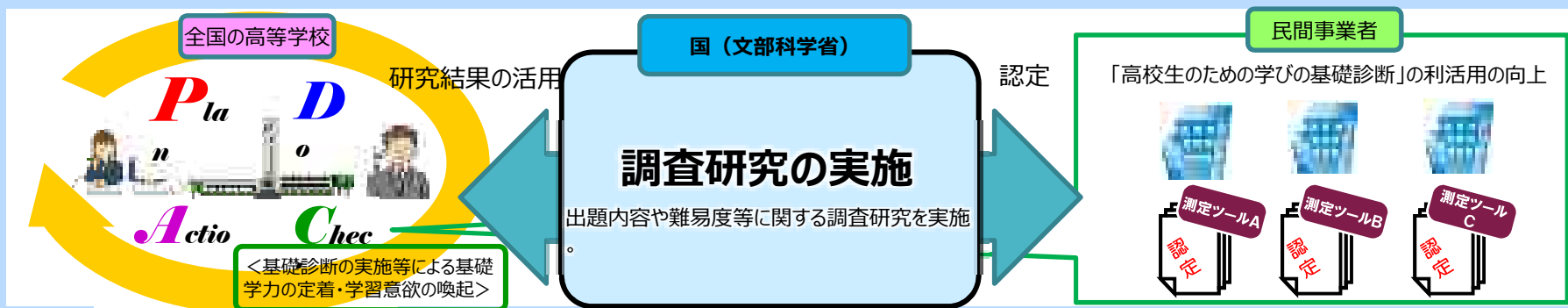
背景説明・目的

「経済財政運営と改革の基本方針2017（2017年6月）」及び「教育再生実行会議第10次提言（2017年6月）」等を踏まえ、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を目的とした「高校生のための学びの基礎診断」の円滑な運用・利活用の向上を図るため、以下の取組を実施する。

- (1) 「高校生のための学びの基礎診断」の測定ツールの出題内容や難易度等に関する調査研究
- (2) 新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等の在り方に関する調査研究

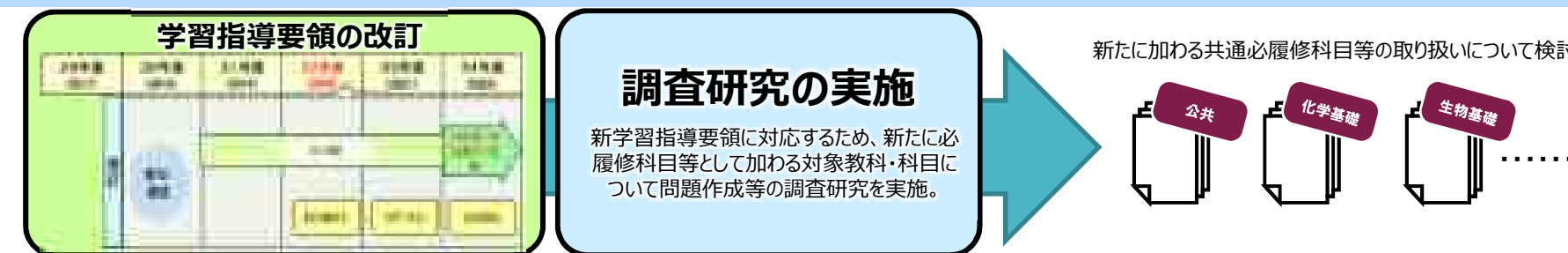
事業内容 1 「高校生のための学びの基礎診断」の測定ツールの出題内容や難易度等に関する調査研究

- ・「高校生のための学びの基礎診断」は、民間事業者の創意工夫による多様な測定ツールが認定されることとなるが、出題内容や難易度等が区々であることから、各学校等において適切な測定ツールの選定が困難。
- ・このため、民間事業者間の測定ツールの出題内容や難易度等に関する調査研究を行う。



事業内容 2 新学習指導要領への対応を踏まえた対象教科・科目等に関する調査研究

- ・「高校生のための学びの基礎診断」の対象教科である国語・数学・英語以外の教科の共通必修科目等の取扱いについて検討するため、問題作成等の調査研究を行う。



成果、事業を実施して、期待される効果

研究成果を活用し、高校現場における適切な測定ツールの利活用等により、指導改善等、学校のP D C Aサイクルを効果的に促進。

高校生の学習改善による基礎学力の定着へ

高等学校における次世代の学習ニーズを踏まえた指導の充実事業

2019年度（令和元年度）予算額：65百万円（前年度予算額：74百万円）

◆概要◆

高等学校において、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図るとともに、新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し、普及を図る。

また、定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

定時制・通信制課程における 新学習指導要領への対応

新高等学校学習指導要領の実施を見据えつつ、定時制・通信制課程の特性を活かした効果的な学習プログラムのモデルを構築し普及を図る。

新学習指導要領を見据えた
効果的な学習プログラムの
モデル構築



ICTを活用した
遠隔教育等

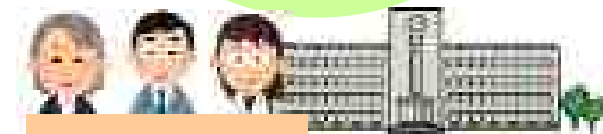
全国への普
及



多様な学習ニーズに応じた 指導方法等の確立・普及

定時制・通信制課程において、特別な支援を要する生徒、外国人生徒、経済的な困難を抱える生徒や非行・犯罪歴を有する生徒等の学習ニーズに応じた指導方法等を確立し、普及を図る。

専門的な支援



遠隔教育等の教育改革 の優良事例の普及

「経済・財政再生計画改革工程表」に基づき、地理的要因等にとらわれず多様かつ高度な教育を可能とする遠隔教育の導入をはじめとした教育改革の優良事例の普及を図る。

多様な学習ニーズを有する生徒

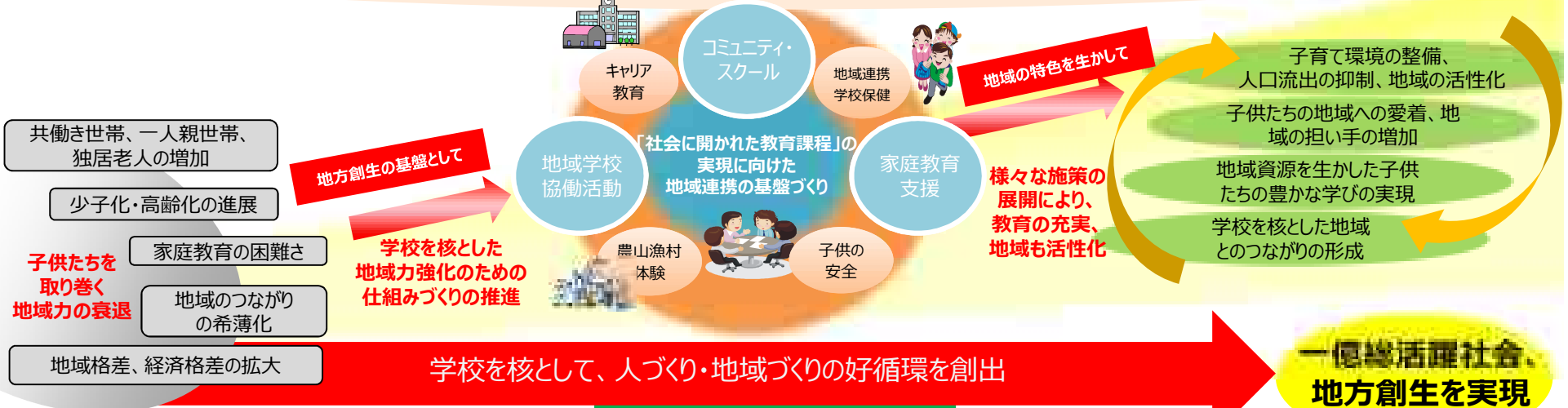


学校を核とした地域力強化プラン

2019年度（令和元年度）予算額：6,395百万円（前年度予算額：6,475百万円）

◇一億総活躍社会の実現と地方創生の推進には、学校と地域が相互にかかわり合い、学校を核として地域社会を活性化していくことが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、一億総活躍社会と地方創生の実現を図る。



地域力強化プラン

地域の特色ある取組を柔軟に支援

- ◆ 地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを推進。
- ◆ 学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を地域の特色に応じて組み合わせる推進。

【地域学校協働活動推進事業】（5,924百万円）
地域と学校を繋ぐ地域学校協働活動推進員が中心となり、地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進。

【コミュニティ・スクール推進体制構築事業】（85百万円）
社会総がかりで子供たちを育むために、全国の公立学校にコミュニティ・スクールを導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。法改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域、各学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実に向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

【地域における家庭教育支援基盤構築事業～家庭教育支援チーム強化促進プラン～】（73百万円）
家庭教育支援員等の養成、家庭教育支援チームの組織化及び学習機会の効果的な提供等の様々な取組に加え、訪問型家庭教育支援を含めた支援活動の強化を図るための取組を推進する。

【地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業】（8百万円）
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業】（119百万円）
「スクールガード（学校安全ボランティア）」の活用等により、地域ぐるみで子供の安全を見守る体制を整備し、地域社会と連携した学校安全に関する取組を通じて、地域力の強化を図る。

【地域と連携した学校保健推進事業】（8百万円）
養護教諭の未配置校等に対し、経験豊富な退職養護教諭をスクールヘルスリーダーとして派遣し、学校、家庭、地域の関係機関等の連携による効果的な学校保健活動の展開を図り、地域力の強化につなげる。

【健全育成のための体験活動推進事業】（99百万円）
農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

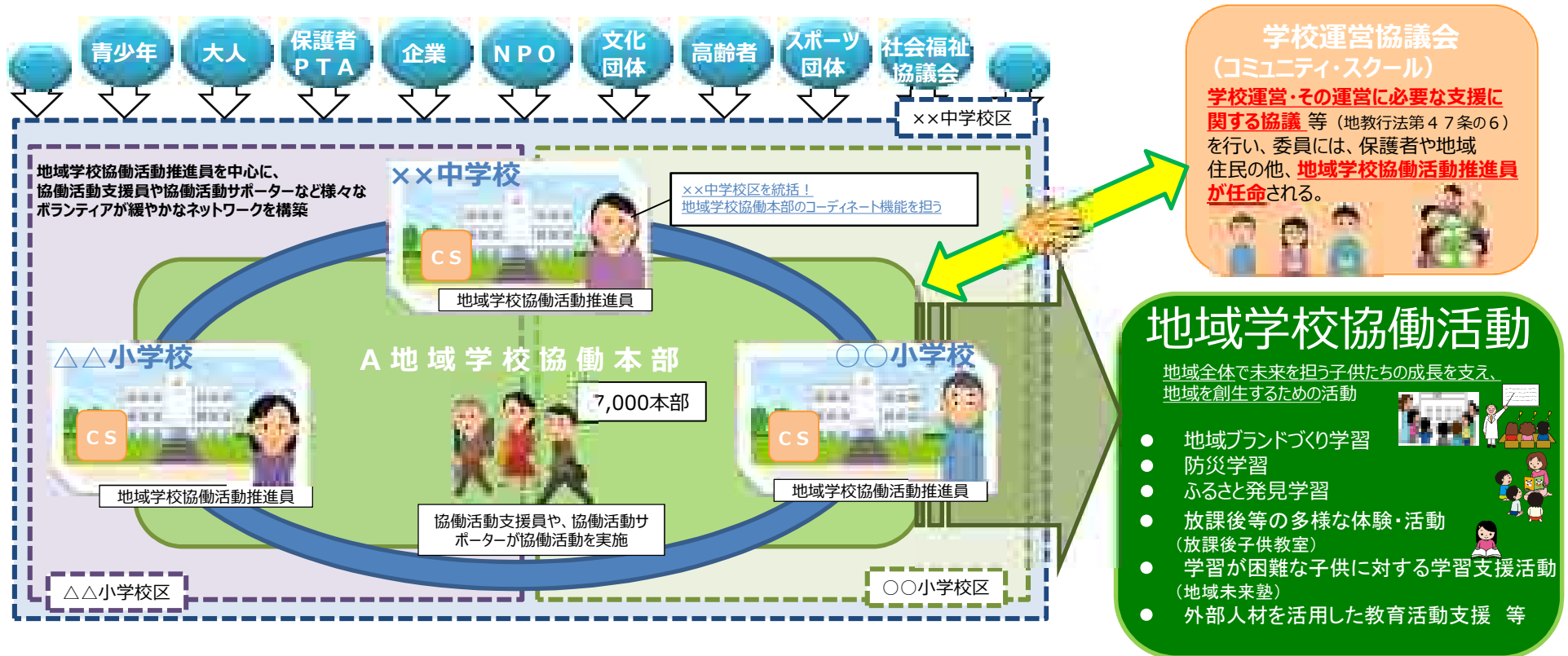
学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、一億総活躍社会、地方創生を実現

地域学校協働活動推進事業

2019年度（令和元年度）予算額：5,924百万円（前年度予算額：6,012百万円）【補助率】 国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、これからの社会の創り手となる子供たちに、社会や地域と向き合い関わり合いながら学ぶ機会を与える「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく「**地域学校協働活動**」を積極的に推進していくことが必要。

目標	事業内容
2022年度までに全小中学校において幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。	幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、子供たちの成長を支え、地域を創生する「 地域学校協働活動 」を推進する。 そのため、地域と学校をつなぐ「 地域学校協働活動推進員 」を配置することにより、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 地域学校協働本部 」の整備を推進することにより、 社会全体の教育力の向上及び地域の活性化 を図る。



コミュニティ・スクール推進体制構築事業

※「学校を核とした地域力強化プラン」の1メニュー。

2019年度（令和元年度）予算額：85百万円（前年度予算額：98百万円）【補助率】 国 1/3

社会総がかりで子供たちを育むために、全ての公立学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、学校・家庭・地域の連携・協働体制を確立する必要がある。地教行法の改正を踏まえた制度内容の周知や域内の各地域や学校をつなぐ推進協議会の開催、学校運営の充実にに向けた管理職研修等により、持続可能な推進体制の構築を図る。

<改正地教行法> 学校運営協議会設置が努力義務化（全ての公立学校が対象）



※CSディレクター：学校運営協議会の会議運営や、学校間、学校運営協議会委員との連絡・調整など、学校運営協議会に係る業務を行う地域人材

域内「全ての学校」においてCSの推進体制を構築

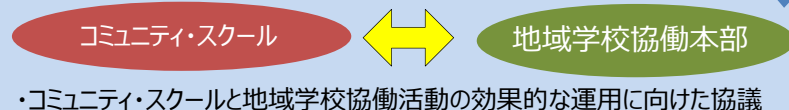
推進協議会 (教育委員会主催)

※教育委員会の下部組織である各校の学校運営協議会をつなぎ、推進方策を協議

①「地域とともにある学校づくり」に向けて、学校と地域をつなぐ推進体制の構築

- ・各学校や地域の協議・活動内容の共有
- ・教職員と学校運営協議会委員の合同研修
- ・地域連携担当教職員の情報交換・研修

②「地域学校協働活動」との一体的な推進

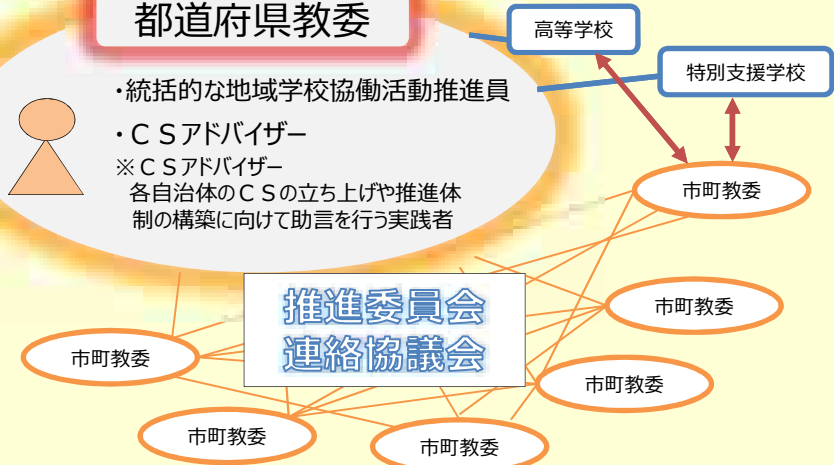


推進フォーラム 研修会

★「地域学校協働活動推進事業」の一環として実施

都道府県教委

- ・統括的な地域学校協働活動推進員
- ・CSアドバイザー
- ※CSアドバイザー
各自治体のCSの立ち上げや推進体制の構築に向けて助言を行う実践者

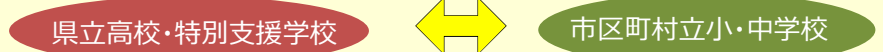


域内全ての市区町村及び管轄する学校においてCSの推進体制を構築

①市町村教委の学校教育・社会教育担当課の連携・協働体制の構築



②県立学校と市町村立学校の学校運営協議会の連携・協働体制の構築



③管理職・事務職員マネジメント研修

広域通信制高等学校における教育の質の確保のための研究開発事業

2019年度（令和元年度）予算額：5百万円（前年度予算額：6百万円）

目的

- 一部の広域通信制高校において不適切な学校運営が行われたことを踏まえ、平成28年9月に策定した「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成30年3月一部改訂）に基づき、文部科学省として所轄庁に全面的に協力しつつ、有識者もチームとして、広域通信制高等学校への点検調査を実施する。
- ガイドラインや点検調査の結果等を踏まえ、広域通信制高等学校における管理運営や指導体制、教育内容に関する評価等の充実を図る。

広域通信制高等学校への点検調査

- 文部科学省として、所轄庁に全面的に協力しつつ、有識者もチームとして、広域通信制高等学校の管理運営や指導体制、教育内容、実施校とサポート施設等の連携の実態等について点検調査を実施する。

広域通信制高等学校の質の確保・向上に関する調査研究協力者会議

- 点検調査等の結果を踏まえたガイドラインの充実・改訂をはじめ、国・所轄庁等による点検体制の構築や第三者の参画を得た評価の仕組みの構築等の検討を行い、通信制高等学校に係る制度の見直しについて議論を進める。

広域通信制高等学校への指導方法、点検調査、評価及び研修の効果的な在り方に関する調査研究事業

- 広域通信制高等学校における管理運営や教育指導に関する評価等の在り方や、通信制高校における教員研修の在り方に関する実証研究を実施。

